

徳島市中心市街地活性化基本計画

(案)

徳島県 徳島市

令和3年 11月

目 次

1	中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
	[1] 地域の概況	1
	[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	3
	[3] 地域住民等のニーズ把握（中心市街地に関する市民アンケート）	37
	[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組	49
	[5] 中心市街地活性化の課題	60
	[6] 中心市街地活性化の方針	61
2	中心市街地の位置及び区域	62
	[1] 位置	62
	[2] 区域	63
	[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	64
3	中心市街地の活性化の目標	69
	[1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標	69
	[2] 計画期間の考え方	69
	[3] 基本方針ごとの目標指標及びフォローアップの考え方	70
4	土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	82
	[1] 市街地の整備改善の必要性	82
	[2] 具体的事業の内容	83
5	都市福利施設を整備する事業に関する事項	89
	[1] 都市福利施設の整備の必要性	89
	[2] 具体的事業の内容	90
6	公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	96
	[1] まちなか居住の推進の必要性	96
	[2] 具体的事業の内容	97
7	中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	100
	[1] 経済活力の向上の必要性	100
	[2] 具体的事業の内容等	101

8	事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	111
	[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	111
	[2] 具体的事業の内容等	112
9	事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	116
	[1] 市町村の推進体制の整備等	116
	[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	119
	[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	124
10	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	128
	[1] 都市機能の集積の促進の考え方	128
	[2] 都市計画手法の活用	128
	[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	129
	[4] 都市機能の集積のための事業等	130
11	その他中心市街地の活性化に資する事項	131
	[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	131
	[2] 都市計画等との調和	134
12	認定基準に適合していることの説明	136

様式第4〔基本計画標準様式〕

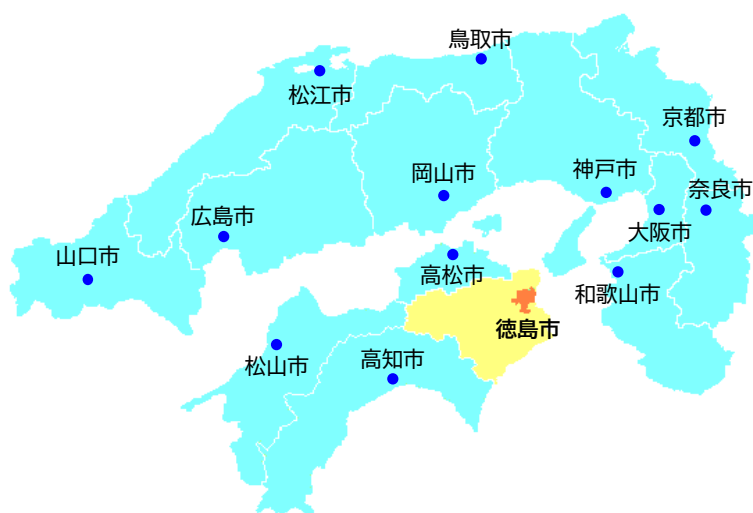
- 基本計画の名称：徳島市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：徳島市
- 計画期間：令和4年4月から令和9年3月（5年間）

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕 地域の概況

(1) 市町村の位置

面積	191.39 km ²
広さ	東西：16.4 km 南北 19.45 km
位置	東経：134度 33分 北緯：34度 4分



(2) 地勢・気候

本市は、市の北部を流れる四国一の大河・吉野川とその支流が育てた三角州に発達した、四国の東部に位置する徳島県の県庁所在地で、東西 16.4km、南北 19.45km にわたり、現在の市域面積は 191.39 km²となっている。

年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれ、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市で、本市の象徴ともいべき眉山、城山が市の中心部にあるほか、吉野川をはじめとする大小あわせて 138 もの河川が市内を流れているなど、本市は、他都市に類をみない水とともに発展してきた都市である。

特に中心市街地には、新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれている地域があり、その周囲を巡る周遊船が運航されているほか、緑や光により水の魅力を演出する景観づくりが行われるなど、水を生かした個性的な市街地が形成されている。

また、郊外においても網の目状に流れる鮎喰川や勝浦川、園瀬川などの中小河川、大神子海岸や小松海岸、中津峰山を中心とする緑豊かな山地など、貴重な自然が残されている。

(3) 徳島市及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

今から約 440 年前、豊臣秀吉によって行われた四国攻め時の功績により阿波に入国した蜂須賀家政が湊津（いのつ）の地に徳島城を築城し、城下町が形成されたのが本市の都市としてのはじまりである。

その後、阿波の政治・経済の中心として栄え、藍産業の興隆により全国的にも有数の商業都市に発展し、明治 22 年 10 月の市制施行時（人口 60,861 人 面積 11.57 km²）には全国第 10 位の大都市であった。

大正 15 年の名東郡斎津村、沖洲村の合併編入から昭和 42 年の名東郡国府町の合併編入まで、計 13 町村の合併編入などにより市域拡大を図ってきたことで、現在の市域は 191.39 km²となっており、令和 3 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 251,403 人である。

昭和 20 年 7 月 4 日の徳島大空襲で市街地の大半を焼失したが、戦後、市民の旺盛な復興意欲と抜本的な都市計画により徳島駅舎や駅前が整備され、近代的な都市へと変貌を遂げてきた。

昭和 39 年には本市を中心とする吉野川下流地区の 4 市 11 町村が徳島県から新産業都市に指定され、高度経済成長の流れの中、徳島県の近代的な工業の中核地域として成長を続けてきた。

その後、昭和 60 年 6 月には大鳴門橋が、平成 10 年 4 月には明石海峡大橋が開通し、関西から四国への玄関口としての役割を果たすことが徳島に期待されるようになった。

また、四国内でも四国四県を結ぶ 8 の字ネットワークが整備されており、今後ますます本格的な高速交通・広域交流時代が到来しようとしている。



徳島城跡「鷲の門」

(4) 徳島市における中心市街地の歴史的・文化的役割

前述したとおり、本市の中心市街地は蜂須賀家政が徳島城を築城し、城下町を築いたことが都市としてのはじまりである。明治 6 年の廃城令により城は撤去されたが、その後も徳島の政治・経済の中心地としての歩みを続けている。

特に JR 徳島駅前を中心とするエリアは、本県の交通結節点として非常に重要な位置を占めており、徳島駅を中心として商店街を含む商業施設や飲食店、宿泊施設、官公庁など多くの都市機能が集積している。

また、中心市街地を流れる新町川沿いには親水公園が帯状に整備されており、年間を通じて多種多様なイベントが開催されるなど、多くの県民、市民が訪れている。本市が世界に誇る伝統文化「阿波おどり」も本エリア内で開催されており、夏のお盆期間には世界中から 100 万人を超える観光客が訪れるなど、都市の顔としても大きな役割を果たしている。

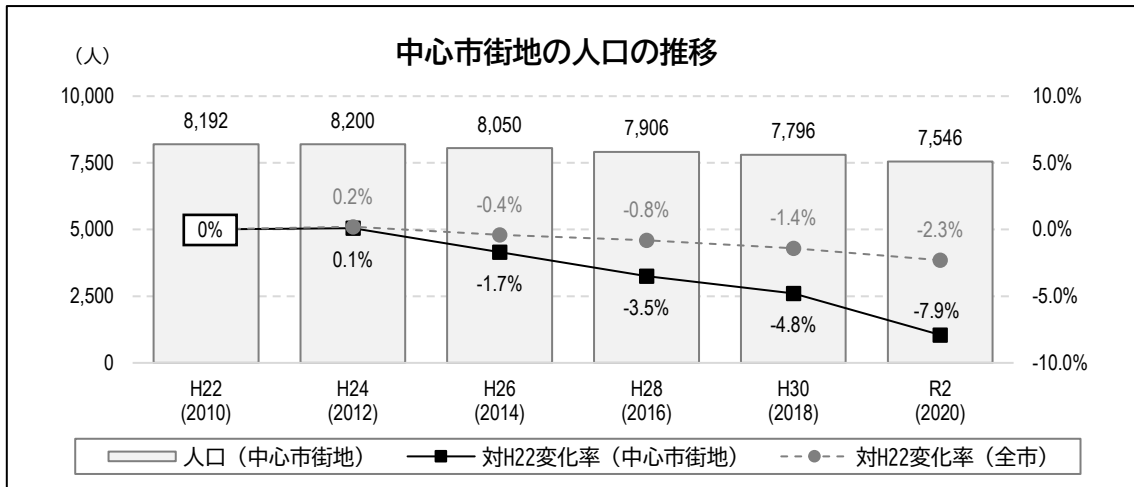
近年は、この川に囲まれた本市の中心市街地ならではの特性を生かして、橋に LED アート作品を設置することで夜間のまち歩きを楽しめる環境整備を進めたり、中心市街地のエリアを川の動線で結ぶために「川の駅」構想を推進したりといった、水都徳島の魅力を感じられるまちづくりに取り組んでいる。

[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口動態

① 中心市街地の人口

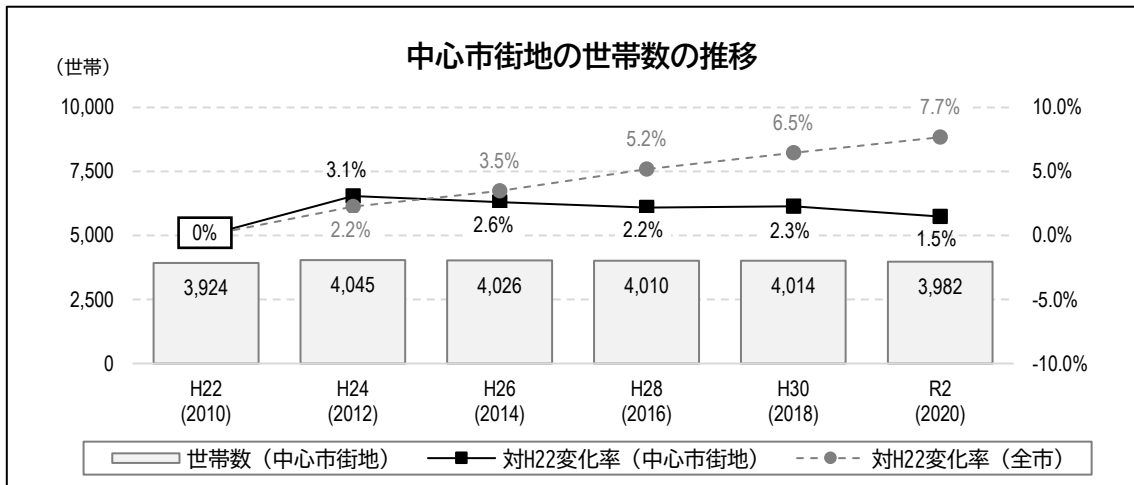
市全体の人口は徐々に減少しており、過去 10 年間で 2.3% の減少となっている。
 中心市街地も同様に人口減少のトレンドにあるが、過去 10 年間で 7.9% の減少となっており、市全体を上回るスピードで人口減少が進んでいる。



出典：徳島市「住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)」

② 中心市街地の世帯数

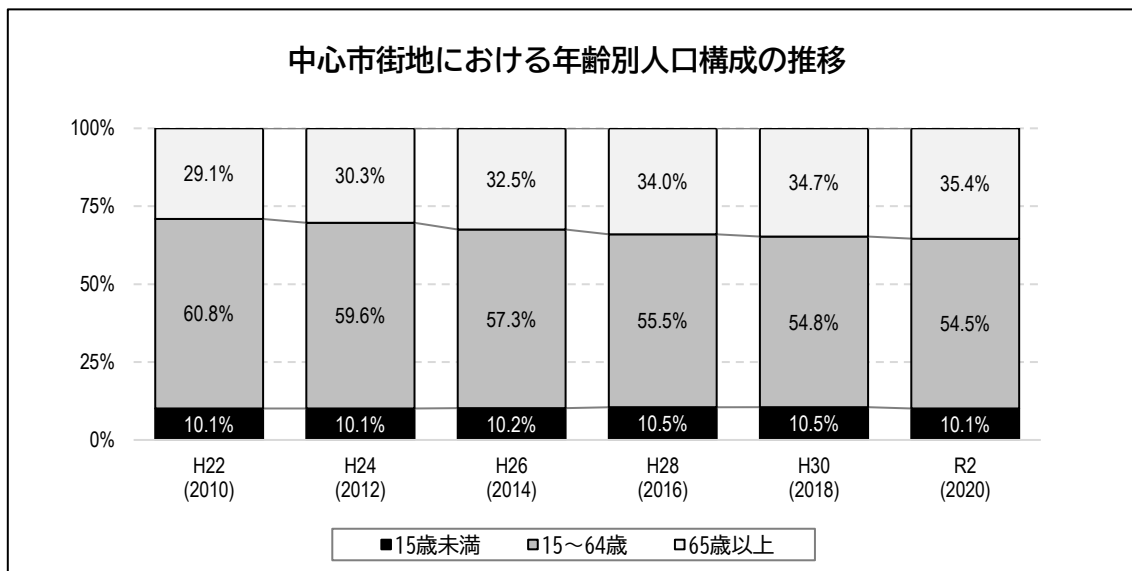
市全体の世帯数は年々増加しており、過去 10 年間で 7.7% の増加となっている一方、中心市街地では近年、世帯数の増加に歯止めがかかっており、平成 26 年以降は減少傾向にある。



出典：徳島市「住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)」

③ 中心市街地における年齢別人口構成

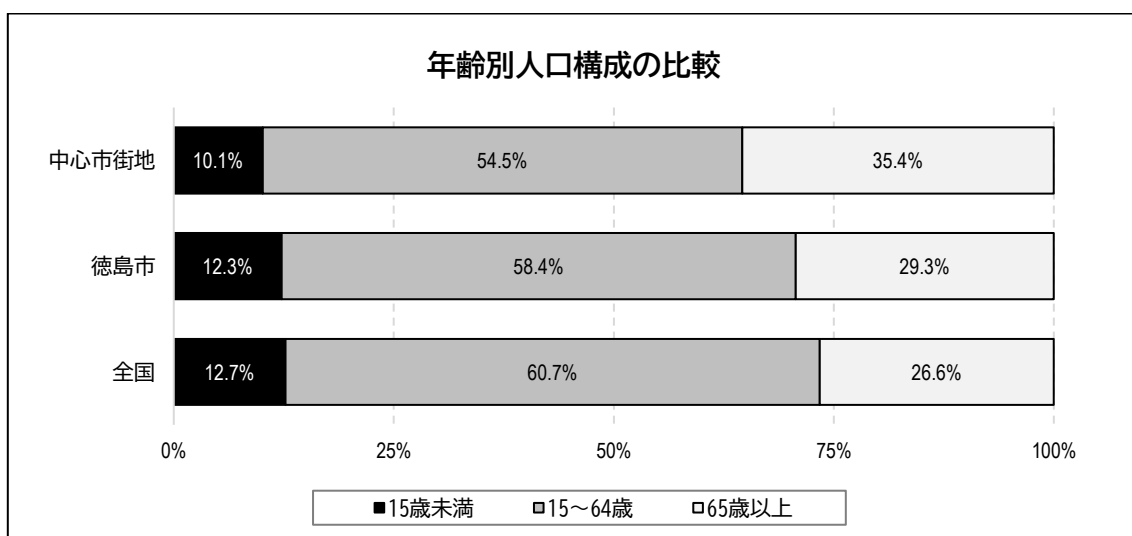
過去 10 年間、中心市街地の人口全体に占める 15 歳未満の年少人口割合はほとんど変化していない一方で、15～64 歳の生産年齢人口割合が大幅に減少し、その分 65 歳以上の高齢者人口割合が増加している状況にある。



出典：徳島市「住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）」

④ 年齢別人口構成の比較

年齢別人口構成を市全体や全国と比較すると、本市の中心市街地は 65 歳以上の高齢者人口割合が 35.4% を占めており、市全体と比べて約 6%、全国と比べて約 9% も上回る数値となっていることから、より早く高齢化が進んでいる状況がうかがえる。

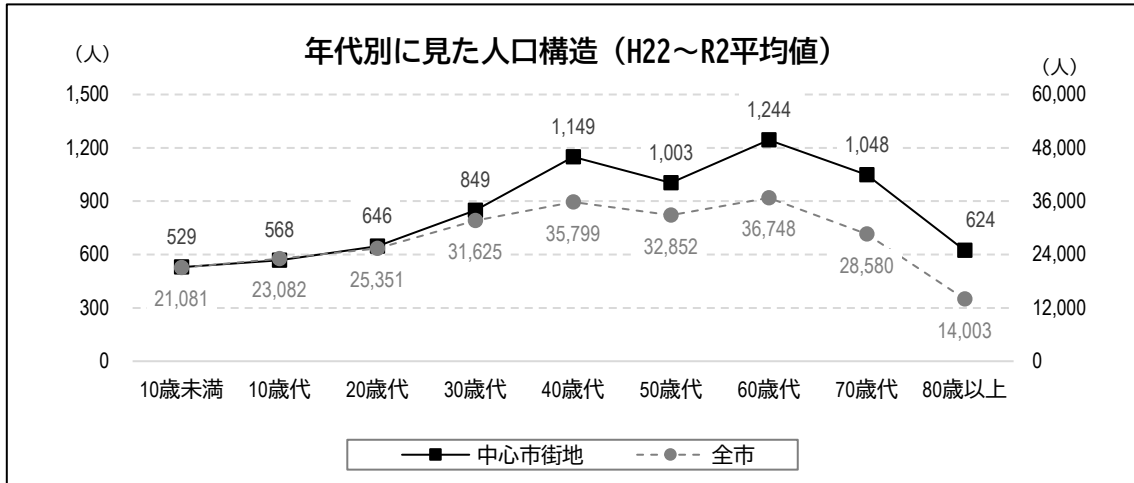


出典：総務省「国勢調査（平成 27 年）」、徳島市「住民基本台帳人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）」

⑤ 年代別に見た人口構造（H22～R2 平均値）

人口構造を年代別に見ると、中心市街地は30歳代から40歳代にかけてと、50歳代から60歳代にかけての伸び率が、全市平均と比較して大きいことが分かる。

このことから、生活にある程度のゆとりが出てきた年代は医療機関、行政官庁、金融機関などが集積した比較的良好な環境を求めて、中心市街地に移り住む傾向にあると推測される。

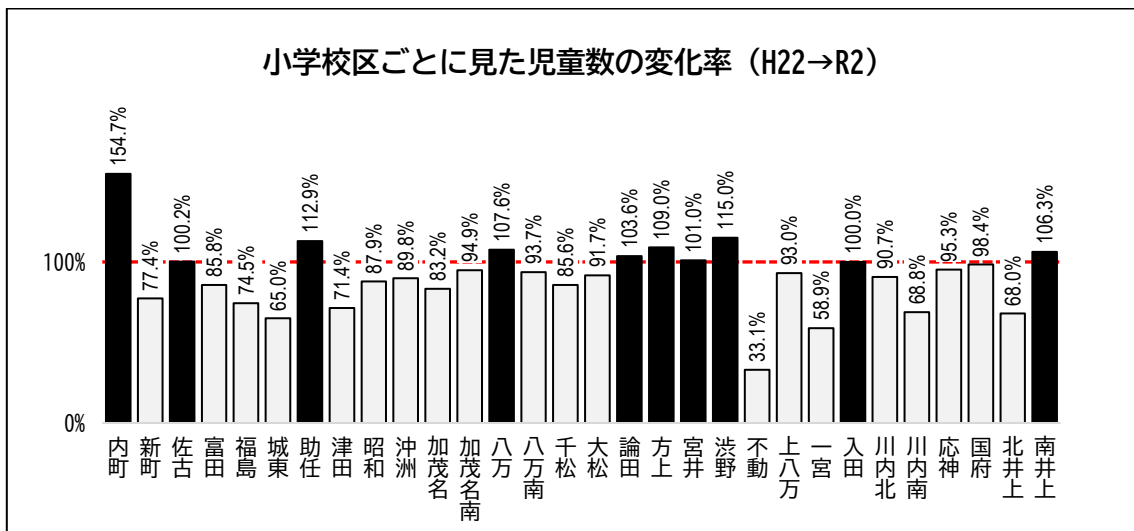


出典：徳島市「住民基本台帳人口（各年10月1日現在）」

⑥ 小学校区ごとに見た児童数の変化率（H22→R2）

過去10年間における小学校在籍児童数の変化を小学校区ごとに見ると、中心市街地を構成する内町地区に立地している内町小学校の児童数が大幅に増加していることがうかがえる。

その一方、同じく中心市街地を構成する新町地区に立地している新町小学校の児童数は減少しており、中心市街地でも地区による変化率の差異が見受けられる状況である。



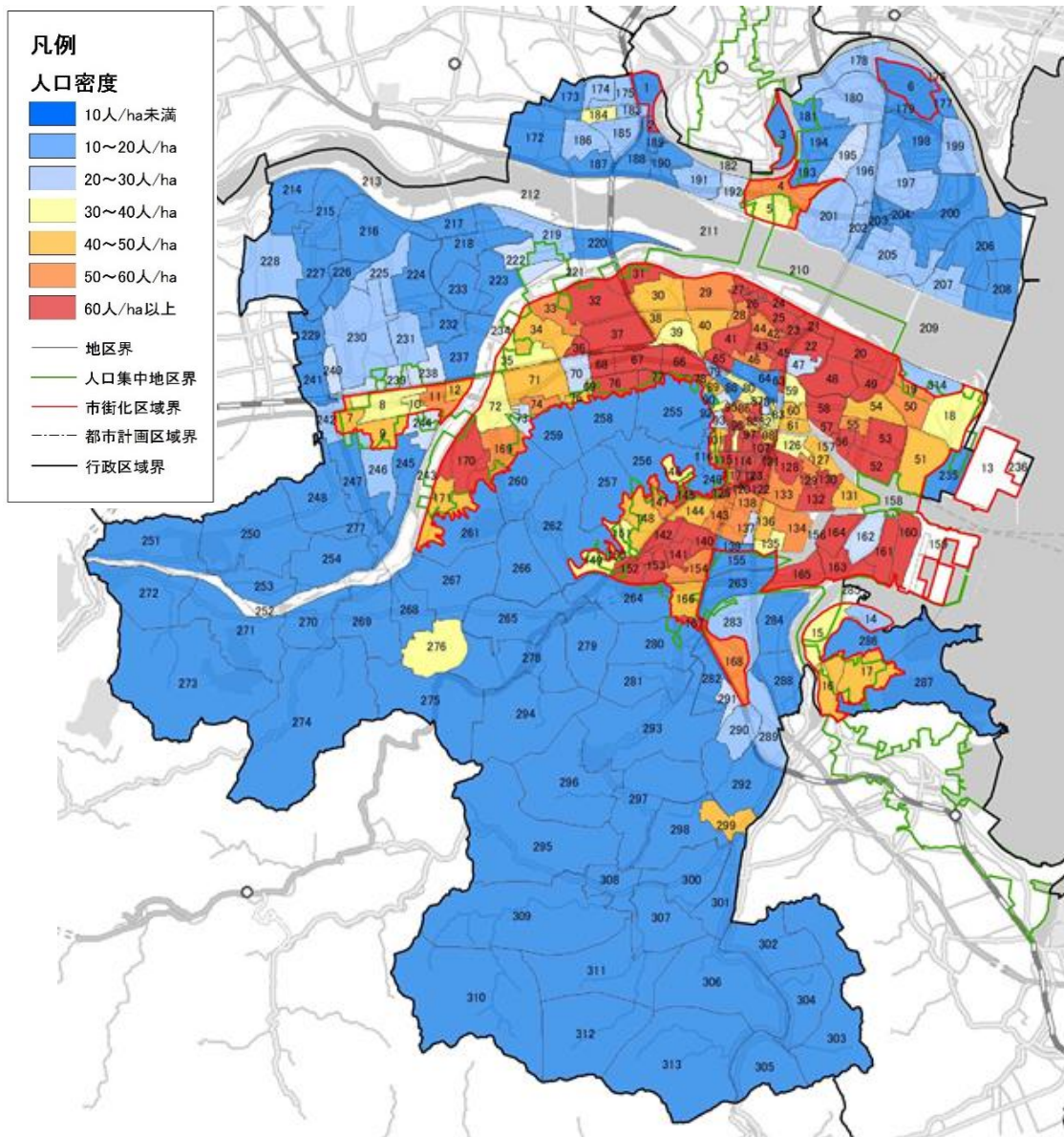
出典：県教育委員会「学校基本統計」

⑦ 人口密度の分布

本市は市街化区域を中心に人口密度が高く、特に市役所の位置する中心部において、その傾向が高くなっている。

市街化区域内では市の中心部から離れるにつれ、比較的人口密度が低い地区の分布が見られる一方、市街化調整区域ではほとんどの地区が20人/ha未満となっているが、「184.七丁原」、「276.しらさぎ台」、「299.丈領」などでは、局地的に30人/ha以上の人口の集積が見られる。

図 人口密度分布図（平成27年）



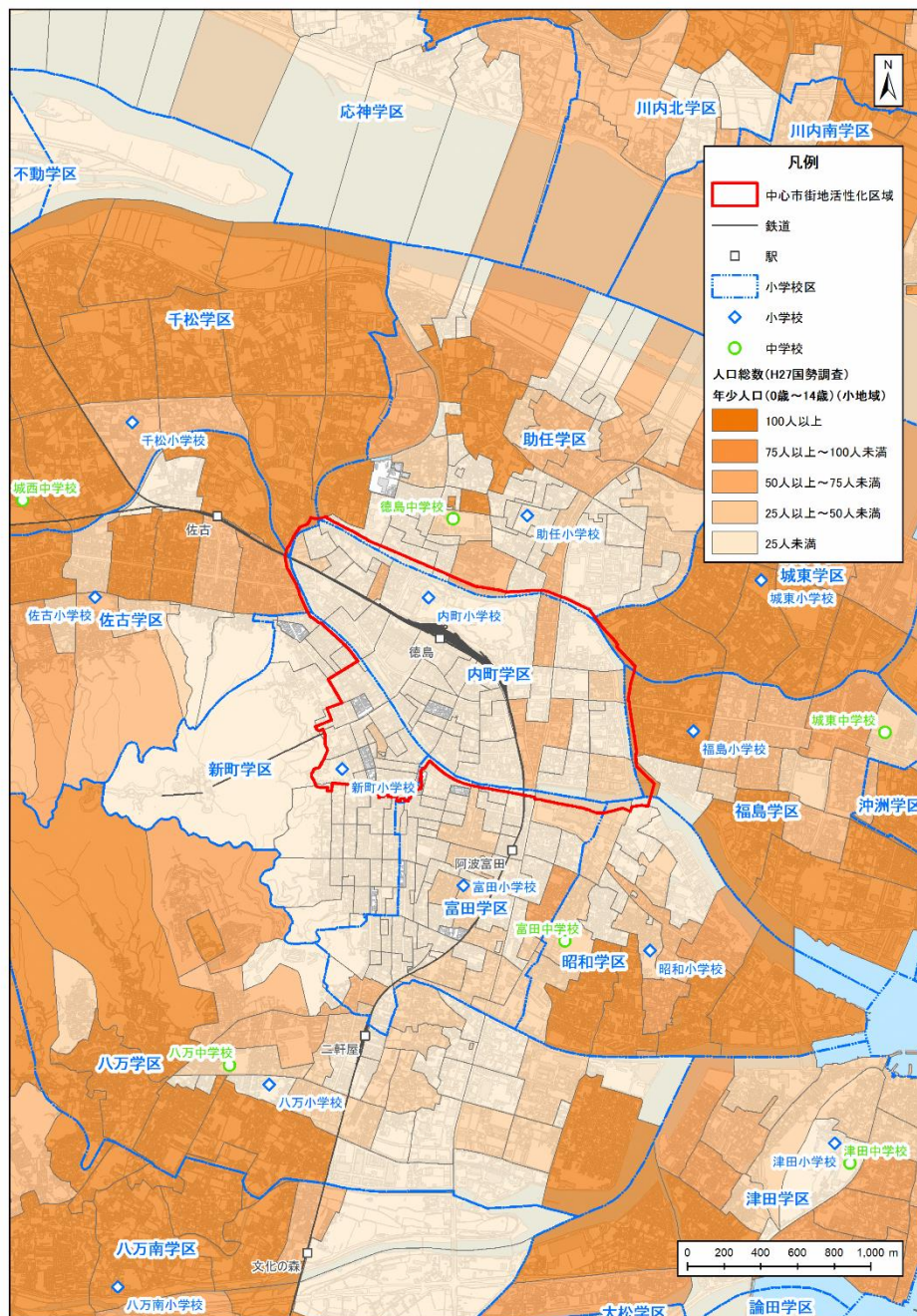
出典：国勢調査（平成27年）

⑧ 年少人口の分布

0～14歳の年少人口は、中心市街地に隣接するエリアに多く集中しており、城東小学校区や千松小学校区などの割合が高くなっている。

しかしながら、近年の小学校在籍児童数を見ると、内町小学校や助任小学校の児童数が伸びている状況にあり、逆に城東小学校や千松小学校の児童数は減少傾向にある。

図 年少人口分布

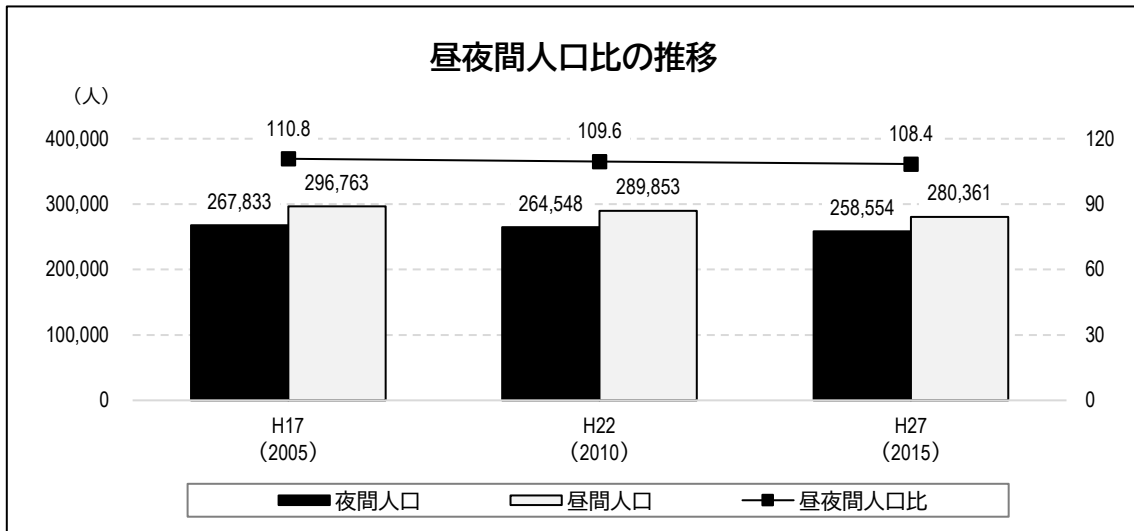


出典：国勢調査（平成27年）

⑨ 人口流動

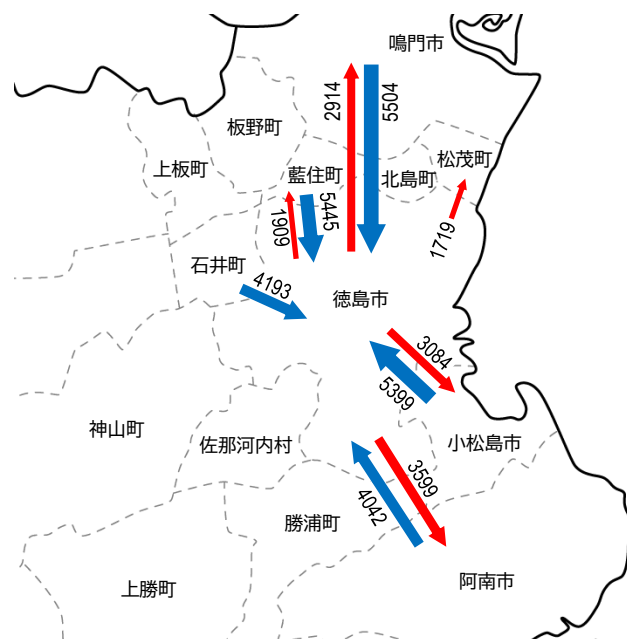
平成 17 年から平成 27 年まで、本市への流入人口は本市からの流出人口を上回っており、本市は県内の中心市として多くの人々が集まる都市となっているが、近年は昼夜間人口比が徐々に低下してきており、通勤・通学等で本市へ流入する人口が減少傾向にあることがうかがえる。

なお、平成 27 年における人口流動を見ると、流入の上位は鳴門市 5,504 人、藍住町 5,445 人、小松島市 5,399 人、流出の上位は阿南市 3,599 人、小松島市 3,084 人、鳴門市 2,914 人となっている。



出典：総務省「国勢調査」

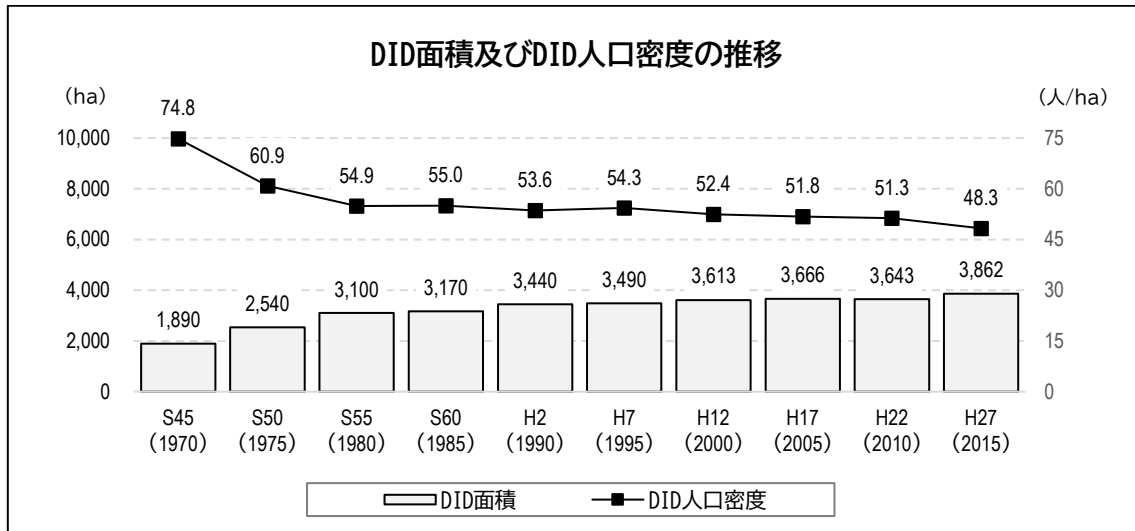
図 徳島市流出・流入状況図（平成 27 年）



注) 図は、流入・流出とも上位 5 までを表示しているため、一方向のみ表示する場合がある。

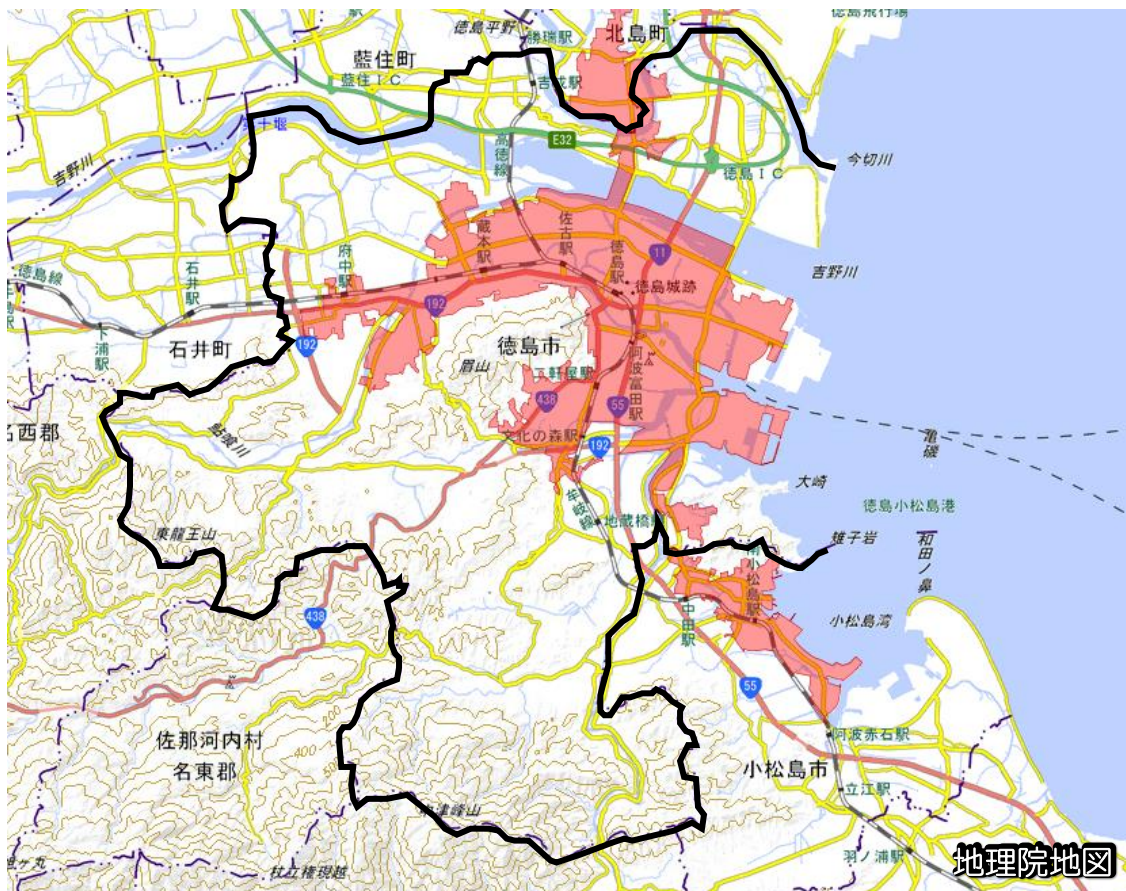
⑩ 人口集中地区 (DID)

人口集中地区 (DID) の面積は、昭和 45 年に 1,890ha であったものが平成 27 年には 3,862ha と約 2 倍になっており、市街地が広がってきていることがうかがえる。



出典：総務省「国勢調査」

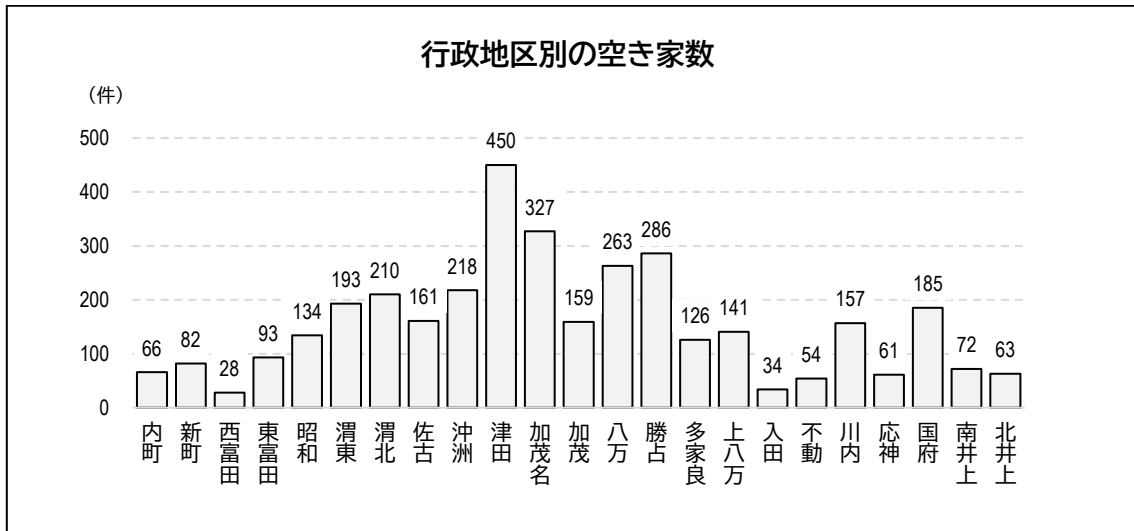
図 人口集中地区 (DID)



出典：総務省「国勢調査 (平成 27 年)」

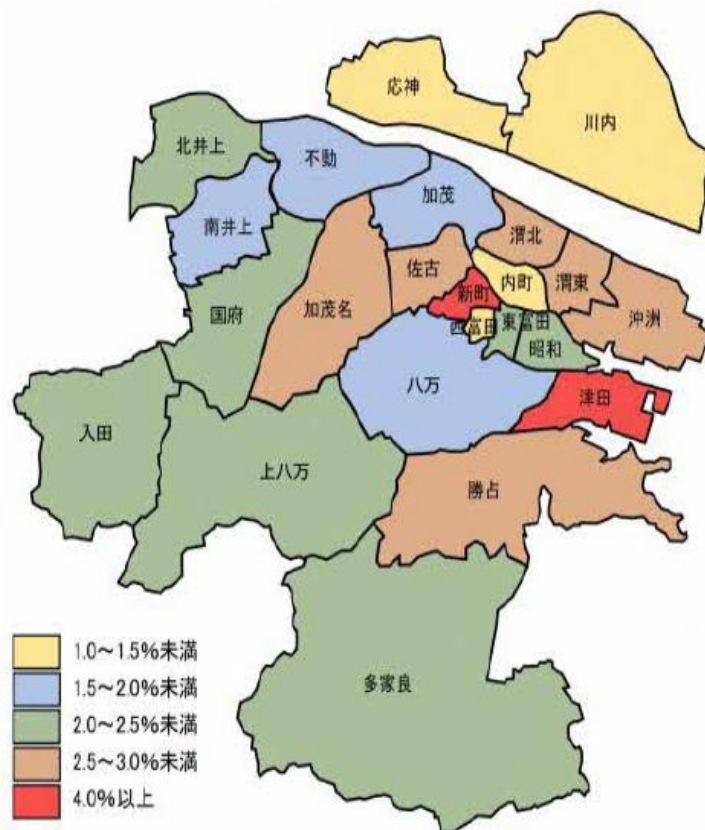
⑪ 空き家数

平成 28 年度に実施した空き家の実態調査では、本市の空き家数は 3,563 件で空き家の割合は 2.4%となっているが、人口減少が進めば、空き家の割合もさらに上昇する恐れがある。



出典：徳島市住宅課

図 行政地区別の空き家率



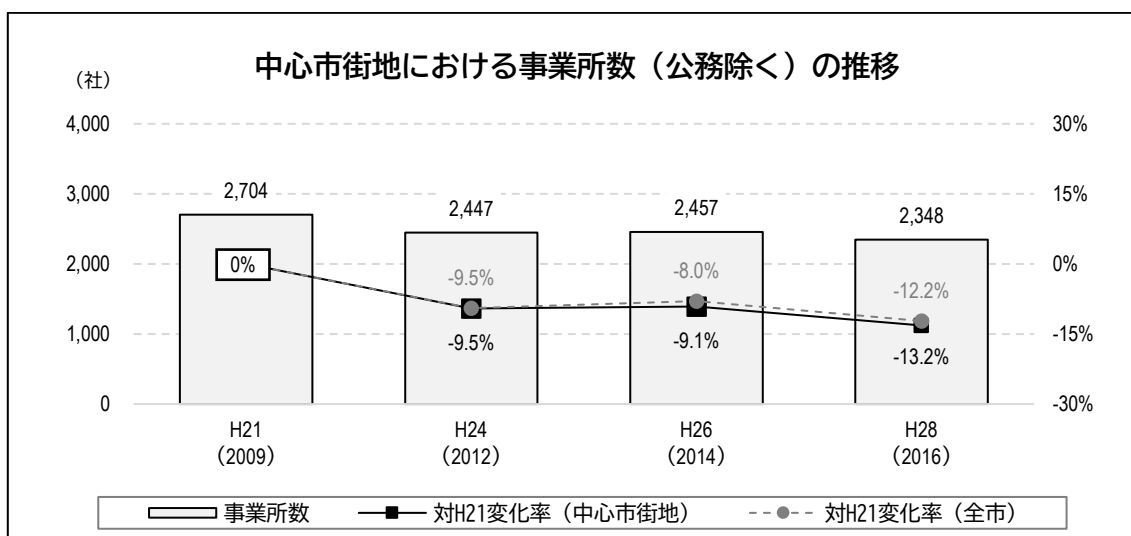
出典：徳島市住宅課

(2) 経済活力関係

① 産業全般の状況

ア 中心市街地における事業所数（公務除く）

本市の中心市街地に立地している事業所数は約10年間で10%程度減少しているが、全市平均と大きな差異はない。

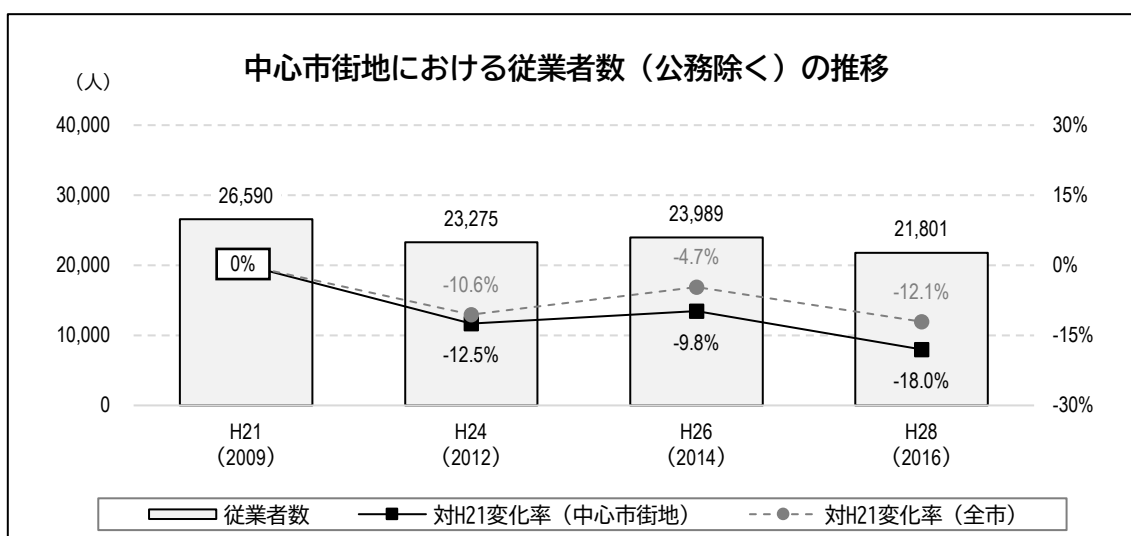


出典：総務省統計局「経済センサス－基礎調査・活動調査」

イ 中心市街地における従業者数（公務除く）

本市の中心市街地における従業者数は、約10年間で20%程度減少している。

なお、中心市街地における従業者数の減少幅は全市平均を約6%上回っており、まちなか労働人口がより速く減少していることが分かる。



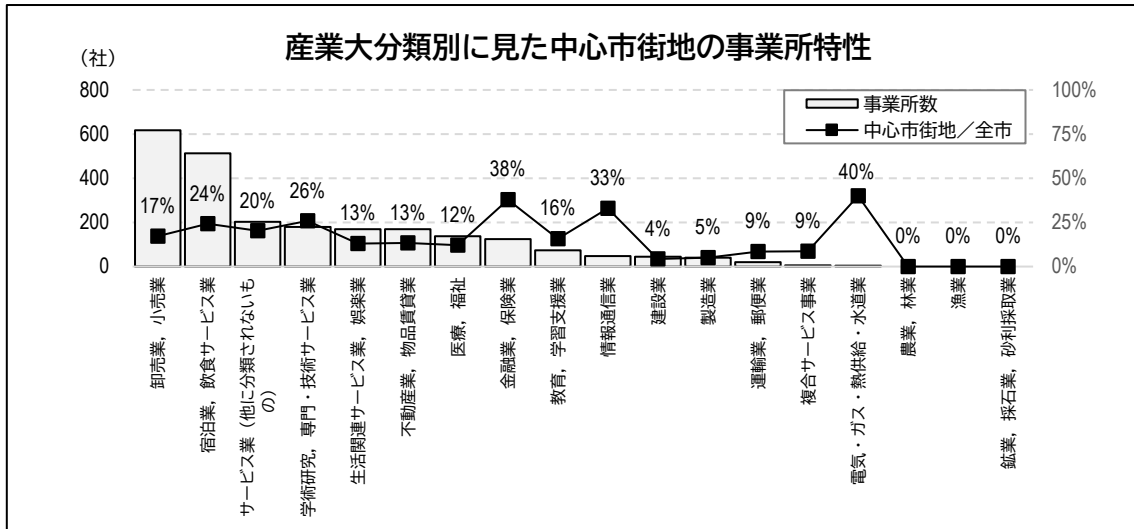
出典：総務省統計局「経済センサス－基礎調査・活動調査」

② 中心市街地の産業特性

ア 事業所数から見た中心市街地の産業特性

中心市街地で最も多くの事業所が立地している産業は「卸売、小売業」で、「宿泊業、飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」と続いている。

また、全市の事業所数に対して中心市街地の占める割合が高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」を筆頭に、「金融業、保険業」や「情報通信業」となっている。

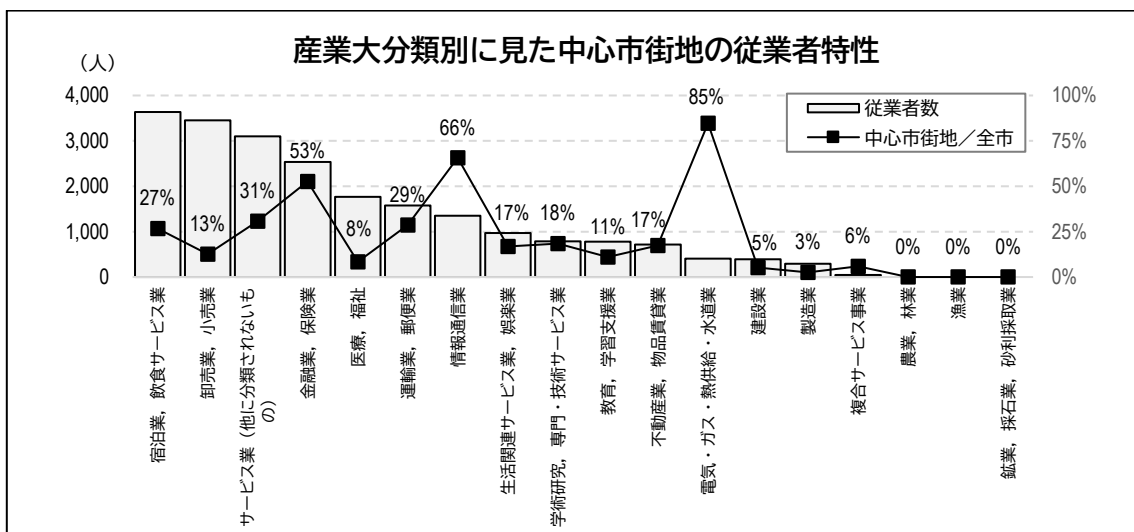


出典：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

イ 従業者数から見た中心市街地の産業特性

中心市街地で最も多くの従業者が勤めている産業は「宿泊業、飲食サービス業」で、「卸売業、小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」と続いている。

また、全市の従業者数に対して中心市街地の占める割合が高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」を筆頭に、「情報通信業」や「金融業、保険業」となっている。

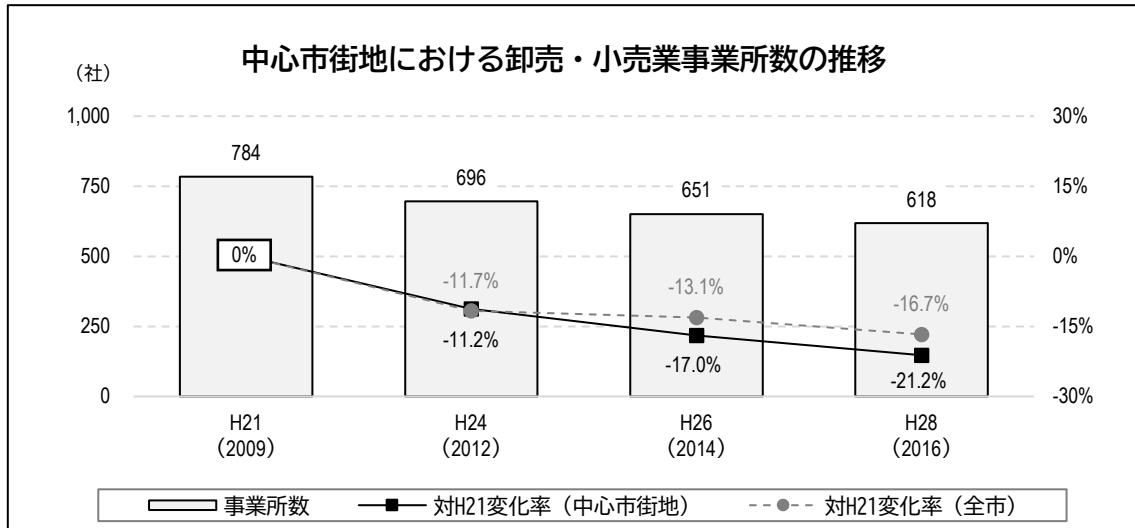


出典：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

③ 卸売・小売業の状況

ア 中心市街地における卸売・小売業事業所数

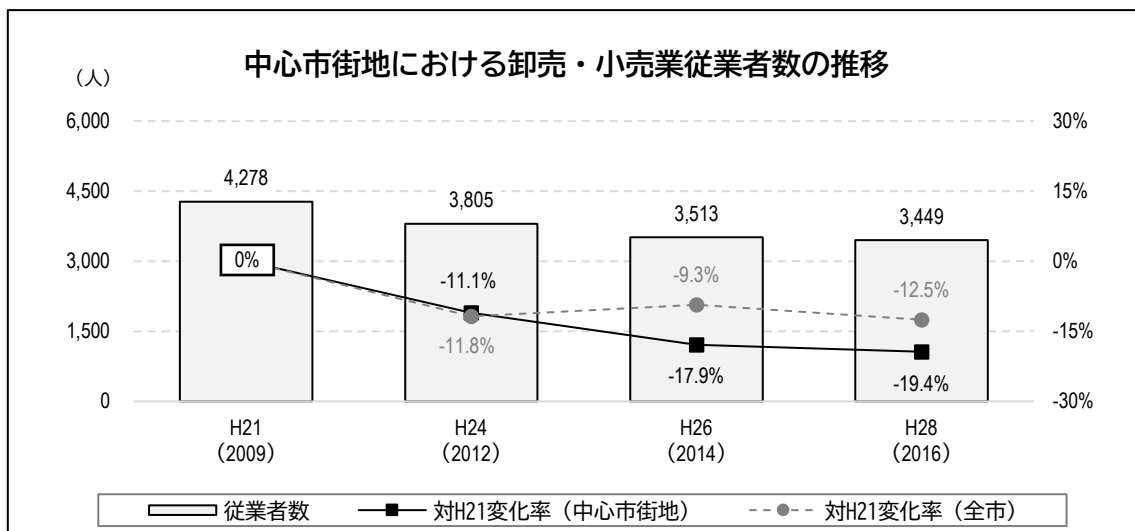
中心市街地における卸売・小売業事業所数の減少幅は全市平均を5%程度上回っており、約10年間で20%以上減少している。



出典：総務省統計局「経済センサス－基礎調査・活動調査」

イ 中心市街地における卸売・小売業従業者数

中心市街地における卸売・小売業従業者数の減少幅は全市平均を7%程度上回っており、約10年間で20%程度減少している。



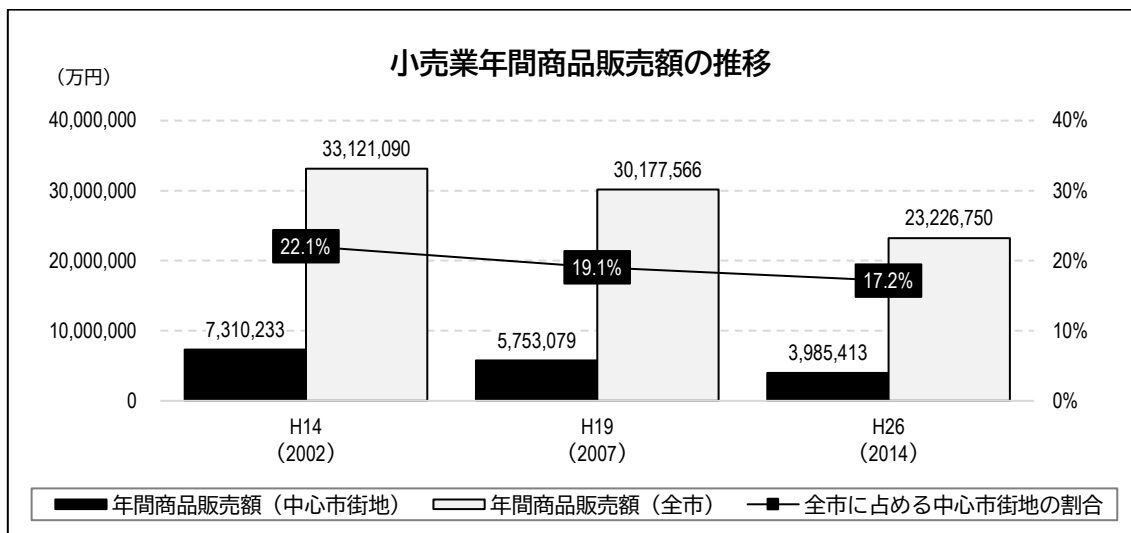
出典：総務省統計局「経済センサス－基礎調査・活動調査」

④ 小売業の状況

ア 小売業年間商品販売額

本市の中心市街地における小売業年間商品販売額は年々減少を続けており、約10年間で40%以上も減少している。

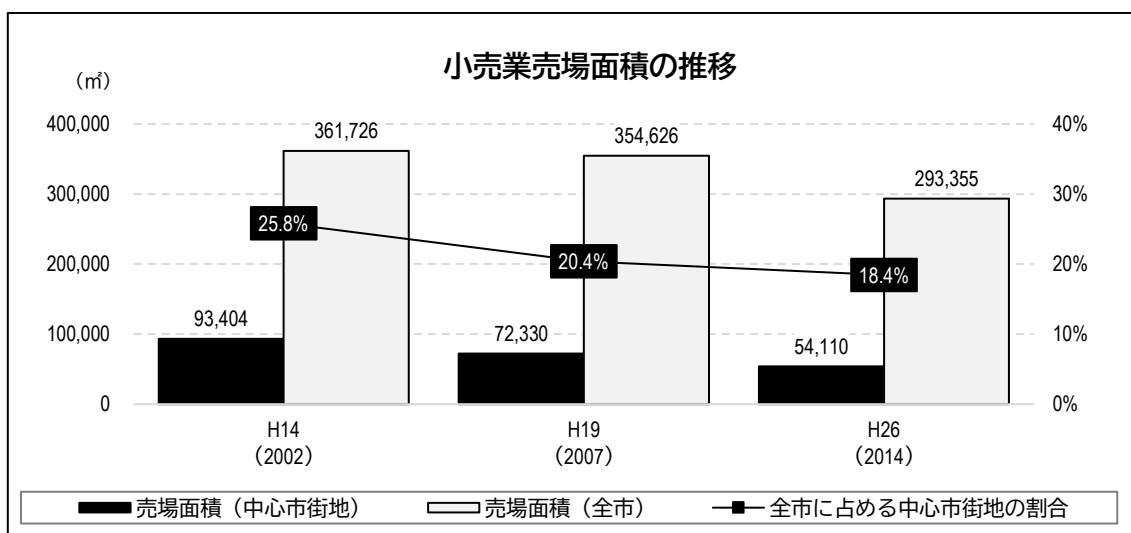
また、全市に占める中心市街地の小売業年間商品販売額の割合も徐々に縮小傾向にある。



イ 小売業売場面積

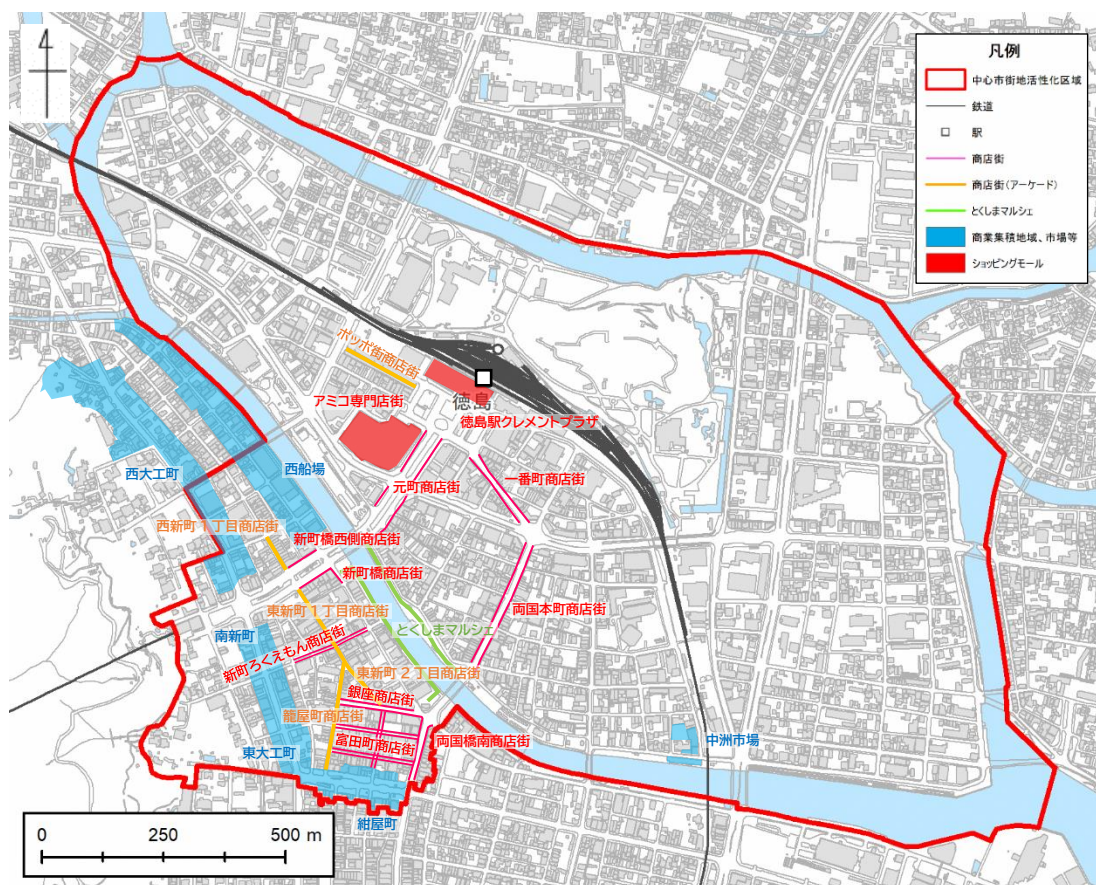
本市の中心市街地における小売業売場面積は年々減少を続けており、約10年間で40%以上も減少している。

また、全市に占める中心市街地の小売業売場面積の割合も徐々に縮小傾向にある。



ウ 商店街の立地状況

本市の中心市街地には、商店街が16箇所（ショッピングモール2箇所を含む）あるほか、商業が集積しているエリアや市場が6箇所あり、鉄道南側を中心に商業が面的に集積しているが、前述のとおり、事業所数、従業員数、販売額とも減少傾向で、商店街では空き店舗や空き地が点在している。



※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500 地形図を複製したものである（承認番号 令3 徳島市指令都政 12 号）

出典：商店街マップ

表 商店街ごとの空き店舗の状況（令和3年度）

番号	商店街	営業店舗数	空き店舗数	空き店舗率
1	西新町1丁目商店街	12	5	29%
2	新町橋西側商店街	-	-	-
3	東新町1丁目商店街	30	12	29%
4	東新町2丁目商店街	-	-	-
5	籠屋町商店街	29	14	33%
6	銀座商店街	38	12	24%
7	両国橋南商店街	34	11	24%
8	ポツポ街商店街	21	31	60%
9	中洲総合水産市場	9	6	40%
10	新町ろくえもん商店街	18	8	31%
11	富田町商店街	120	0	0%
12	新町橋商店街	10	4	29%
13	両国本町商店街	39	3	7%
14	元町商店街	26	1	4%
15	アミコ専門店街	42	8	16%
16	紺屋町商店街	27	5	16%

※ 組合等へのアンケート調査結果。組合等が休止中、又はアンケート未回答のため数値不明の商店街あり。

※ 空き店舗とは、オーナーに貸出意向があるにも関わらず借り手がない物件を言う。

エ 大規模商業施設の立地状況

この20年間に、徳島駅を中心とする10km圏内にフジグラン北島（平成13年11月開業）、マルナカ徳島店（平成15年12月開業）、フジグラン石井（平成18年3月開業）、ゆめタウン徳島（平成23年11月開業）、イオンモール徳島（平成29年4月開業）といった大規模商業施設が相次いで進出した。

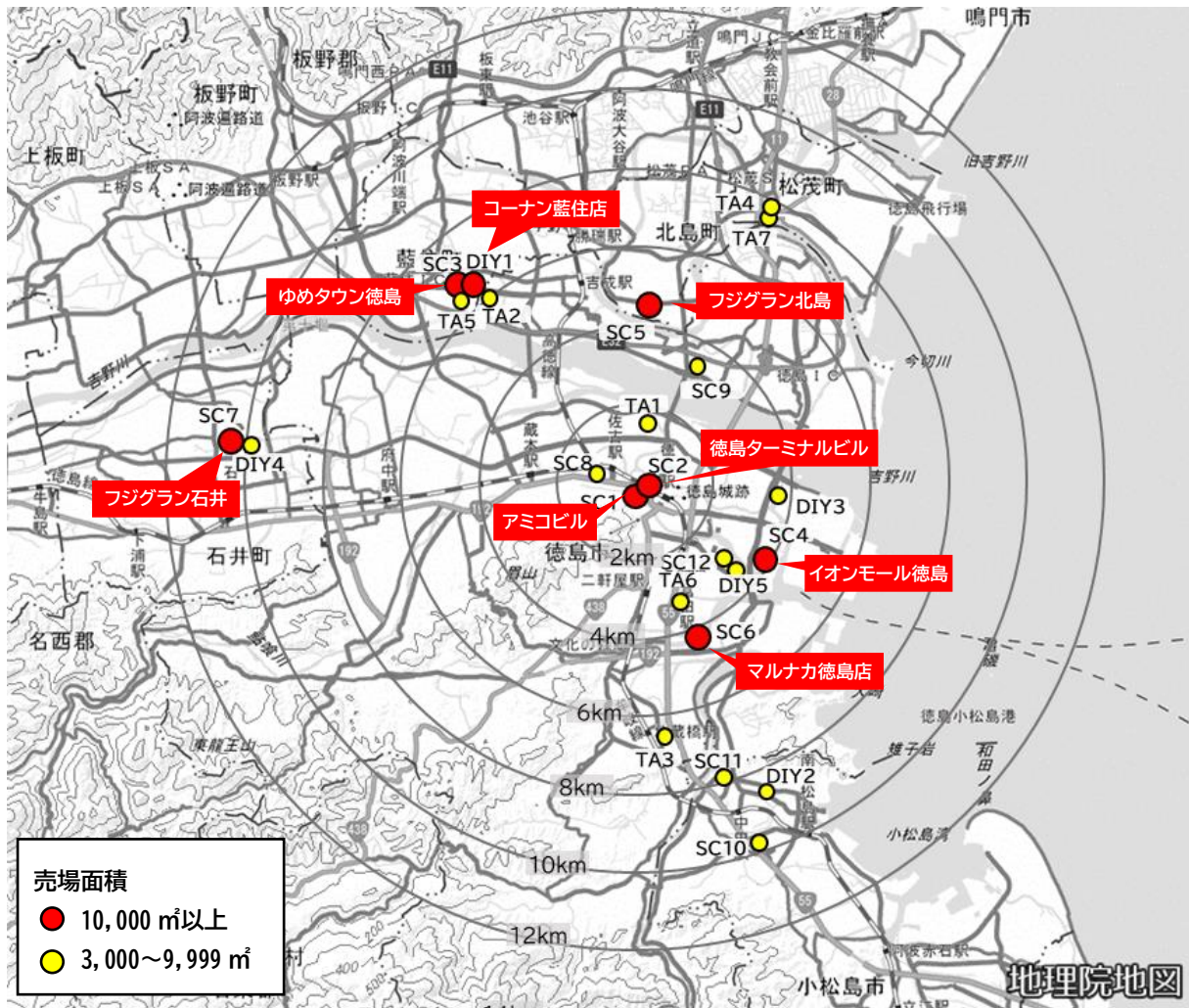
その一方で徳島駅前に立地していた商業施設は撤退が相次いでおり、丸新百貨店（平成7年3月閉業）、徳島ビブレ（平成11年4月閉業）、ダイエー徳島店（平成17年11月閉業）、とくしまCITY（平成25年7月閉業）に続いて、令和2年8月には徳島駅前に立地していた県内唯一の百貨店「そごう徳島店」が閉店するなど、中心市街地における商業機能の低下が続いている。

表 同一商圈内における大規模集客施設の立地状況（売場面積 3,000 m²以上）

区分	番号	施設名称	市町名	売場面積 (m ²)	備考
ショッピングセンター	SC1	徳島駅前西地区市街地再開発ビル(アミコビル)	徳島市	81,633	※床面積
	SC2	徳島ターミナルビル	徳島市	48,458	※床面積
	SC3	ゆめタウン徳島	藍住町	40,000	
	SC4	イオンモール徳島	徳島市	36,405	
	SC5	フジグラン北島	北島町	18,828	
	SC6	マルナカ徳島店	徳島市	16,433	
	SC7	フジグラン石井	石井町	14,017	
	SC8	ハローズ佐古店	徳島市	5,496	
	SC9	ドン・キホーテ徳島応神町店	徳島市	4,635	
	SC10	小松島日開野ショッピングセンター	小松島市	4,203	
	SC11	ハローズ江田店	小松島市	3,331	
	SC12	ハローズ徳島万代店	徳島市	3,051	
ホームセンター	DIY1	ホームセンターコーナン徳島藍住店	藍住町	16,667	
	DIY2	ホームセンターコーナン小松島店	小松島市	9,730	
	DIY3	ホームセンターコーナン徳島住吉店	徳島市	3,775	
	DIY4	フジグラン石井東エリア	石井町	3,435	
	DIY5	DCM ダイキ万代店	徳島市	3,220	
その他	TA1	ヤマダ電機テックランド徳島本店	徳島市	6,950	
	TA2	ケーズデンキ藍住店	藍住町	6,840	
	TA3	ニトリ徳島南店	徳島市	5,193	
	TA4	ニトリ松茂店	松茂町	5,106	
	TA5	ヤマダ電機テックランド徳島藍住店	藍住町	4,287	
	TA6	ケーズデンキ沖浜店	徳島市	4,101	
	TA7	ヤマダ電機テックランド松茂	松茂町	3,494	

出典：徳島県企業支援課

図 同一商圈内における大規模商業施設の分布図（売場面積 3,000 m²以上）

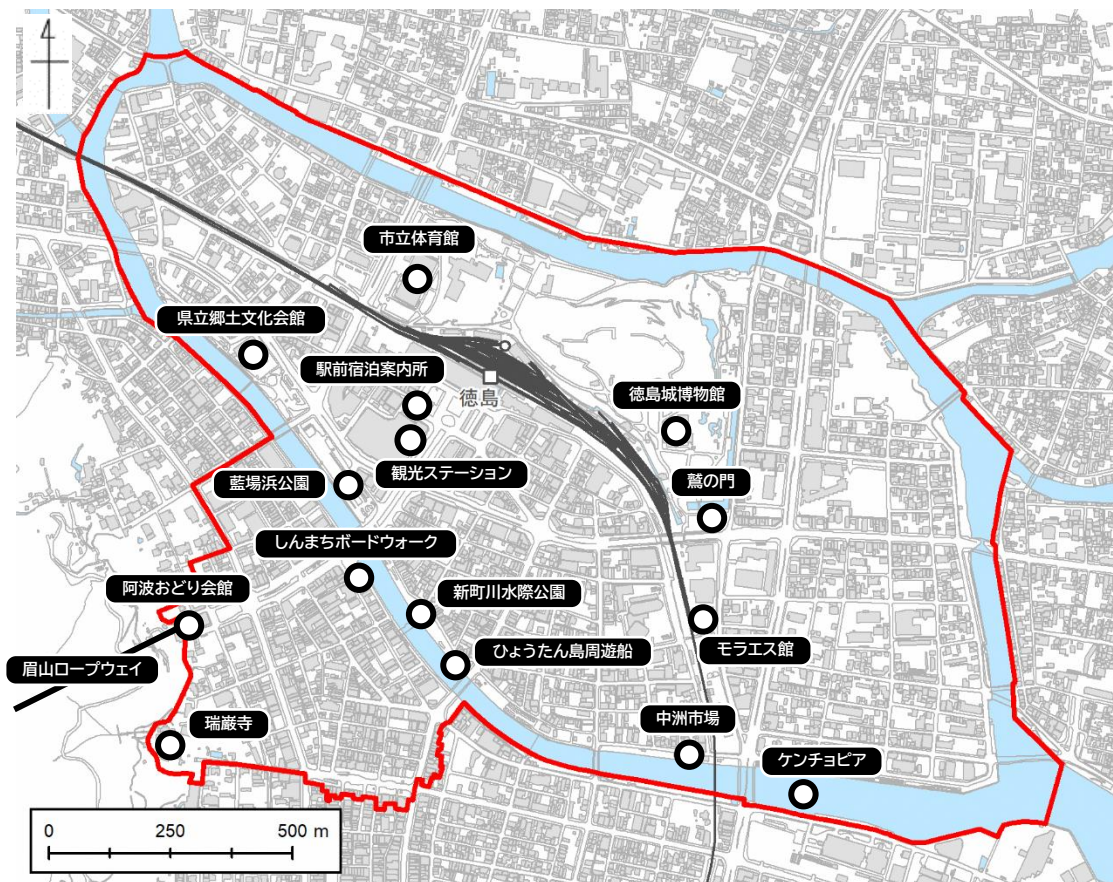


⑤ 観光業の状況

ア 中心市街地の観光資源

本市の中心市街地には、徳島最大の観光資源である阿波おどりを通年で楽しめる「阿波おどり会館」を中心に、眉山山頂へと続く「眉山ロープウェイ」、徳島藩の城下町として発展した歴史に触れられる「徳島城博物館」などの観光資源が集積している。

また、中心市街地を流れる新町川沿いには親水公園が帯状に整備され、藍場浜公園やしんまちボードウォークを中心に、「阿波おどり」や「とくしまマルシェ」など、本市を代表するイベントが定期的で開催されている。



※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500 地形図を複製したものである（承認番号 令3 徳島市指令都政 12号）



阿波おどり



阿波おどり会館



とくしまマルシェ



新町川水際公園



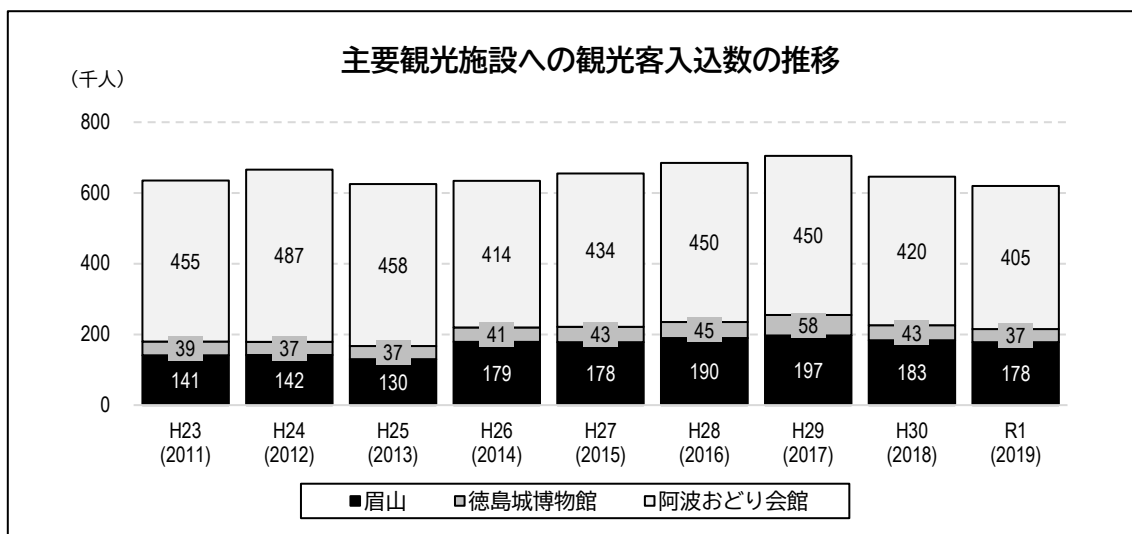
ひょうたん島周遊船



徳島城址・鷺の門

イ 主要観光施設への観光客入込数の推移

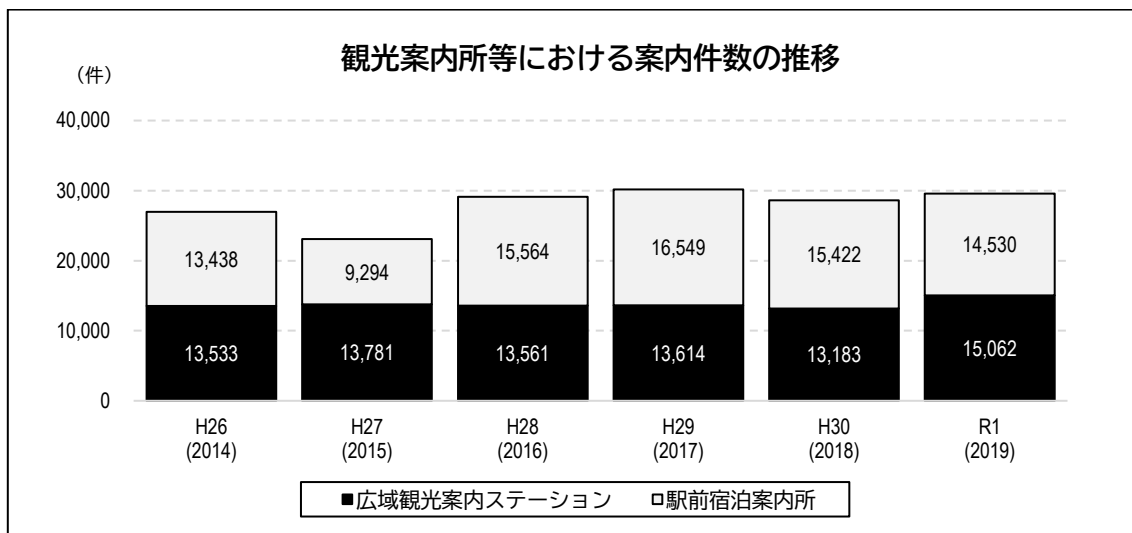
阿波おどり会館をはじめ本市の中心市街地に立地する主要観光施設の観光客入込数は、この10年程度横ばいの傾向にある。



出典：徳島市にぎわい交流課

ウ 観光案内所等における案内件数の推移

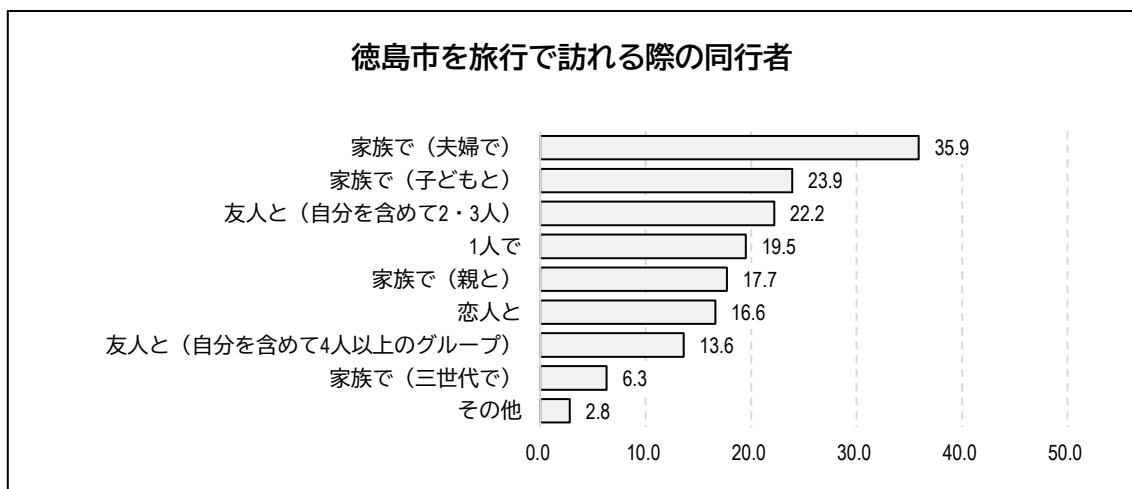
中心市街地には（一社）イーストとくしま観光推進機構が運営する「広域観光案内ステーション」と徳島市旅館組合が運営する「駅前宿泊案内所」があり、それら観光案内所における案内件数はこの数年、概ね横ばいで推移している。



出典：徳島市にぎわい交流課

エ 徳島市を旅行で訪れる際の同行者

徳島市を旅行で訪れる際の同行者として最も多いのは「家族で（夫婦で）」であり、次いで「家族で（子どもと）」、「友人と（自分を含めて2・3人）」となっている。

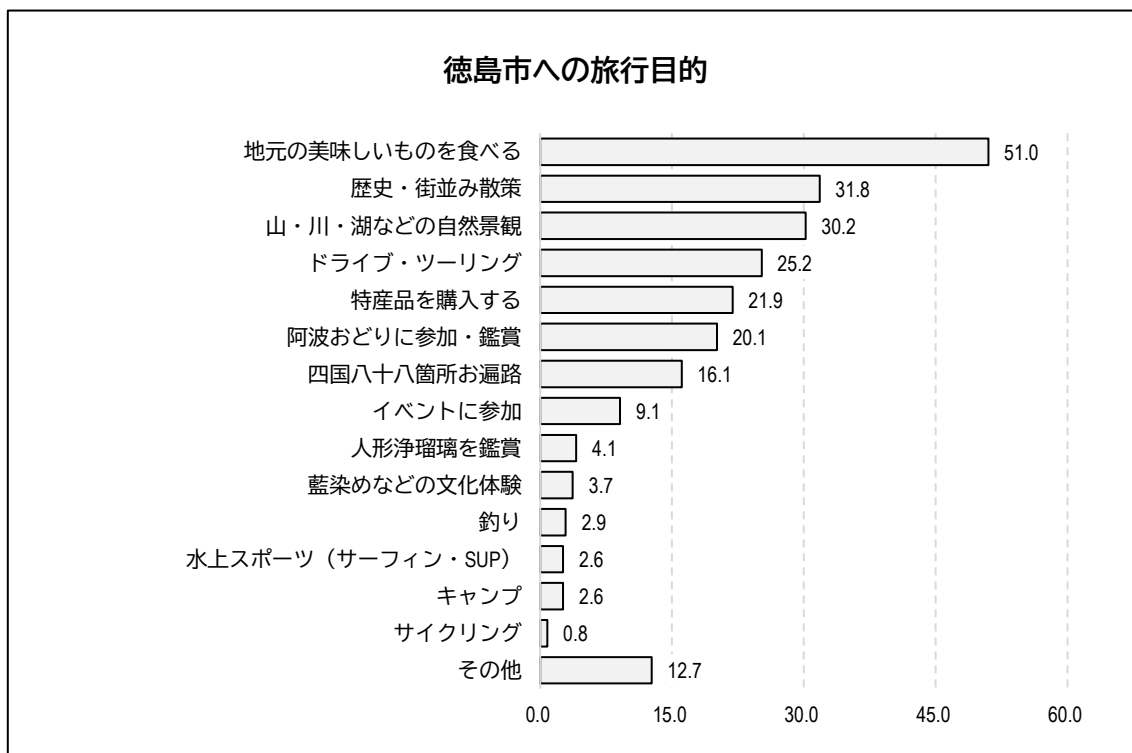


出典：徳島市にぎわい交流課「効果的なプロモーション実施に向けた観光実態調査（平成30年3月）」

オ 徳島市への旅行目的

徳島市への旅行目的として最も多く選択した項目は「地元の美味しいものを食べる」であり、回答者の半数以上を占めている。

食に続いて、「歴史・街並み散策」や「山・川・湖などの自然景観」などが旅行目的として高い割合となっている。



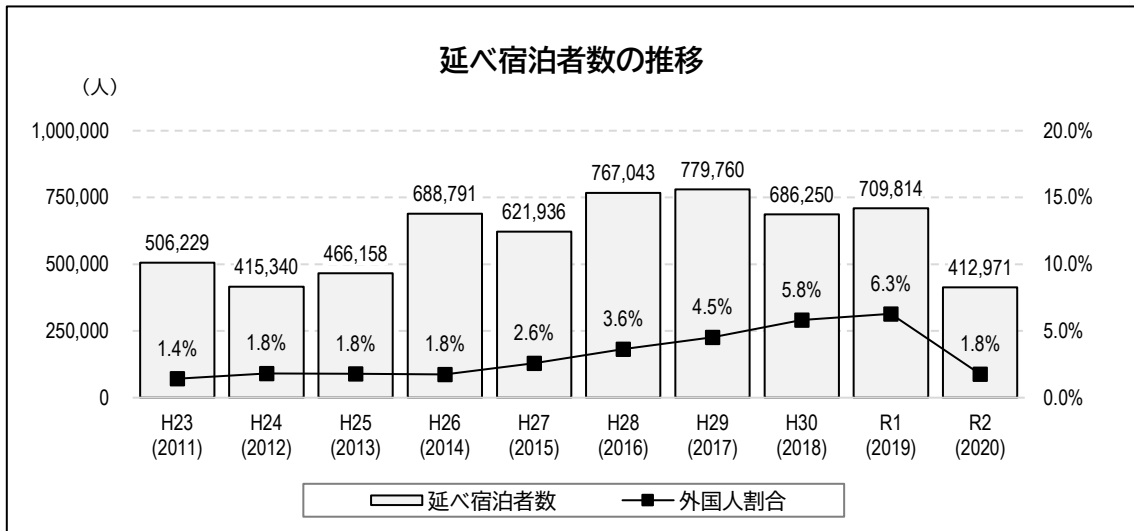
出典：徳島市にぎわい交流課「効果的なプロモーション実施に向けた観光実態調査（平成30年3月）」

⑥ 宿泊業の状況

ア 延べ宿泊者数の推移

本市の宿泊施設は、JR徳島駅前をはじめとする中心市街地にその多くが立地しており、宿泊施設の延べ利用者数は年々増加していたが、平成29年をピークとして増加に歯止めがかかっている状況にある。

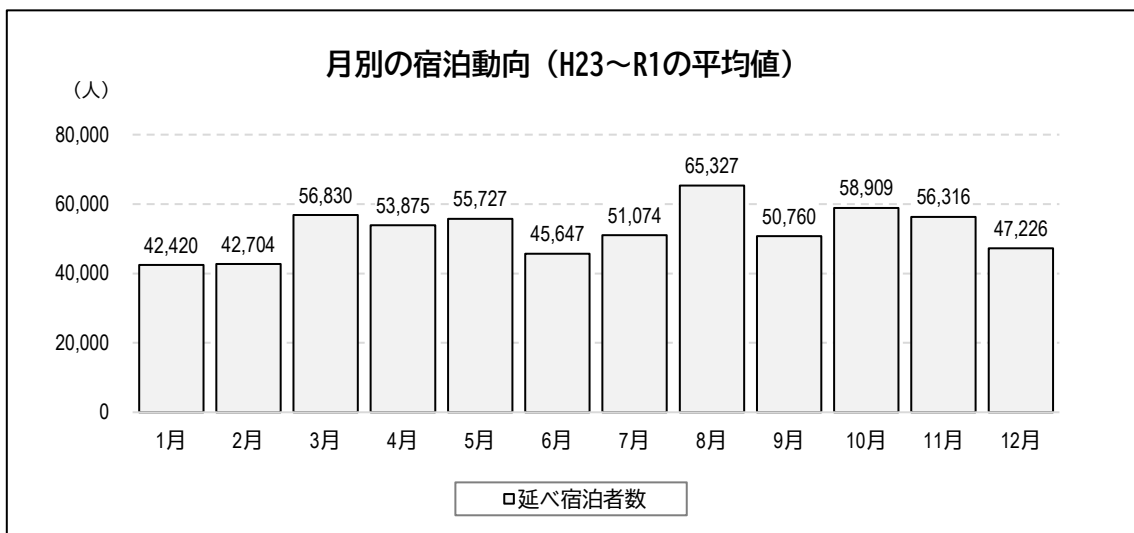
また、宿泊者全体に占める外国人割合は大幅に増加しているものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊者数が半減し、特に外国人宿泊客は約7千人に留まった。



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

イ 月別の宿泊動向 (H23～R1の平均値) ※ R2は新型コロナウイルス感染症の影響があるため除外

本市の宿泊者数を月別に見ると、阿波おどりが開催される8月を筆頭に、行楽シーズンを迎える春と秋の宿泊者数が多いことがうかがえる。



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

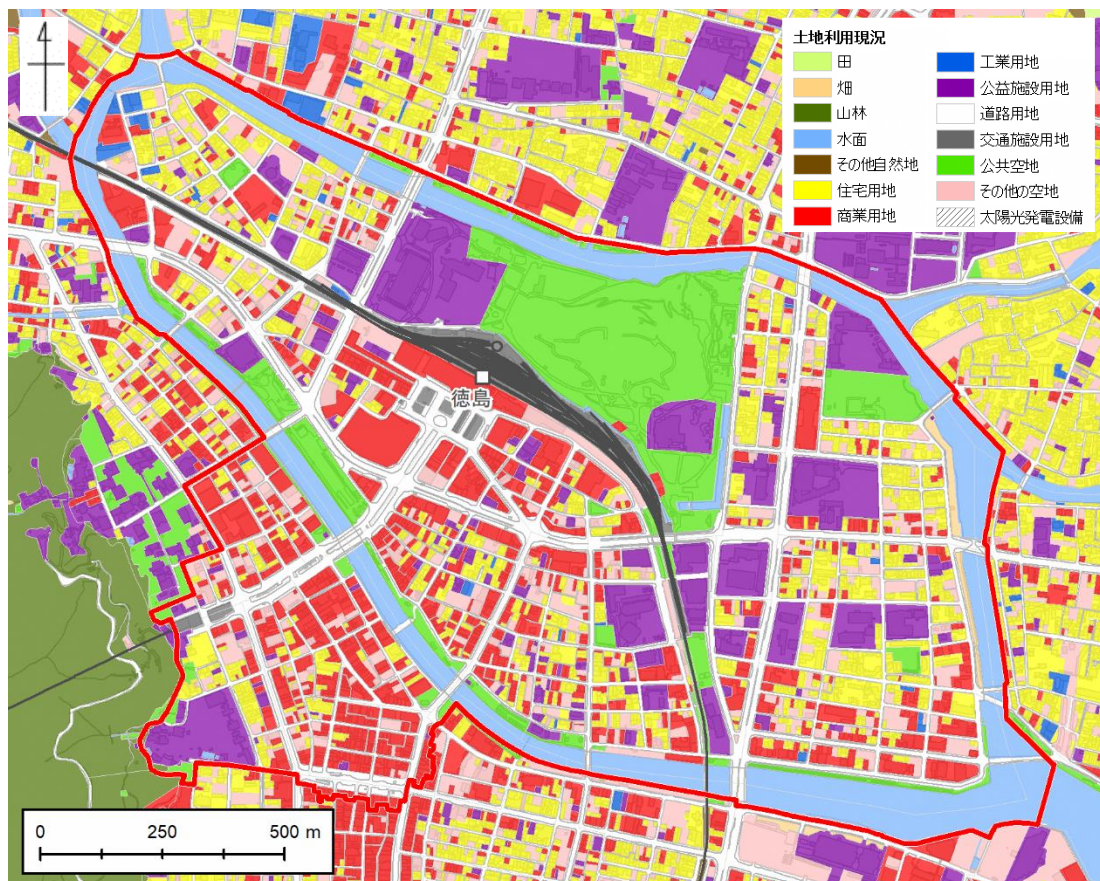
⑦ 土地の利用状況

本市の中心市街地は、鉄道南側および広域幹線道路沿道を中心に商業系用途が指定されているが、区域西側の一部及び東側の一部は工業系、その他のエリアは住居系用途が指定されている。

また、商業用地が 19.5%と最も多く（道路を除く）、次いで公益施設用地が 14.5%、公共空地が 13.6%、住宅用地 12.9%と続いており、商業を中心として、公益施設、公園・広場、住宅等の多様な機能が集積している。

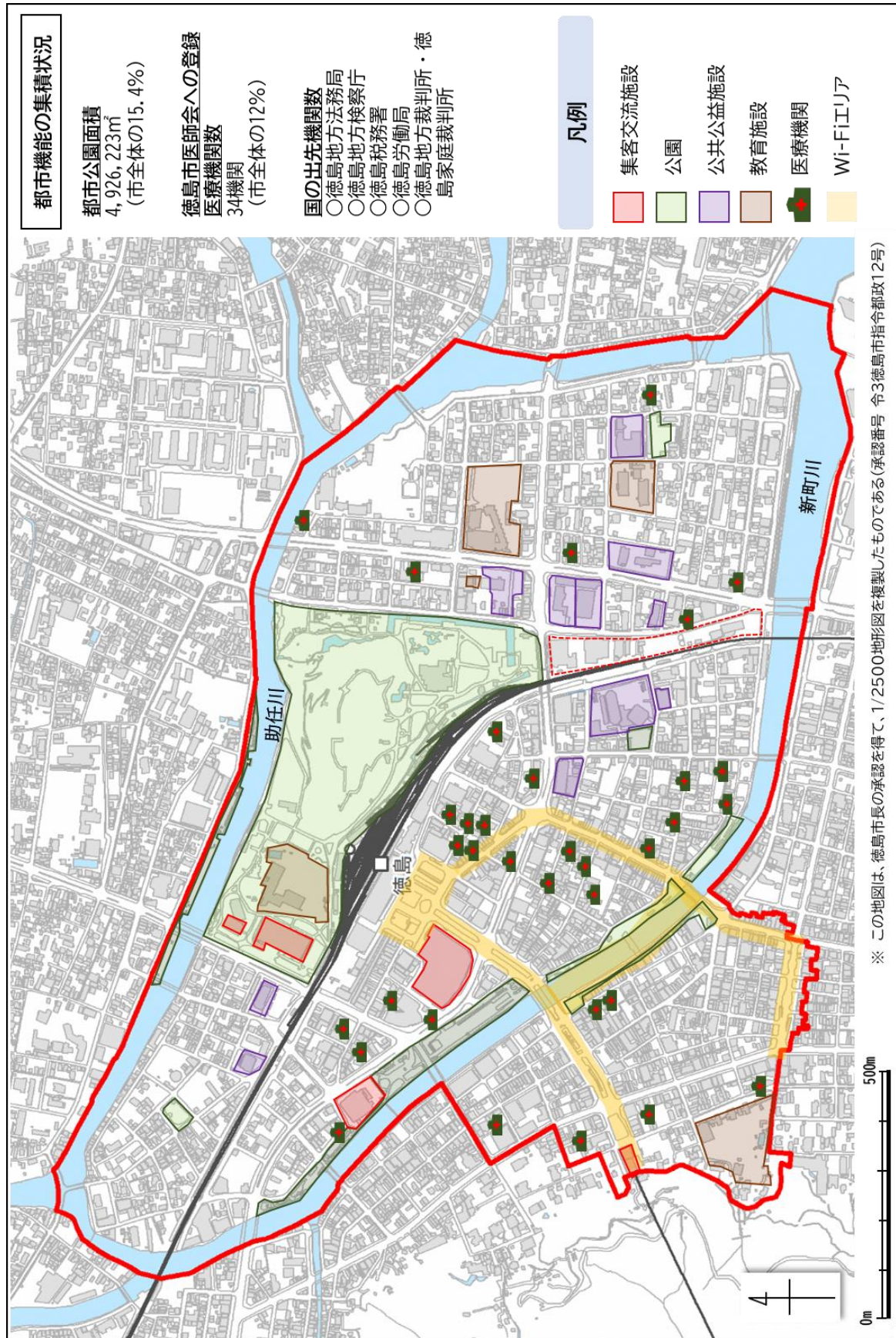
一方で、区域全体において空地（平面駐車場を含む）が 8.5%を占めており、低未利用地が点在している。

図 土地利用現況図



※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500 地形図を複製したものである（承認番号 令3 徳島市指令都政 12 号）

⑧ 中心市街地における主な都市機能の集積状況

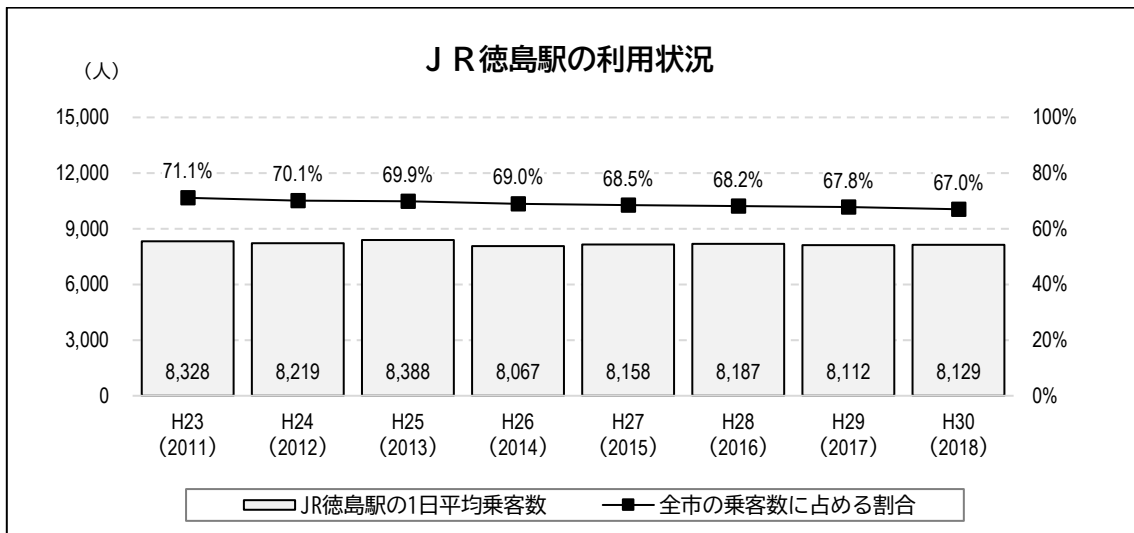


⑨ 交通の状況

ア JR 徳島駅の1日平均乗客数

JR 徳島駅の1日平均乗車人数は過去10年間横ばいの状況にある。

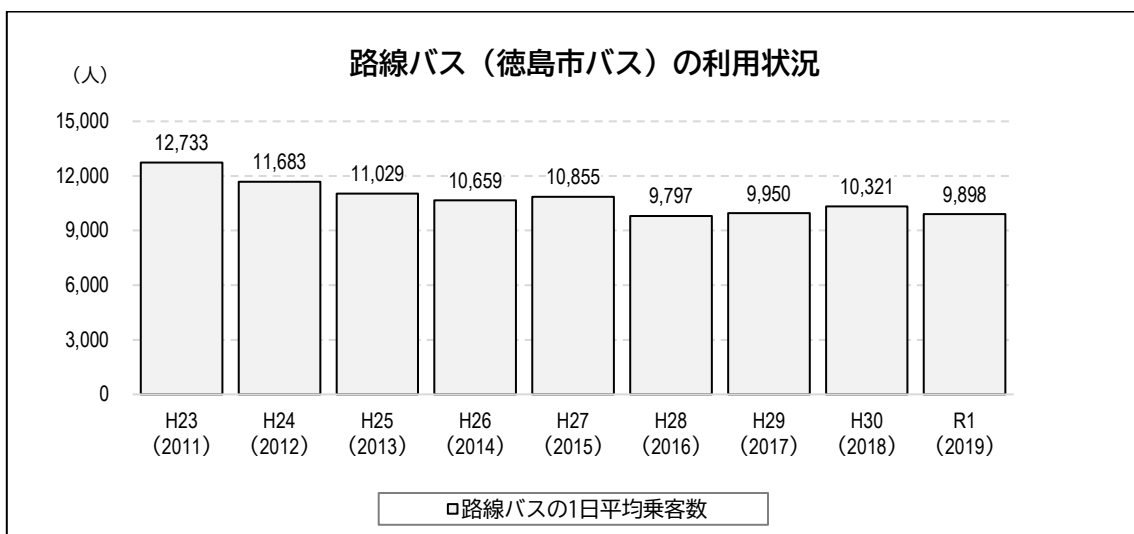
また、JRの徳島市内10駅の合計乗車人数に対して徳島駅が占める割合は、7割程度でこの10年ほどは推移している。



出典：JR 四国徳島企画部

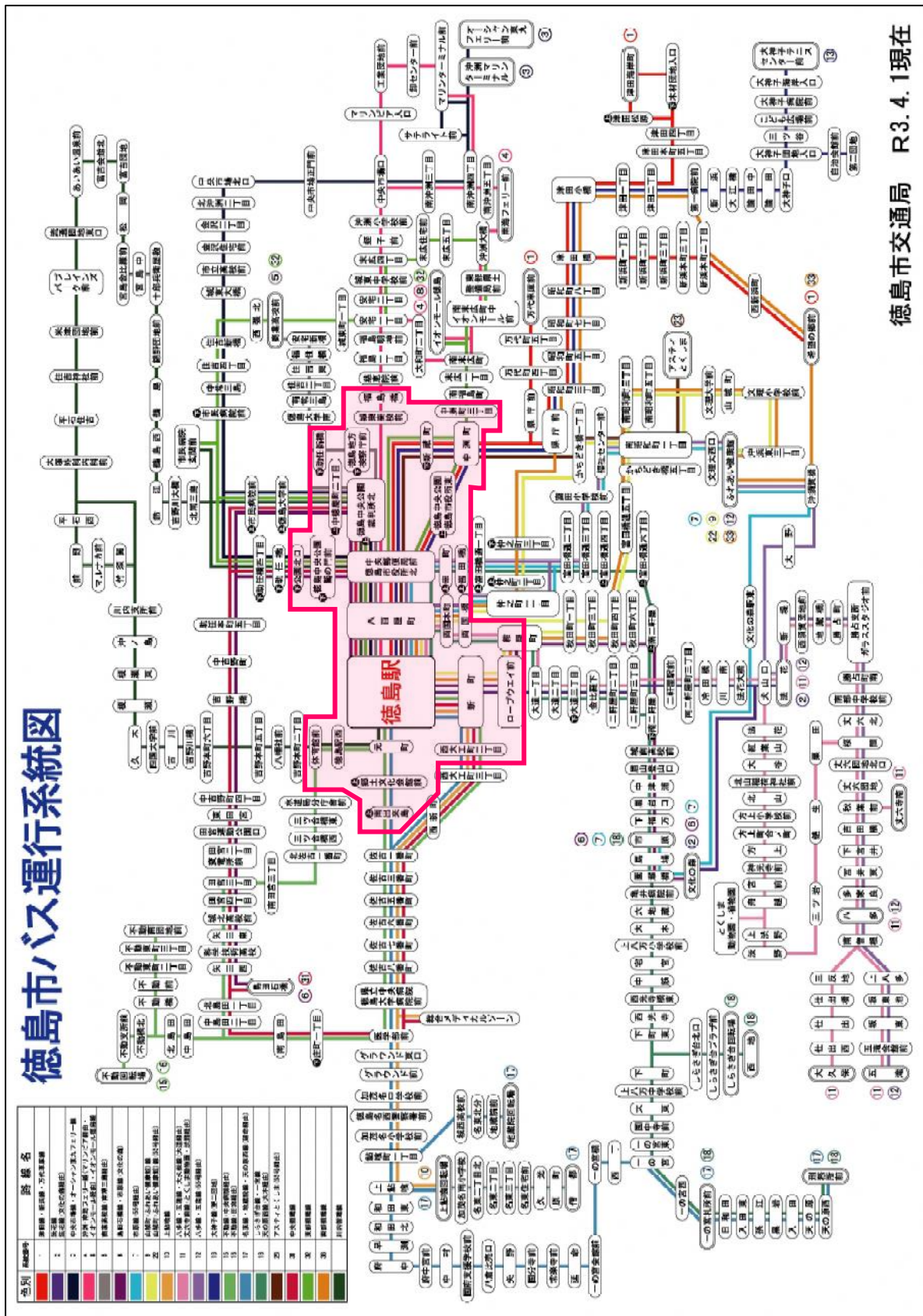
イ 路線バス（徳島市バス）の1日平均乗客数

徳島市内を運行する路線バスの乗客数は年々減少を続けてきたが、最近は横ばいで推移している。



出典：徳島市地域交通課、徳島市交通局

図 バス路線図

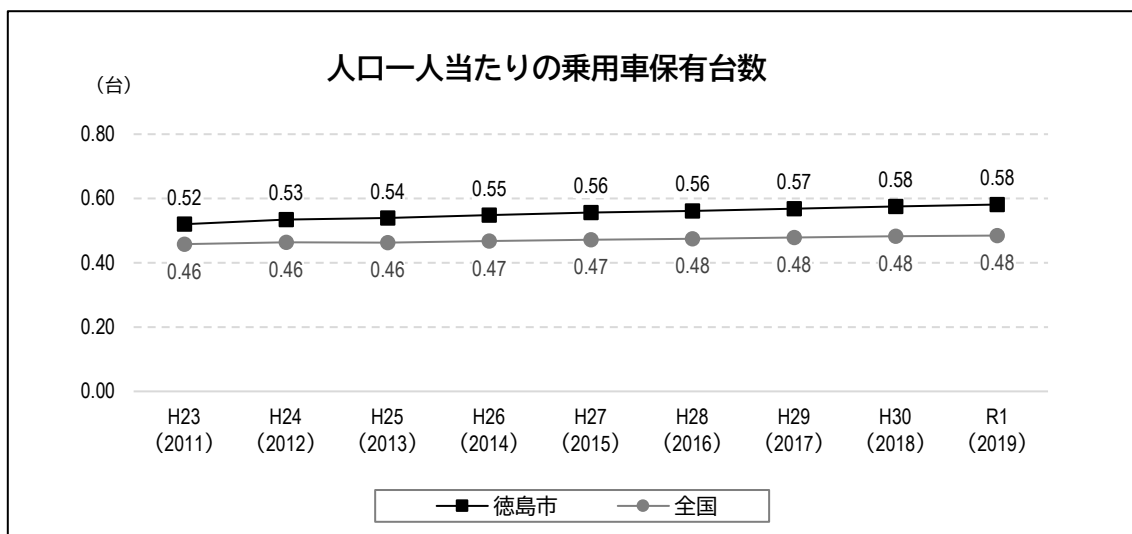


徳島市交通局 R3.4.1現在

出典：徳島市交通局

ウ 乗用車保有台数の推移

本市は人口一人当たりの乗用車（営業用含む）保有台数が全国と比較して高くなっており、過去 10 年間、年々増加している。



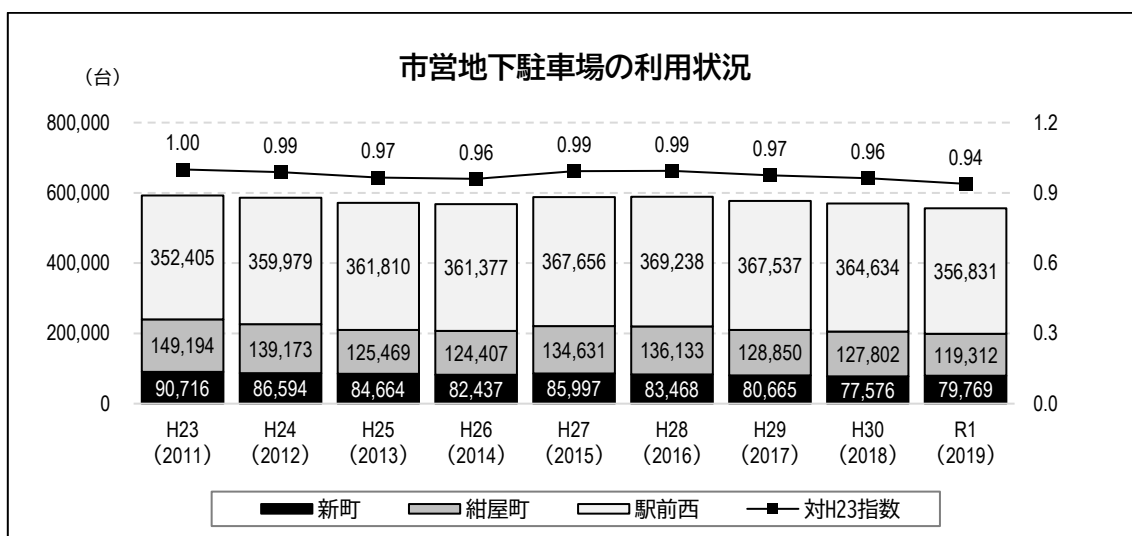
※ 乗用車登録台数（各年 3 月 31 日時点）÷住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日時点）

出典：国土交通省、住民基本台帳

エ 市営地下駐車場（新町、紺屋町、駅前西）の利用状況

中心市街地に開設している市営地下駐車場の利用状況は、平成 23 年度を 1.0 とした場合における令和元年度の利用指数が 0.94 となっており、微減傾向にある。

駐車場別の内訳を見ると、JR 徳島駅前開設している駅前西地下駐車場の利用台数は大きく変動していないが、新町地下駐車場は約 1 割、紺屋町地下駐車場は約 2 割の減となっており、利用台数の減少が顕著である。

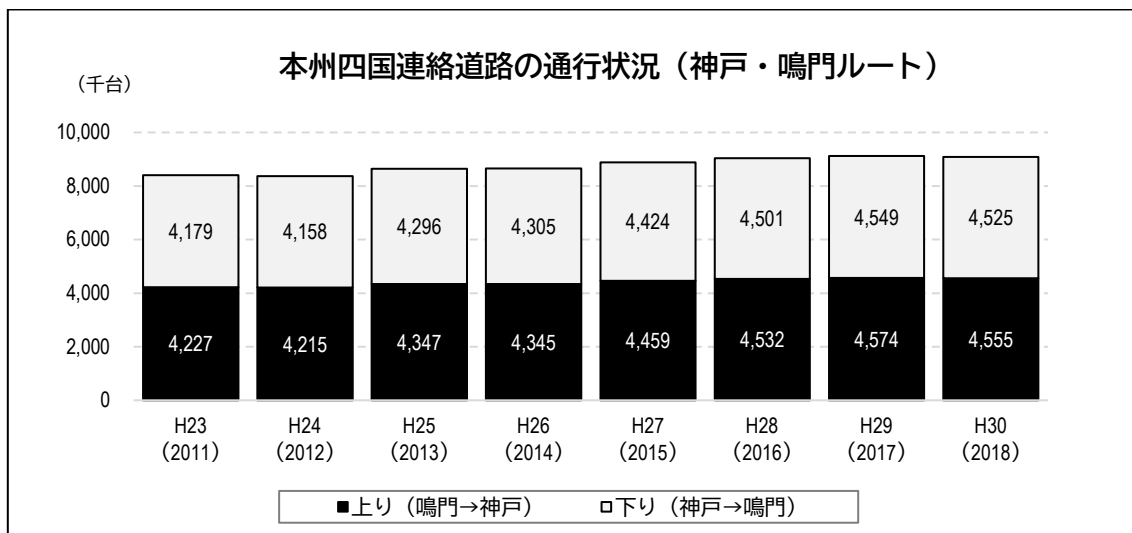


出典：徳島市にぎわい交流課

オ 本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート）の通行状況

昭和 60 年に大鳴門橋、平成 10 年に明石海峡大橋が開通して以降、徳島と関西の往来は非常に活発化しており、高速道路の通行量も年々増加傾向にある。

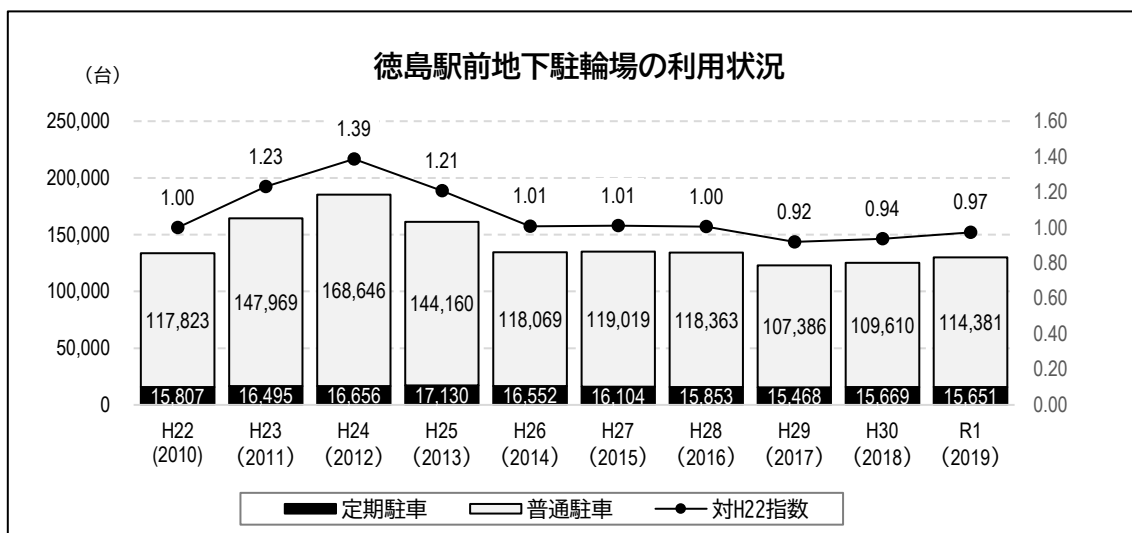
平成 30 年度には本州四国連絡道路の上り・下り合わせて 900 万台以上の通行があり、徳島自動車道との接続に向けた工事も進んでいることから、今後、高速道路の利用台数はさらに増加していくものと予想される。



出典：本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター（営業成績（有料車数））

カ 徳島駅前地下駐輪場の利用状況

JR 徳島駅前開設している地下駐輪場の利用状況は概ね横ばいで、平成 22 年度を 1.0 とした場合における令和元年度の利用指数は 0.97 となっている。



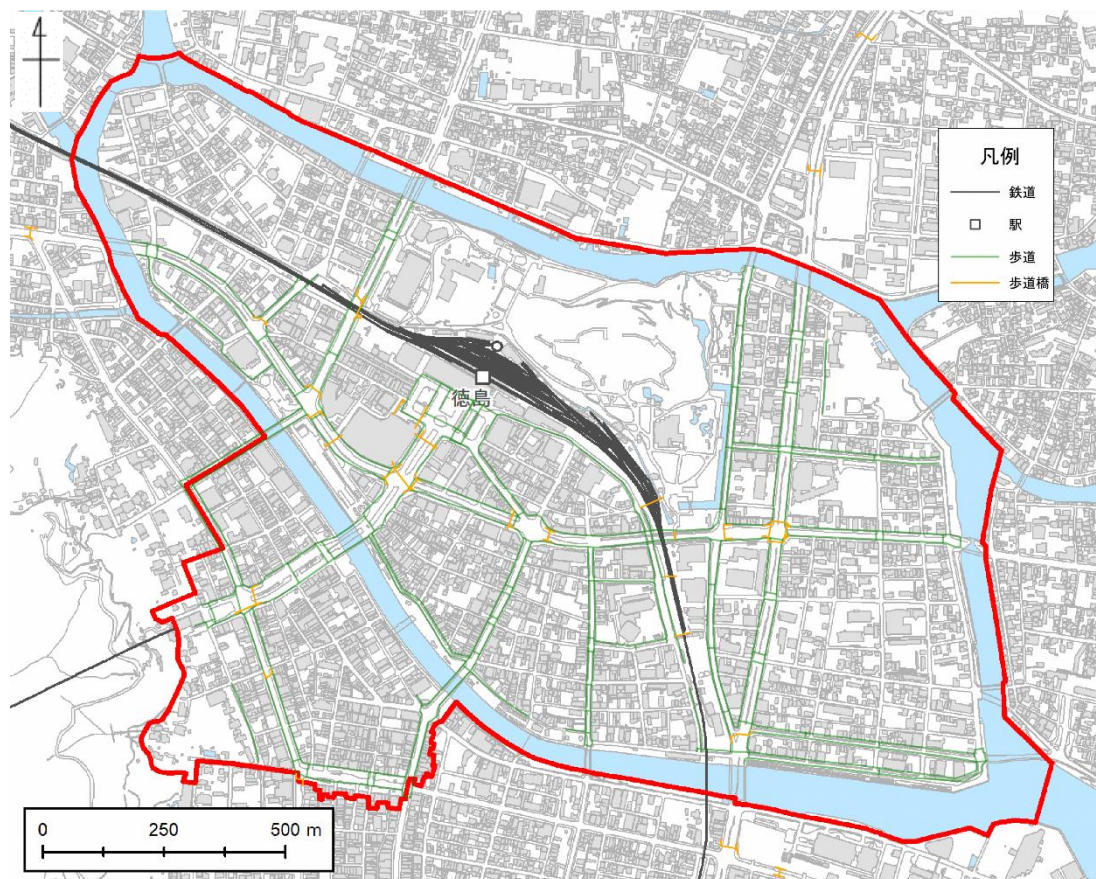
出典：徳島市市民生活課

⑩ 歩行者ネットワークの状況

本市の中心市街地では、広域幹線道路や地区内幹線道路等の自動車交通量の多い道路について、ほとんどの区間で道路の両側に歩道が設置されており、歩車分離が進められている。

しかしながら、道路の交差点部においては、横断歩道がなく歩道橋による横断のみとなっている箇所も多く、歩行者ネットワークが十分に形成されていない状況にある。

図 歩行者ネットワーク図



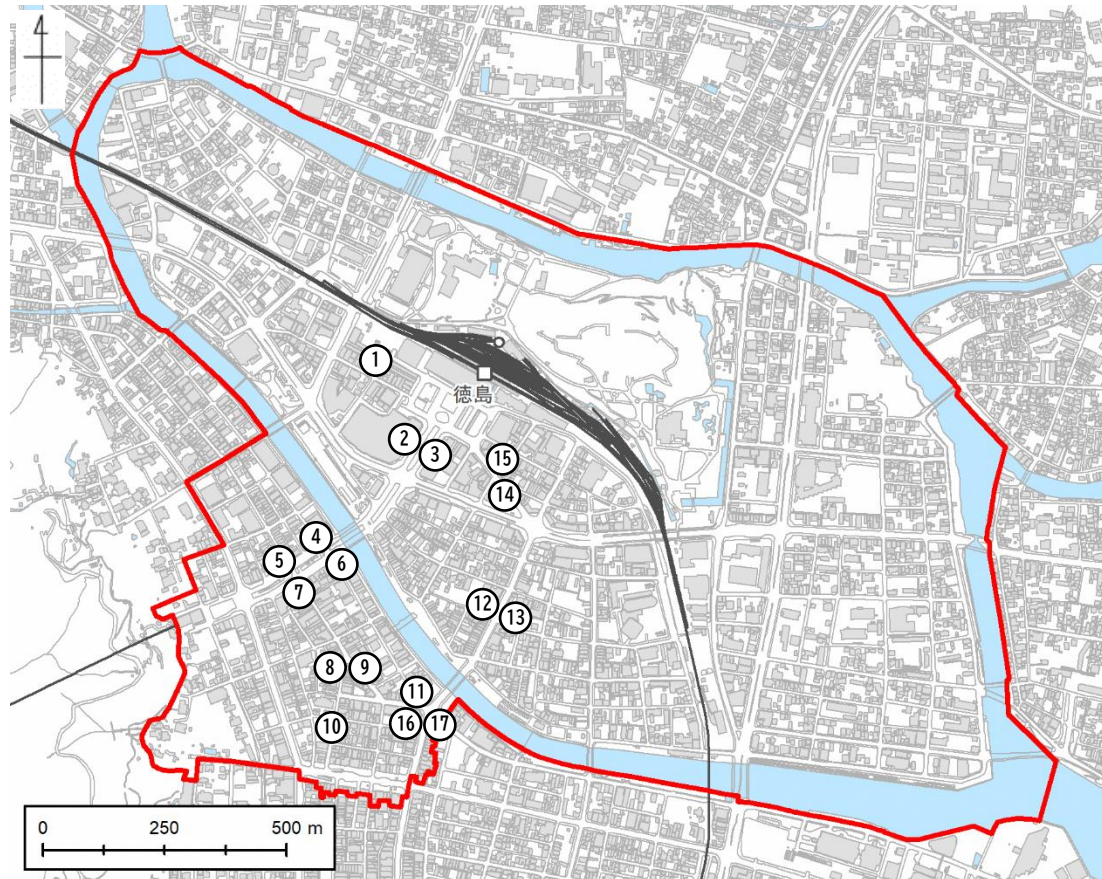
※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500 地形図を複製したものである（承認番号 令3 徳島市指令都政 12 号）

⑪ 歩行者・自転車通行量（徳島市中心商店街通行量調査）

ア 調査概要

- 調査時期 毎年 10 月
- 調査時間 午前 10 時～午後 7 時（9 時間）
- 調査方法 1 時間毎の通行人数をカウンター（数取器）により計測

【調査地点】



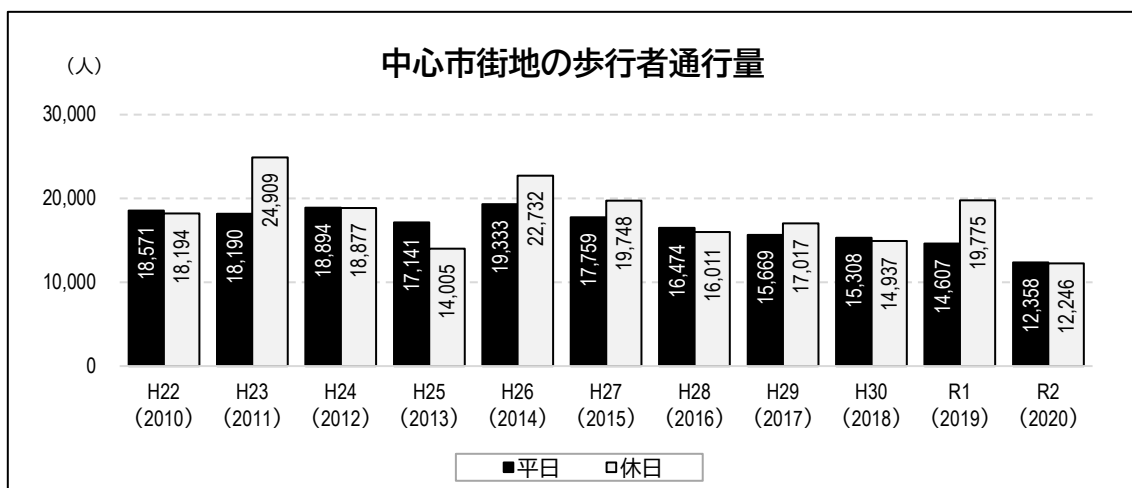
※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500 地形図を複製したものである（承認番号 令 3 徳島市指令都政 12 号）

① ポツポ街	中央階段横	⑩ かごや町	サンビ堂横
② 元町西側	徳島大正銀行駅前支店前	⑪ 銀座	グレイス横
③ 元町東側	徳島大正銀行ATM前	⑫ 両国本町西側	カシニョール前
④ 新町橋西側	旧新町橋交番前	⑬ 両国本町東側	てきばき横
⑤ 西新町	田村勝美堂横	⑭ 一番町南側	はやぶさ薬局前
⑥ 新町橋東側	新町橋東公園入口横	⑮ 一番町北側	徳島ソーリズム協会前
⑦ 東新町1丁目	阿波銀行本店営業部横	⑯ 両国橋西	大丸食品前
⑧ 東新町2丁目	アルファステイツ側・コルネの広場前	⑰ 両国橋東	あすなるビル前
⑨ 東新町2丁目	ひまわり法律事務所側・コルネの広場前		

イ 歩行者通行量

歩行者通行量を見ると、特に休日はイベント開催の有無などによりバラつきがあるものの、平日、休日ともに減少傾向にあり、この10年間で3割程度減少している。

特に減少が顕著となっているのは、徳島駅前の「元町」、新町地区の「東新町2丁目」や「かごや町」などで、この5年間でも半減している。



出典：徳島市・徳島商工会議所「徳島市中心商店街通行量調査」

表 中心市街地の歩行者通行量 (平日)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	ポ ッ ポ 街	(西) 元 町	(東) 元 町	(西) 新 町 橋	西 新 町	(東) 新 町 橋	1 東 丁 新 目	2 東 丁 新 目	2 東 丁 新 目	か ご や 町	銀 座	(西) 両 国 本 町	(東) 両 国 本 町	(南) 一 番 町	(北) 一 番 町	(西) 両 国 橋	(東) 両 国 橋	
H22	2,559	1,485	1,918	548	669	1,181	1,589	1,289	722	1,298	983	582	502	1,266	1,010	543	427	18,571
H23	2,639	1,608	1,702	626	464	1,355	1,400	1,172	531	1,269	1,035	589	528	1,206	970	701	395	18,190
H24	2,526	1,788	1,893	657	462	1,485	1,790	1,188	593	1,343	978	688	462	1,145	907	516	473	18,894
H25	2,486	1,651	1,503	519	454	1,143	1,615	1,227	434	1,446	897	562	451	1,083	743	522	405	17,141
H26	2,585	2,173	1,908	618	400	1,512	1,944	1,202	392	1,351	910	606	475	1,206	954	686	411	19,333
H27	2,333	1,627	1,841	602	596	1,502	1,409	1,154	380	1,308	836	592	445	1,179	901	635	419	17,759
H28	2,368	1,401	1,660	591	328	1,363	1,231	1,021	339	1,274	748	604	503	1,080	950	610	413	16,474
H29	2,452	1,331	1,555	390	202	1,226	1,309	909	399	1,054	638	626	559	1,037	1,051	567	364	15,669
H30	2,409	1,241	1,529	371	213	1,130	1,300	778	425	1,030	692	658	494	974	1,062	598	404	15,308
R1	2,167	824	1,432	504	918	851	1,380	831	712	1,091	567	361	335	955	886	436	357	14,607
R2	1,738	877	1,249	478	364	906	1,367	555	375	750	585	472	412	717	763	471	279	12,358
H22→H27	-9%	10%	-4%	10%	-11%	27%	-11%	-10%	-47%	1%	-15%	2%	-11%	-7%	-11%	17%	-2%	-32%
H27→R2	-26%	-46%	-32%	-21%	-39%	-40%	-3%	-52%	-1%	-43%	-30%	-20%	-7%	-39%	-15%	-26%	-33%	-30%

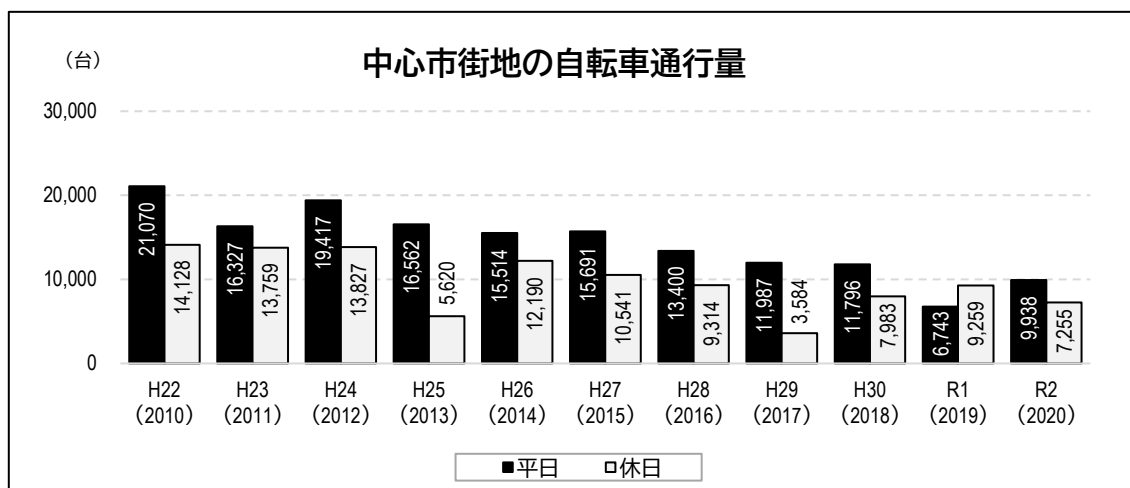
表 中心市街地の歩行者通行量 (休日)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	ポ ッ ポ 街	(西) 元 町	(東) 元 町	(西) 新 町 橋	西 新 町	(東) 新 町 橋	1 東 丁 新 目	2 東 丁 新 目	2 東 丁 新 目	か ご や 町	銀 座	(西) 両 国 本 町	(東) 両 国 本 町	(南) 一 番 町	(北) 一 番 町	(西) 両 国 橋	(東) 両 国 橋	
H22	3,674	2,279	1,214	594	225	1,289	1,369	1,126	857	947	832	509	354	1,300	877	487	261	18,194
H23	5,204	2,019	1,431	642	260	1,849	2,575	2,322	968	2,383	988	591	517	1,348	960	494	358	24,909
H24	2,789	2,651	1,411	919	236	1,784	1,886	1,202	620	1,022	743	531	485	1,081	763	443	311	18,877
H25	1,808	1,602	1,005	207	440	915	1,822	1,250	514	1,233	666	294	344	622	595	406	282	14,005
H26	2,482	3,218	2,164	1,159	300	2,303	2,531	1,204	620	1,165	830	651	519	1,329	1,111	677	469	22,732
H27	2,279	2,030	1,767	713	253	2,729	1,824	1,278	536	1,215	1,101	547	445	1,100	953	666	312	19,748
H28	2,319	2,056	1,466	597	145	1,614	1,788	866	421	905	582	447	375	822	827	447	334	16,011
H29	1,683	1,317	1,295	388	108	1,723	2,678	1,991	1,059	1,230	681	353	468	638	772	368	265	17,017
H30	2,064	1,763	1,557	445	102	1,481	1,583	559	368	678	575	530	461	957	897	365	552	14,937
R1	2,470	1,882	2,044	915	462	2,117	2,065	671	729	845	805	713	442	1,215	1,196	838	366	19,775
R2	1,389	1,076	1,262	514	218	1,321	1,883	481	421	482	450	337	432	630	757	331	262	12,246
H22→H27	-38%	-11%	46%	20%	12%	112%	33%	13%	-37%	28%	32%	7%	26%	-15%	9%	37%	20%	-51%
H27→R2	-39%	-47%	-29%	-28%	-14%	-52%	3%	-62%	-21%	-60%	-59%	-38%	-3%	-43%	-21%	-50%	-16%	-38%

ウ 自転車通行量

自転車通行量を見ると、天候などによるバラつきは見受けられるものの、平日、休日ともに年々減少傾向にあり、この10年間でいずれも半減している。

特に減少が顕著となっているのは、徳島駅前の「ポッポ街」や「元町」、新町地区の「東新町2丁目」などで、この5年間でも4割以上の減少となっている。



出典：徳島市・徳島商工会議所「徳島市中心商店街通行量調査」

表 中心市街地の自転車通行量 (平日)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	ポッポ街	(西)元町	(東)元町	(西)新町橋	西新町	(東)新町橋	1東新町	2東新町	2東新町	かこや町	銀座	(西)両国本町	(東)両国本町	(南)一番町	(北)一番町	(西)両国橋	(東)両国橋	
H22	772	1,208	1,143	872	1,497	1,049	2,761	1,915	1,710	2,194	1,702	889	833	356	599	884	686	21,070
H23	618	911	815	754	1,097	926	1,908	1,435	1,065	1,835	1,564	639	734	233	493	635	665	16,327
H24	682	1,166	1,138	910	1,169	1,264	2,232	1,673	1,238	2,132	1,790	776	762	312	588	873	712	19,417
H25	539	978	832	619	1,060	966	2,122	1,600	881	2,121	1,394	617	691	302	457	753	630	16,562
H26	416	1,131	922	716	888	953	1,860	1,533	721	1,916	1,097	653	653	227	448	715	665	15,514
H27	403	1,155	955	846	1,065	989	1,699	1,324	711	1,692	1,040	773	753	251	515	865	655	15,691
H28	279	904	752	589	802	875	1,536	1,347	610	1,683	991	646	665	240	402	633	446	13,400
H29	274	768	529	411	703	798	1,451	1,185	646	1,571	899	557	579	222	290	633	471	11,987
H30	309	792	600	367	701	714	1,505	973	679	1,400	947	562	594	227	277	616	533	11,796
R1	157	328	229	323	509	324	891	673	529	917	553	211	216	80	194	364	245	6,743
R2	206	538	508	588	784	607	1,287	717	619	959	690	469	510	213	301	473	469	9,938
H22→H27	-48%	-4%	-16%	-3%	-29%	-6%	-38%	-31%	-58%	-23%	-39%	-13%	-10%	-29%	-14%	-2%	-5%	-39%
H27→R2	-49%	-53%	-47%	-30%	-26%	-39%	-24%	-46%	-13%	-43%	-34%	-39%	-32%	-15%	-42%	-45%	-28%	-37%

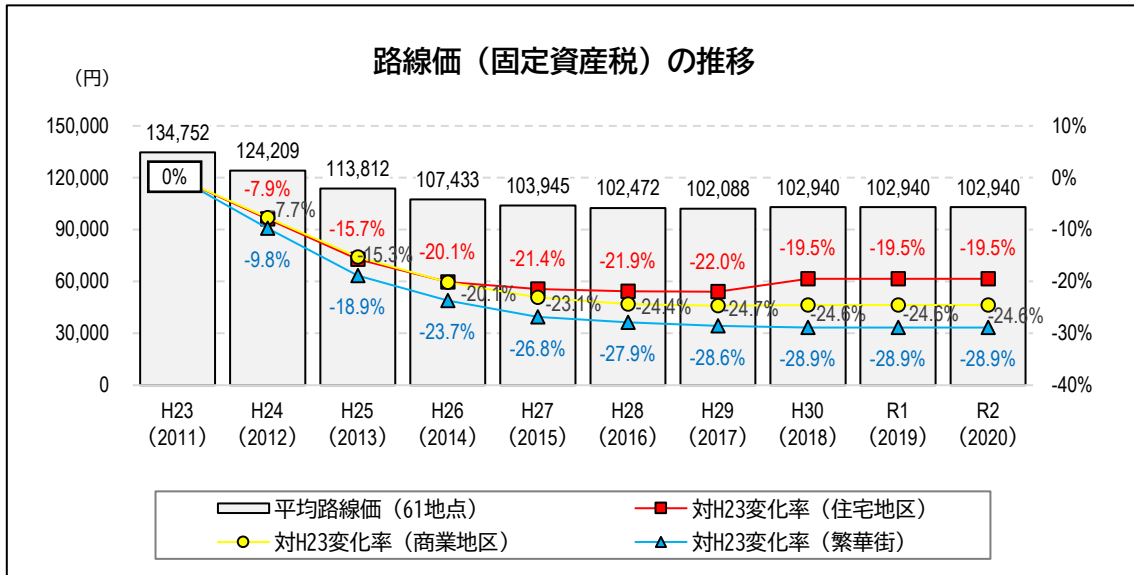
表 中心市街地の自転車通行量 (休日)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	ポッポ街	(西)元町	(東)元町	(西)新町橋	西新町	(東)新町橋	1東新町	2東新町	2東新町	かこや町	銀座	(西)両国本町	(東)両国本町	(南)一番町	(北)一番町	(西)両国橋	(東)両国橋	
H22	798	1,117	1,036	672	665	812	1,748	1,175	938	1,375	866	521	513	320	556	530	486	14,128
H23	560	1,105	1,068	666	687	963	1,431	1,235	695	1,402	1,004	498	562	282	532	583	486	13,759
H24	641	1,218	1,009	749	561	1,022	1,653	1,201	706	1,410	923	519	474	251	428	572	490	13,827
H25	293	393	380	242	166	299	709	570	304	631	399	198	251	131	205	245	204	5,620
H26	455	1,108	911	573	474	985	1,323	1,065	559	1,319	679	523	523	256	422	506	509	12,190
H27	364	994	769	615	513	798	1,075	840	399	1,057	610	441	465	205	435	548	413	10,541
H28	301	927	650	413	392	730	970	807	438	946	528	426	410	165	364	474	373	9,314
H29	128	255	231	122	149	250	421	275	177	417	273	164	197	92	115	190	128	3,584
H30	229	827	582	316	295	620	879	592	419	720	449	332	351	239	347	353	433	7,983
R1	284	743	636	573	398	674	957	620	534	823	548	440	396	278	369	596	390	9,259
R2	171	616	461	522	345	590	858	542	385	642	411	272	295	176	224	423	322	7,255
H22→H27	-54%	-11%	-26%	-8%	-23%	-2%	-39%	-29%	-57%	-23%	-30%	-15%	-9%	-36%	-22%	3%	-15%	-47%
H27→R2	-53%	-38%	-40%	-15%	-33%	-26%	-20%	-35%	-4%	-39%	-33%	-38%	-37%	-14%	-49%	-23%	-22%	-31%

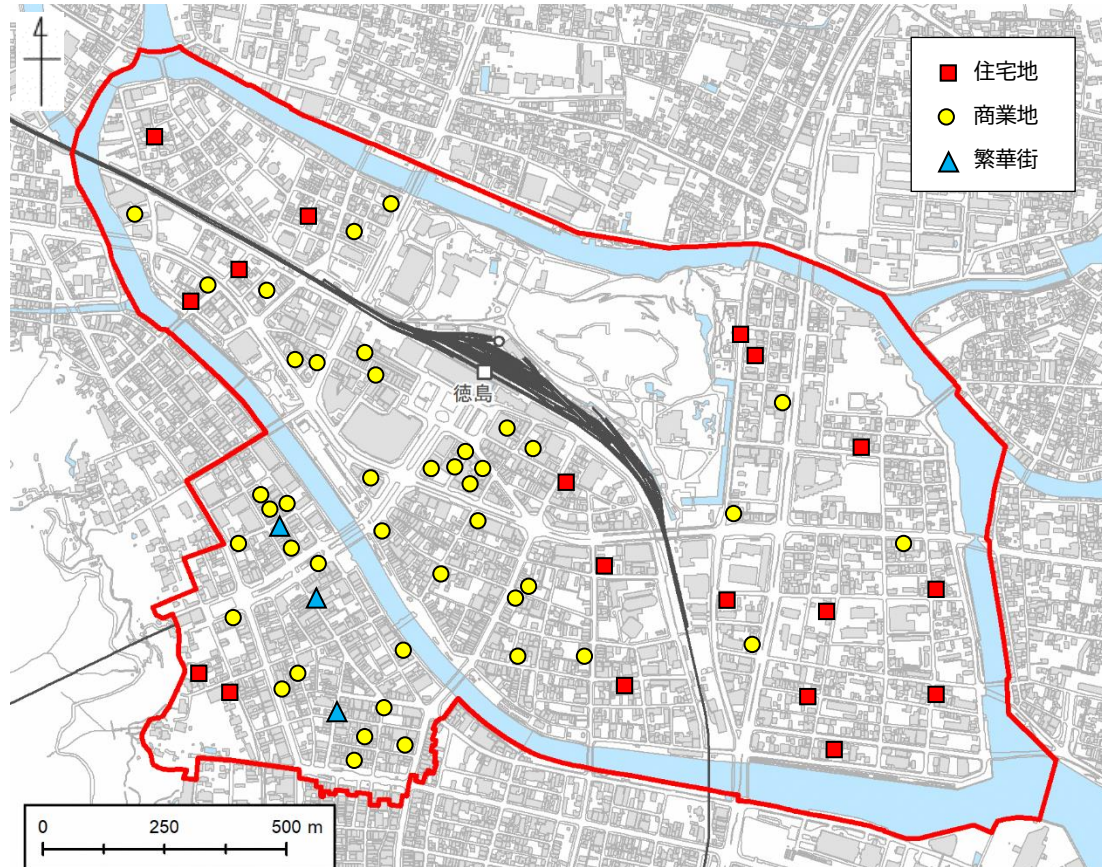
⑫ 地価（資産税路線価）の状況

本市の中心市街地の地価（資産税路線価）は10年前と比較して大幅に下落したが、平成27年以降は歯止めがかかっており、住宅地では近年むしろ上昇傾向にある。

なお、下落率が最も大きいのは「繁華街」で、10年前と比べると約30%も下落している。



出典：徳島市資産税課



※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500地形図を複製したものである（承認番号 令3徳島市指令都政12号）

(3) ビッグデータで見る中心市街地の現状

① ビッグデータの概要

本計画をより戦略的に進めるため、スマートフォンのGPS機能を活用した人流測定システム「Datawise Area Marketer」から得られるビッグデータにより、来街者の分析を行う。



来訪頻度分析

来訪者が期間中にどれぐらいの頻度でいらしたかを分析。店舗・施設のリピート率を定量化できます。



来訪者区分分析

来訪者の推定居住地、推定就業地を元に、来訪者が周辺居住者/周辺就業者/来街者のいずれであるかを定量化できます。



他施設・地点回遊分析

来訪者が、周辺の店舗・施設にどれぐらの割合で訪問しているかを分析できます。



商圈分析

来訪者の推定居住地、就業地を元に商圈範囲を可視化、どこからいらっしゃる来訪者が多いかを把握できます。



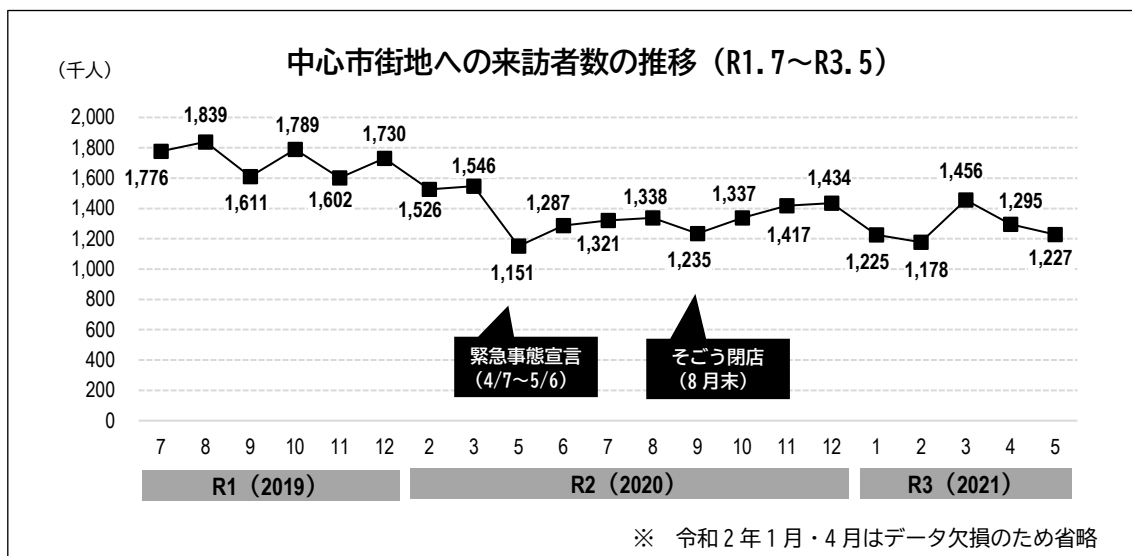
交通量分析

店舗・施設の周辺エリアの道一つ一つの交通量を歩行者/歩行者以外に分けて可視化。また、複数の道の交通量を時間ごとに比較できます。



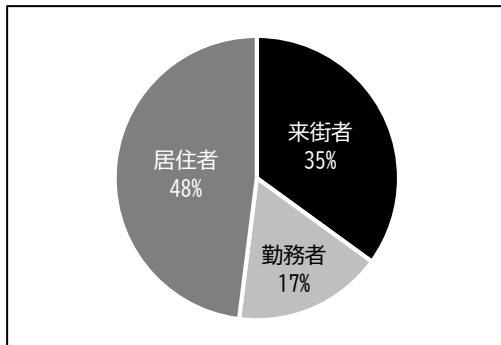
② 来街者の推移 (R1.7~R3.5)

新型コロナウイルスやそごう閉店などの影響が出現する前の令和元年7月~12月までの来訪者数 1,035 万人に対して、令和2年同期は 808 万人で前年度比 22%の減となっている。

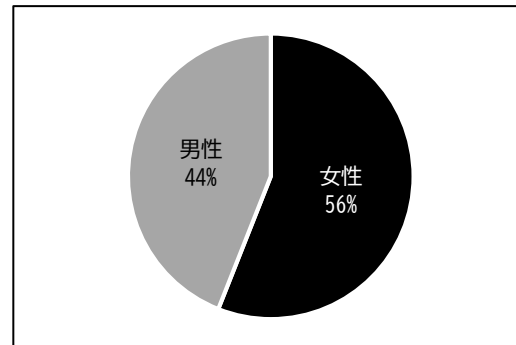


③ 来街者の属性分析（2020年度実績）

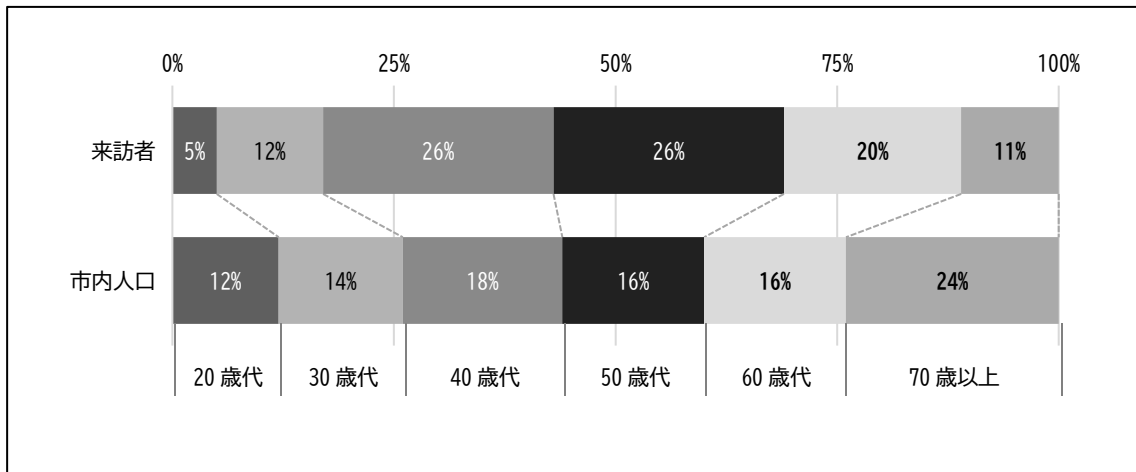
ア 区分



イ 性別



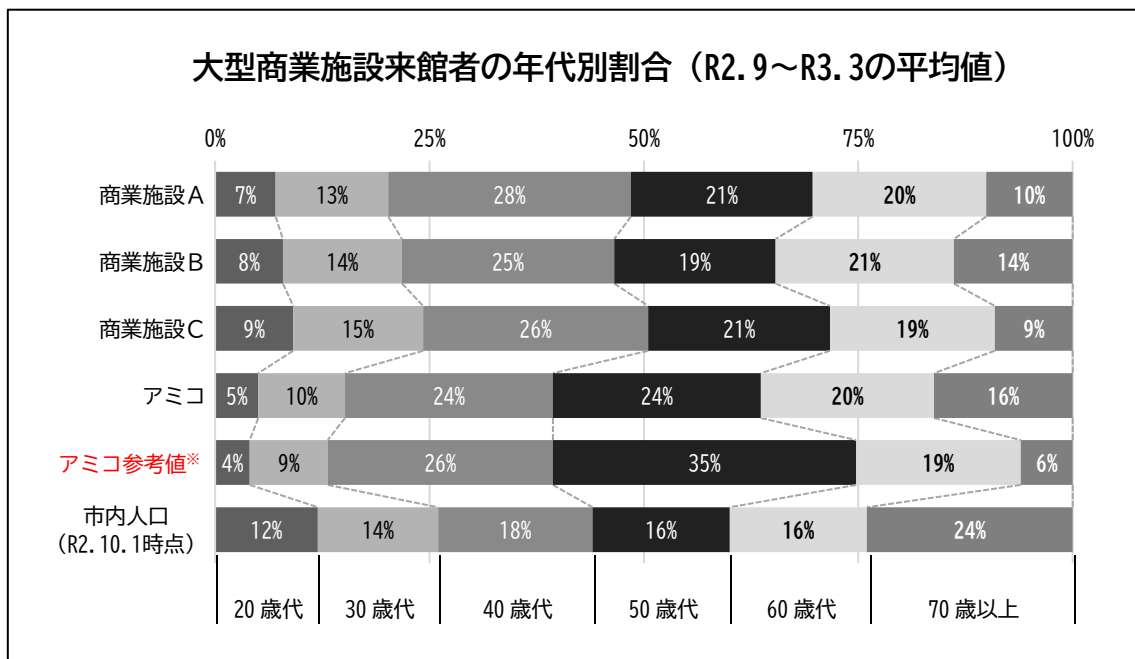
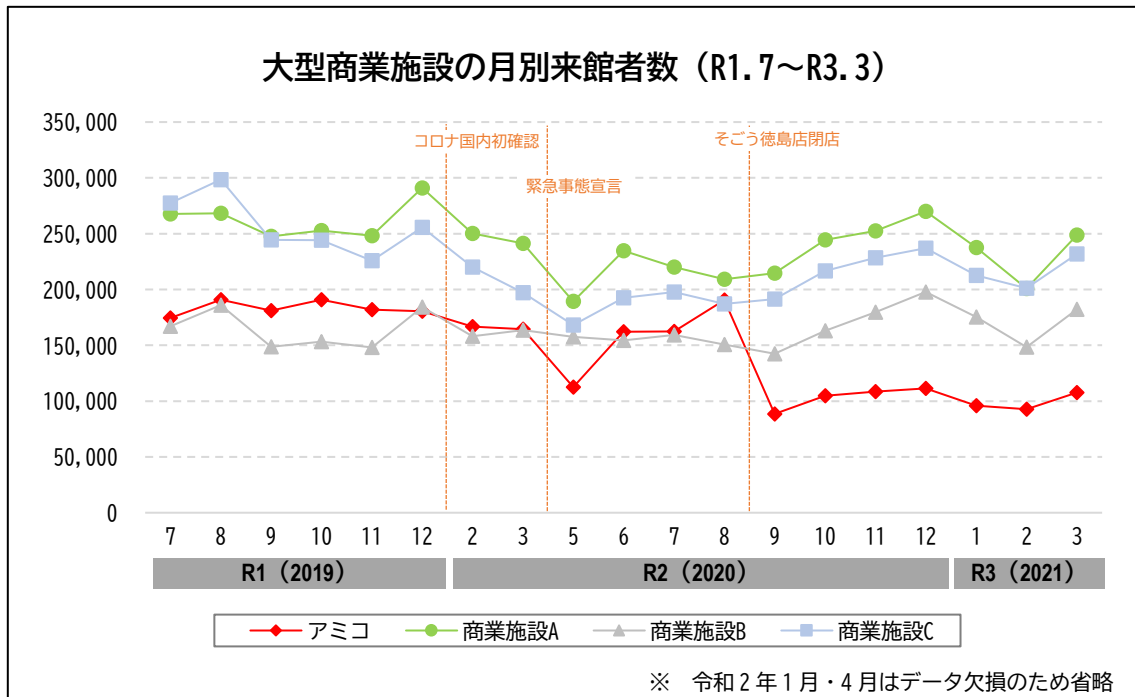
ウ 年代



④ 大型商業施設への来館状況

アミコビルと郊外型大規模商業施設の来訪者を比較分析した結果、そごう閉店前のアミコは50歳代の来館者が圧倒的に多いことが特徴的であるが、閉店後は各商業施設の差がなく、そごう閉店以降のアミコビル来館者数は低調なままで推移している。

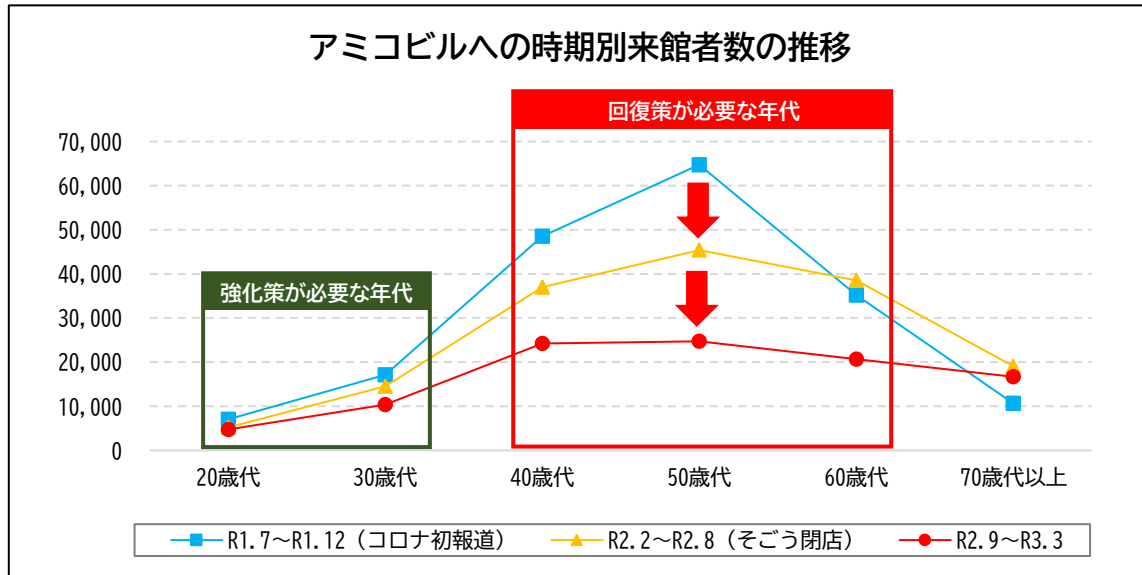
また、アミコビルに限らず、いずれの商業施設も20歳代の若い世代は人口比に対してあまり集客が図られていない。



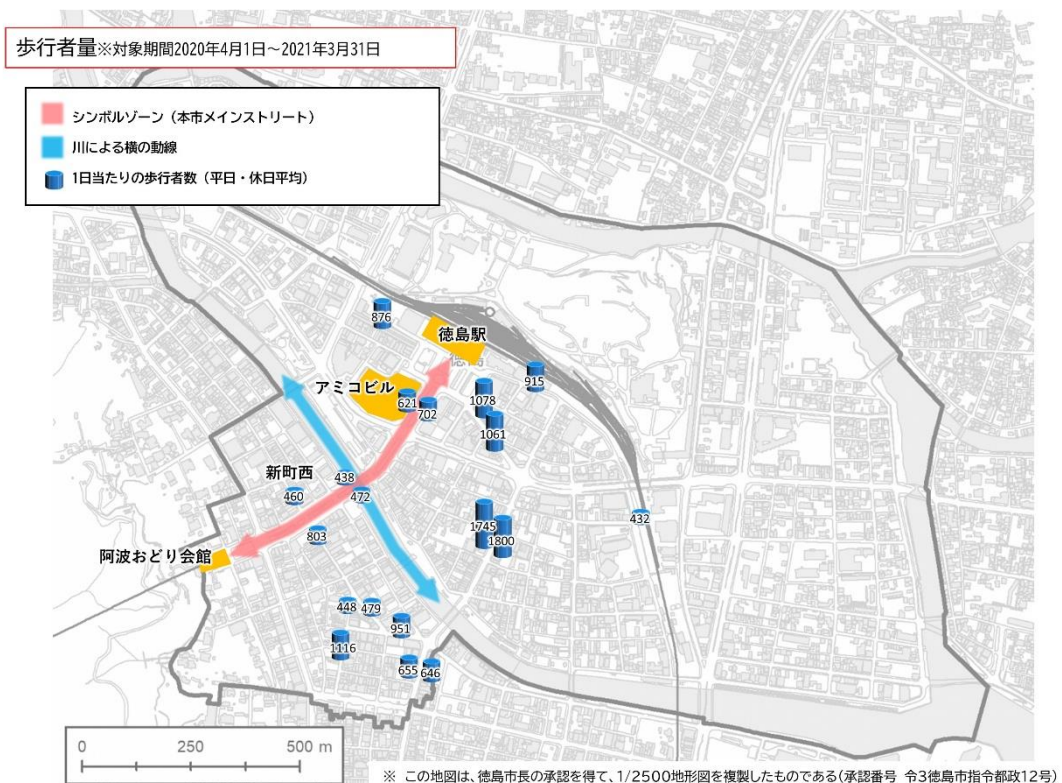
※ アミコ参考値は、新型コロナやそごう閉店の影響が出る前の「令和元年7~12月」における平均値。

⑤ アミコビルへの時期別来館者数の推移

アミコビルのメインの客層であった40～60歳代は、新型コロナやそごう徳島店の閉店により大幅に減少した。また、20～30歳代の若い世代については以前から低い水準にあり、商業以外でのコンテンツも含めた誘客が必要と考えられる。



⑥ まちなかの人流の状況



[3] 地域住民等のニーズ把握（中心市街地に関する市民アンケート）

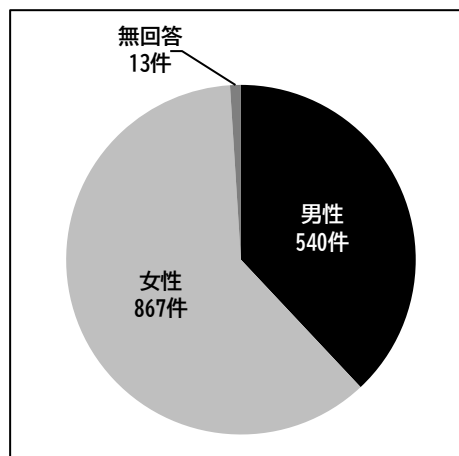
(1) 調査概要

調査目的	中心市街地への来訪・居住ニーズ、将来のあり方等に関する市民意見の把握
調査対象	16歳～80歳の徳島市民 約3,000人 （区域内1,250、区域外1,848）
実施期間	令和3年2月1日（1月29日発送）～令和3年2月15日（消印有効）
回収数	1,420件 （送付総数3,098件※未達含む） 回収率45.8%

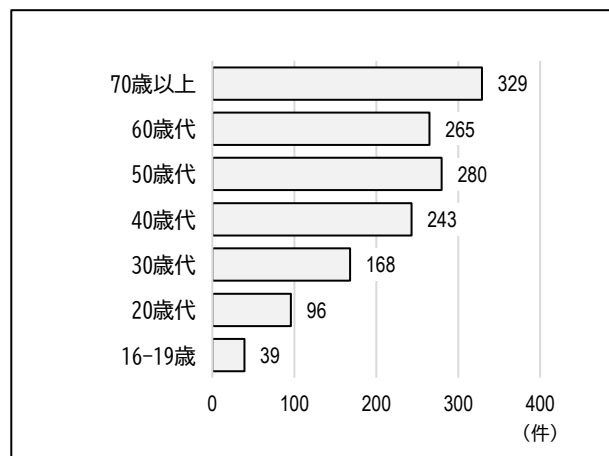
(2) 調査結果（n=有効回答数）

① 回答者の属性

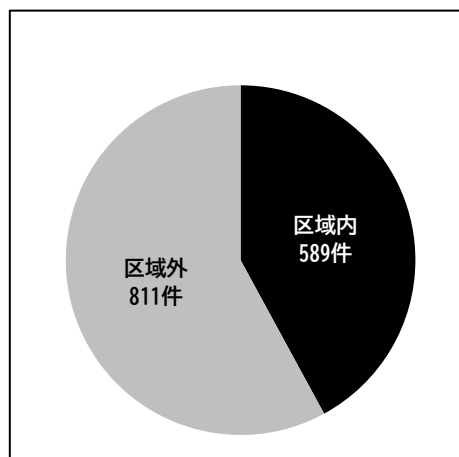
ア 性別（n=1,420）



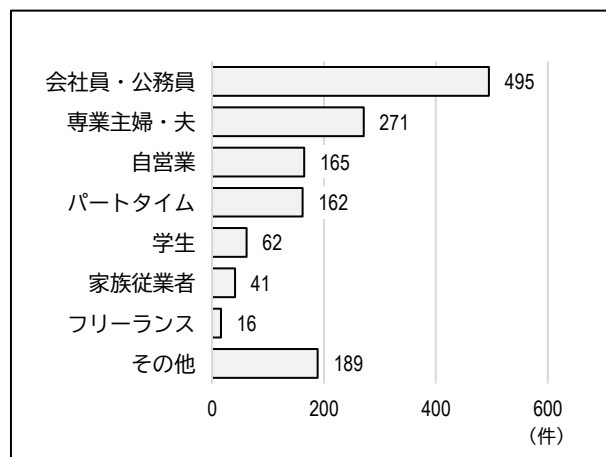
イ 年代（n=1,420）



ウ 居住場所（n=1,400）

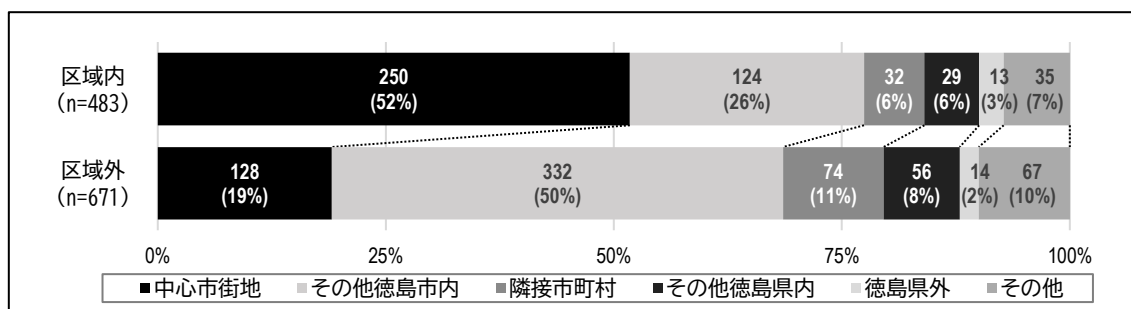


エ 職業（n=1,401）



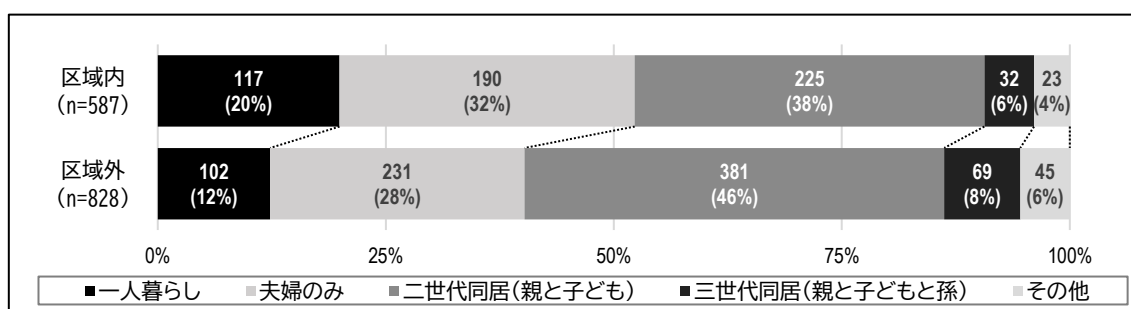
オ 勤務地（就学地）

区域内住民は半数以上が中心市街地の区域内で勤務しており、勤務場所が居住地にも影響を与えている状況がうかがえる。



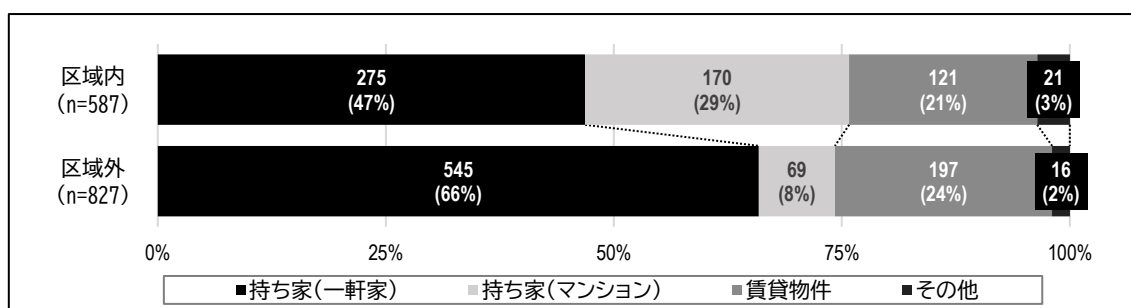
カ 家族構成

区域内住民の家族構成は、「一人暮らし」や「夫婦のみ」が半数以上を占めており、区域外と比べて世帯構成人数が少ないことがうかがえる。



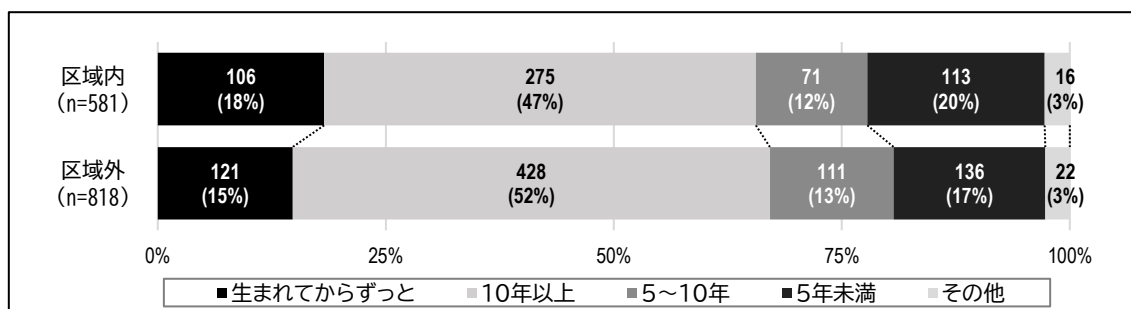
キ 住居形態

区域内住民の住居形態は「持ち家（マンション）」の比率が高いのに対し、区域外住民は「持ち家（一軒家）」の割合が半数以上を占めている。



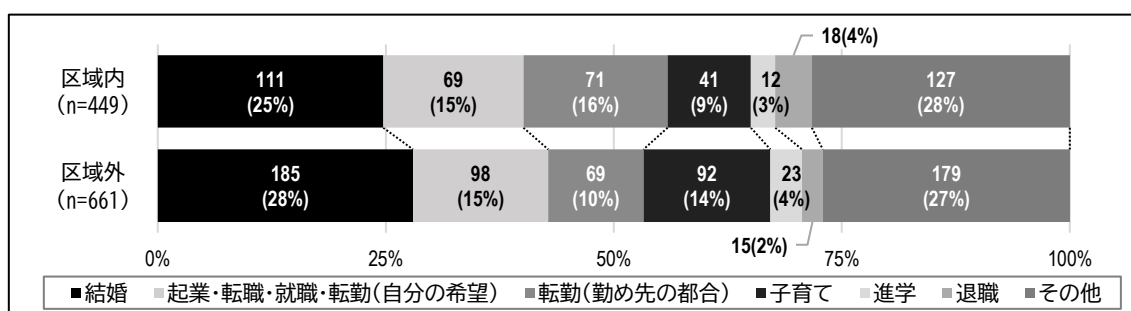
ク 現在の居住地に住んでいる期間

区域内、区域外ともに「転居してから10年以上」が最も多く、両者で大きな傾向の差は見受けられない。



ケ 現在の居住地への転居理由

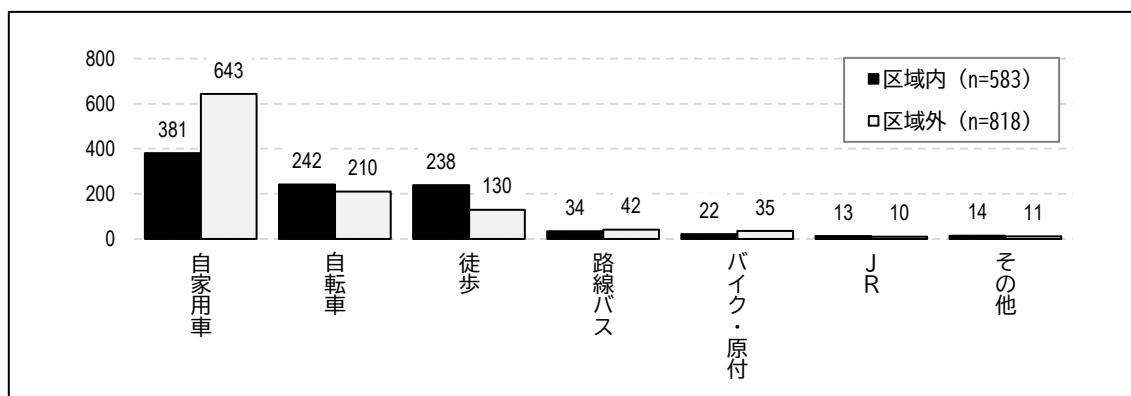
転居理由としては区域内、区域外ともに「結婚」が最も高い割合を占めており、その他の項目についても特筆すべき大きな差異は見受けられない。



コ 日常的に利用している交通手段 [すべて選択]

区域内住民の65%、区域外住民の79%は交通手段を「自家用車」に頼っており、「自転車」「徒歩」を合わせた割合は、いずれも90%以上の高い水準になっている。

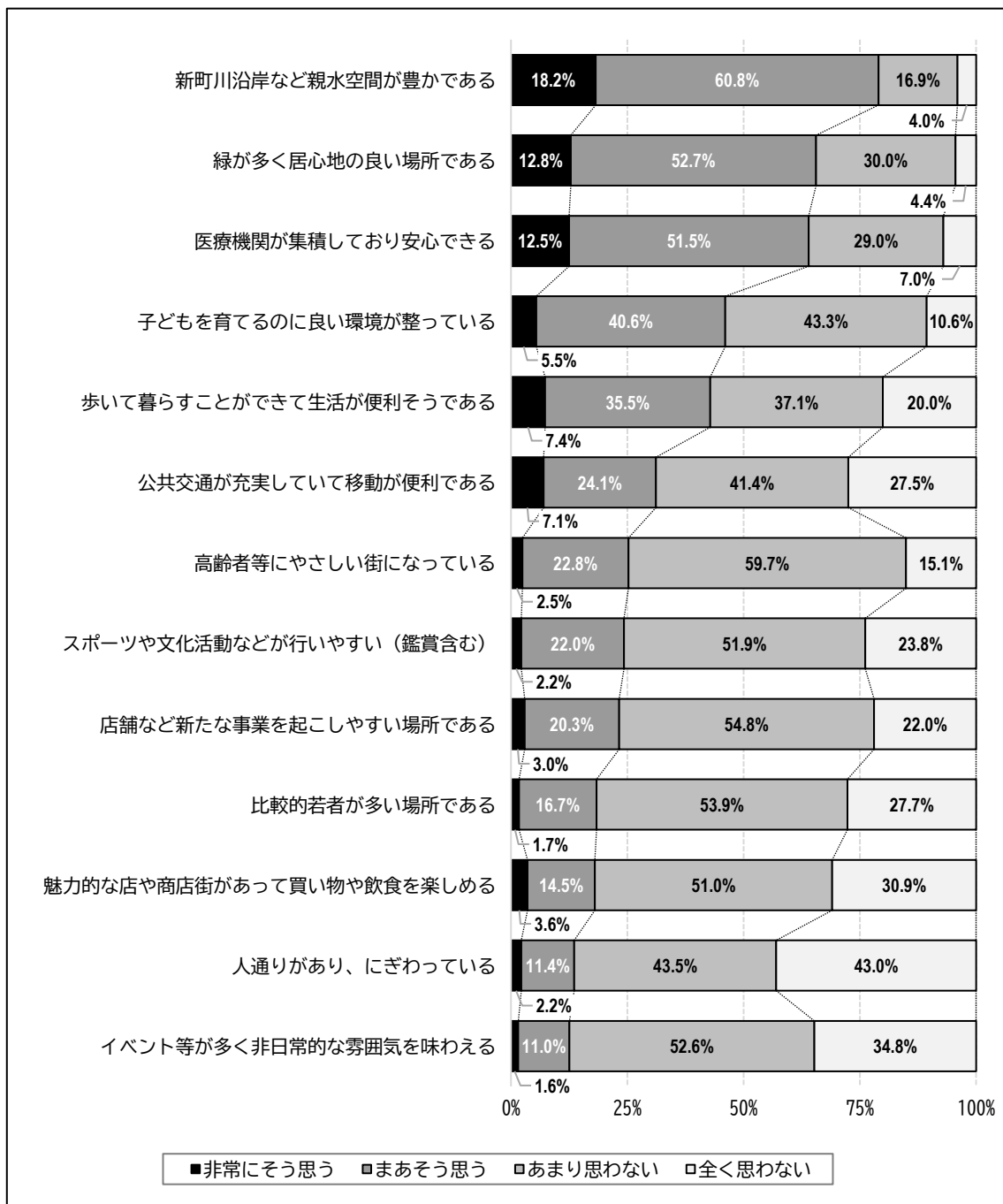
その一方、「路線バス」や「JR」と答えた割合は5%程度の低い水準に留まっている。



② 中心市街地に対するイメージ

中心市街地に対しては「親水空間が豊か」や「緑が多い」「医療機関が集積していて安心」「子どもを育てやすそう」など、自然環境や医療福祉サービスが充実しているイメージが強い一方、「事業を起こしやすい」や「若者が多い」「魅力的な店がある」「人通りが多い」「イベントが多い」など、商業施設やイベントでにぎわっているイメージは弱いという結果であった。

これらのことから、現在の中心市街地は生活をする場としては評価されているものの、商業的ににぎわいを感じる場所としてはあまり評価されていない状況がうかがえる。



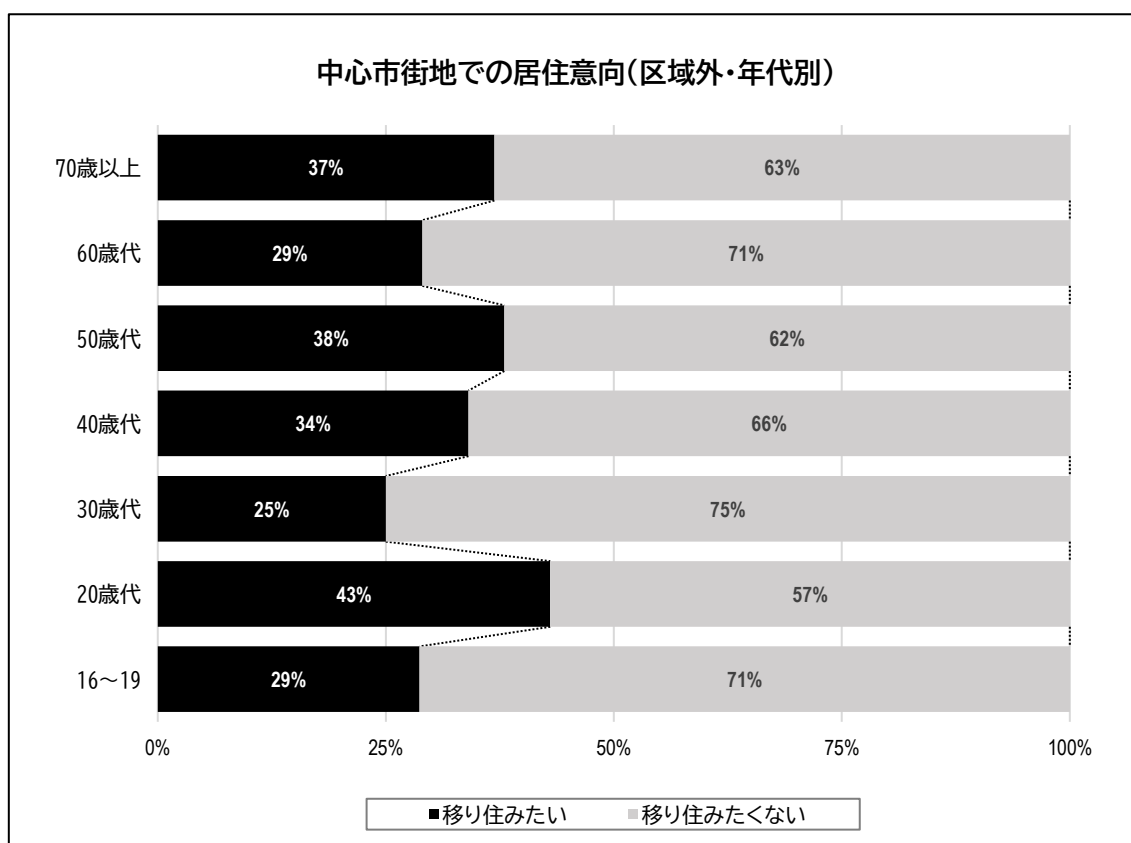
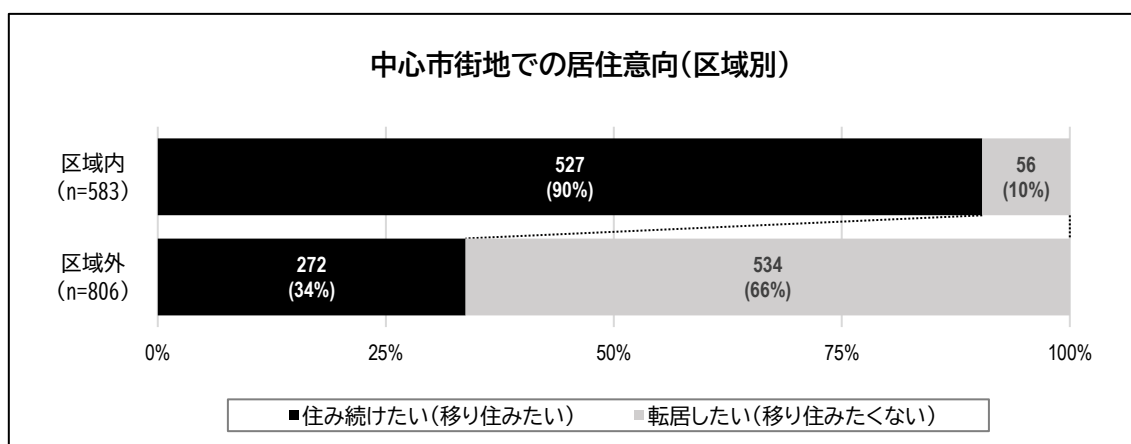
③ 中心市街地での居住

ア 居住意向の有無

区域内住民の9割以上が中心市街地に住み続けたいと回答し、区域外住民も3割以上が中心市街地への転居を希望していることから、まちなか居住のニーズは高い状況にある。

また、区域外住民の居住意向を年代別に比較すると、最も居住意向が高いのは20歳代で、30歳代で大幅に低下した後、40～50歳代、70歳以上に居住意向が再び高まる傾向にある。

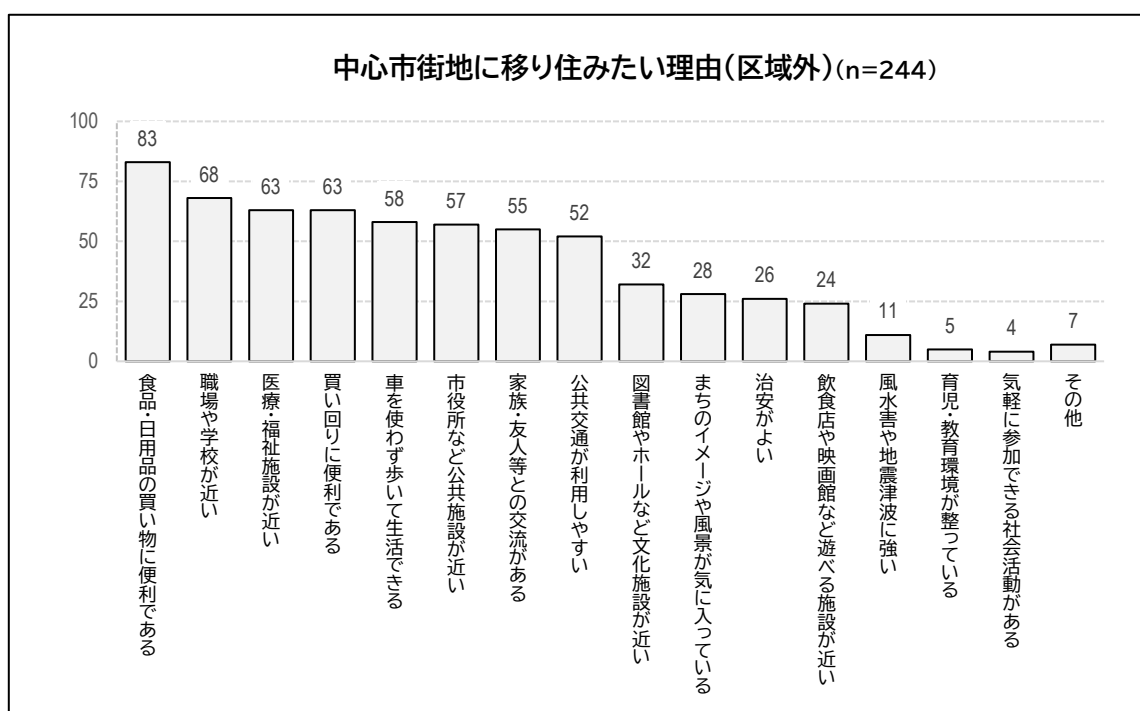
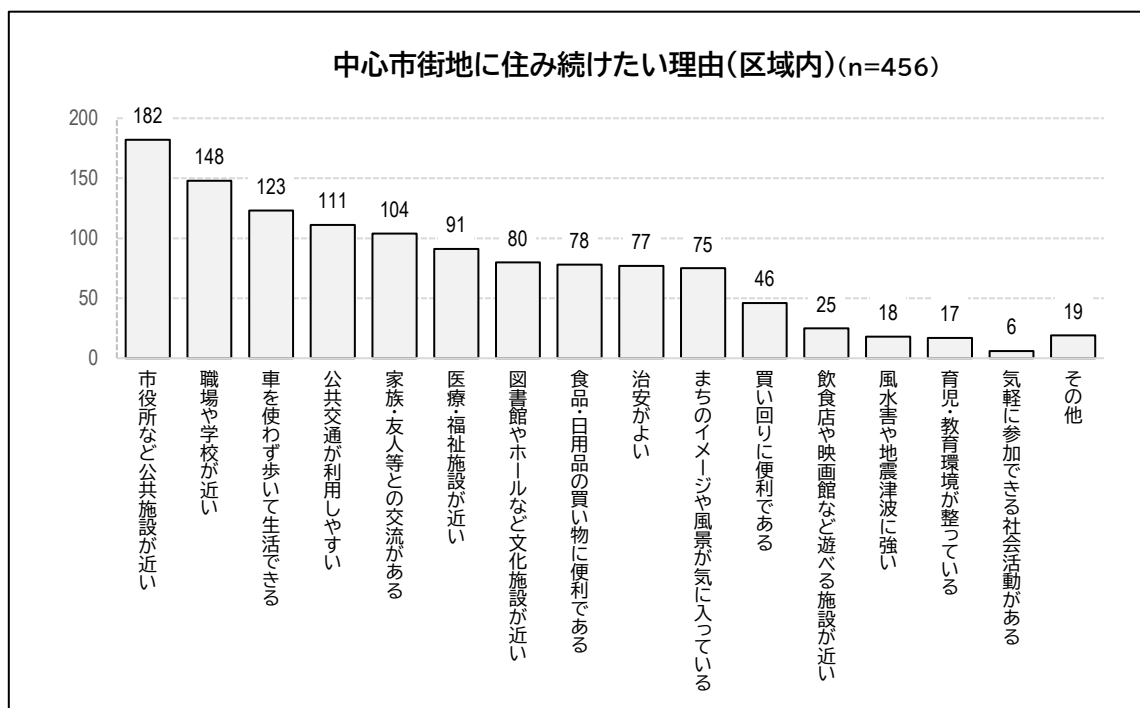
区域外住民が転居したくない理由のトップは「現在の居住地が気に入っている」であることから、特に子育て世帯などが多くなる30歳代では、居住場所を移すという選択を行にくい状況にあることがうかがえる。



イ 中心市街地に住み続けたい（移り住みたい）理由 [3つまで選択]

区域内住民が住み続けたい理由としては「市役所など公共施設が近い」や「職場や学校が近い」「車を使わず歩いて生活できる」など、様々な都市機能が中心市街地に集積していることによる利便性の高さを評価する意見が多い。

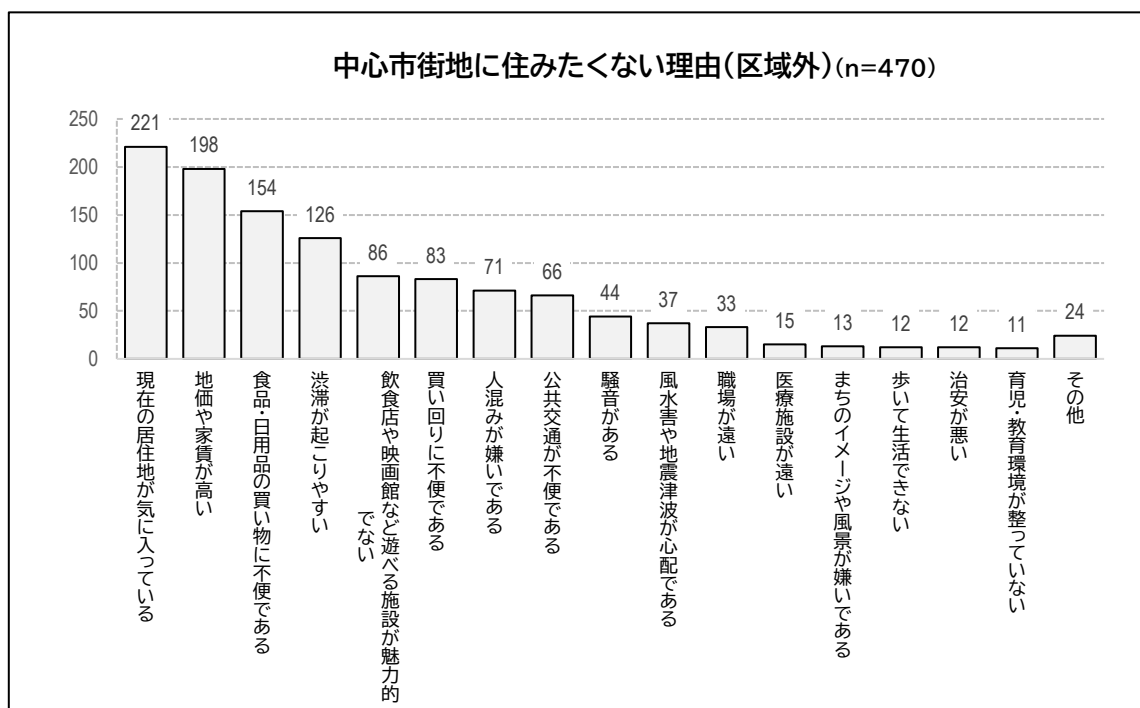
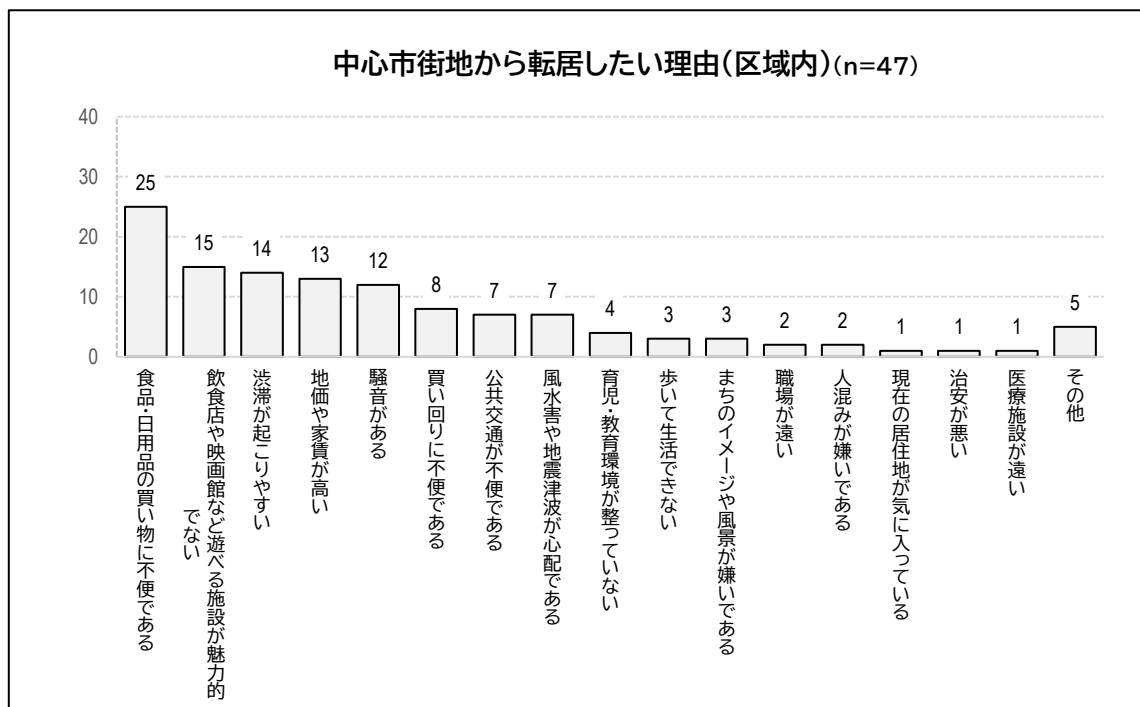
区域外住民が中心市街地に移り住みたい理由としては「食品・日用品の買い物に便利である」や「職場や学校が近い」「医療・福祉施設が近い」など、生活の利便性が高そうだと評価する意見が多い。



ウ 中心市街地から転居したい（住みたくない）理由 [3つまで選択]

区域内住民が転居したい理由としては「食品・日用品の買い物に不便である」が最も多く、特に生鮮食料品を取り扱う店舗が少ないことが影響していると考えられる。

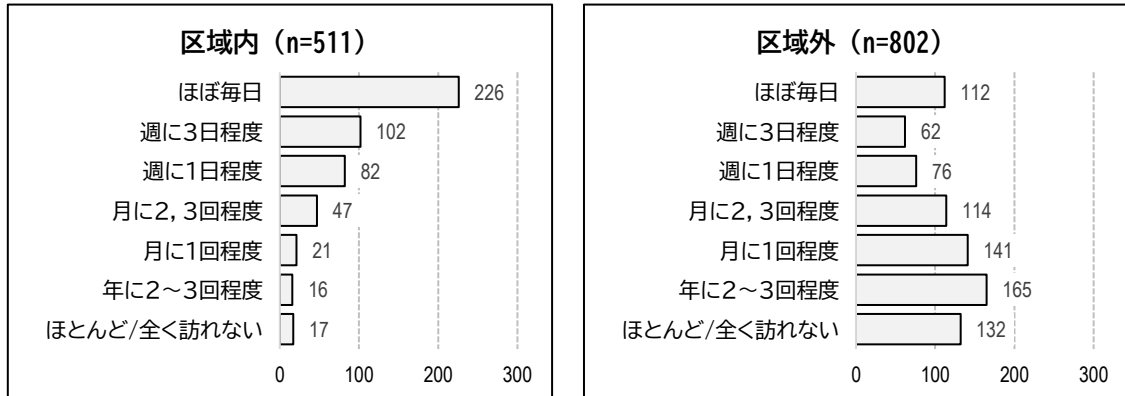
また、区域外住民が中心市街地に移り住みたくない理由としては「現在の居住地が気に入っている」という中心市街地の状況によらない理由が最も多く、次いで「地価や家賃が高い」という金銭的理由を危惧する意見も多かった。



④ 中心市街地での活動または来訪

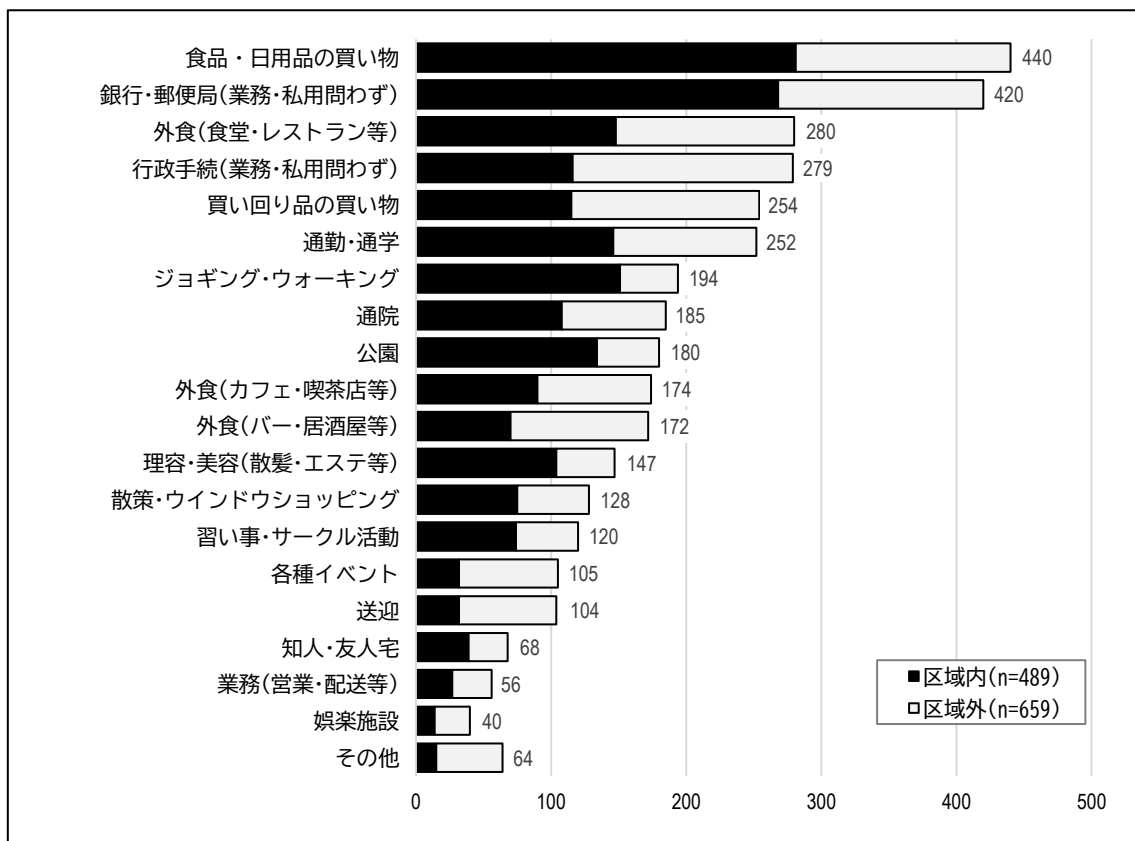
ア 中心市街地での活動（来訪）頻度

区域内住民の活動頻度は「ほぼ毎日」が最も多く、区域外住民の来訪頻度は「年に2～3回程度」が最も多い。



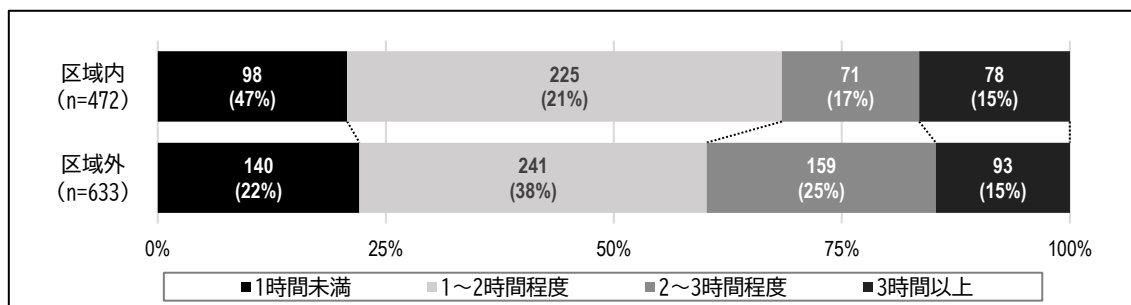
イ 現在の中心市街地への活動（来訪）目的 [すべて選択]

現在の中心市街地の来訪目的として最も多くを占めているのは「食品・日用品の買い物」であるが、それに次ぐ目的が「銀行・郵便局」や「行政手続」となっており、日常の用事としての来訪が多いことがうかがえる。



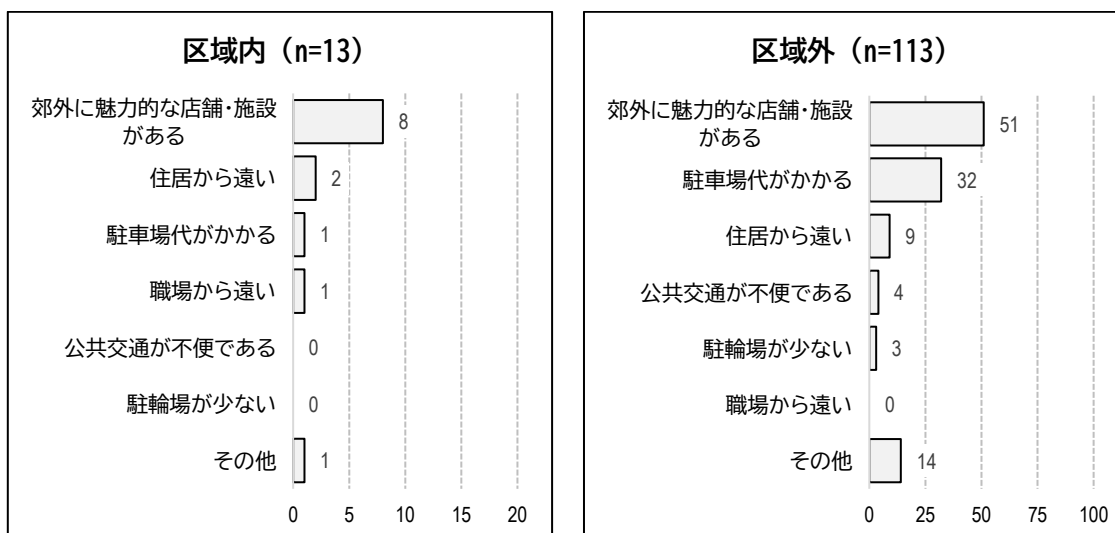
ウ 中心市街地での滞在時間

区域内・区域外住民ともに「1～2時間程度」の滞在時間が最も高い割合となっている。



エ 中心市街地で活動しない（訪れない）理由

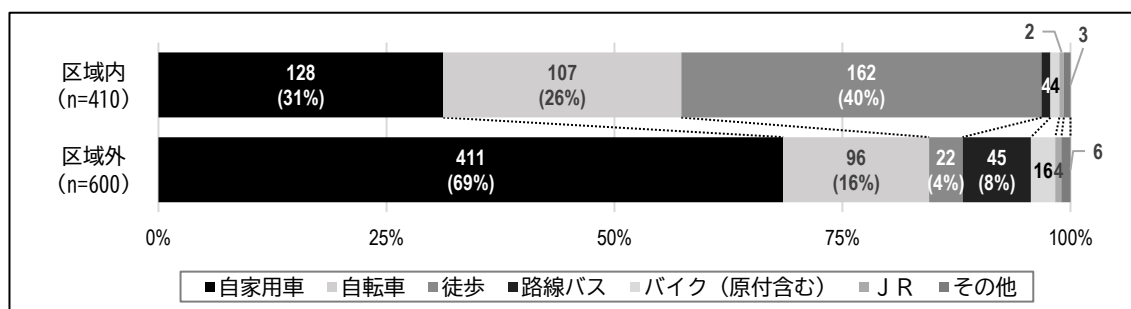
区域内、区域外ともに「郊外に魅力的な店舗・施設」があると答えた割合が高い。



オ 中心市街地を訪れる際の交通手段

区域内住民は「自家用車」だけでなく「自転車」や「徒歩」を中心市街地への交通手段としている者の割合も高い。

また、区域外住民は「自家用車」の利用割合が突出しており、約70%となっている。

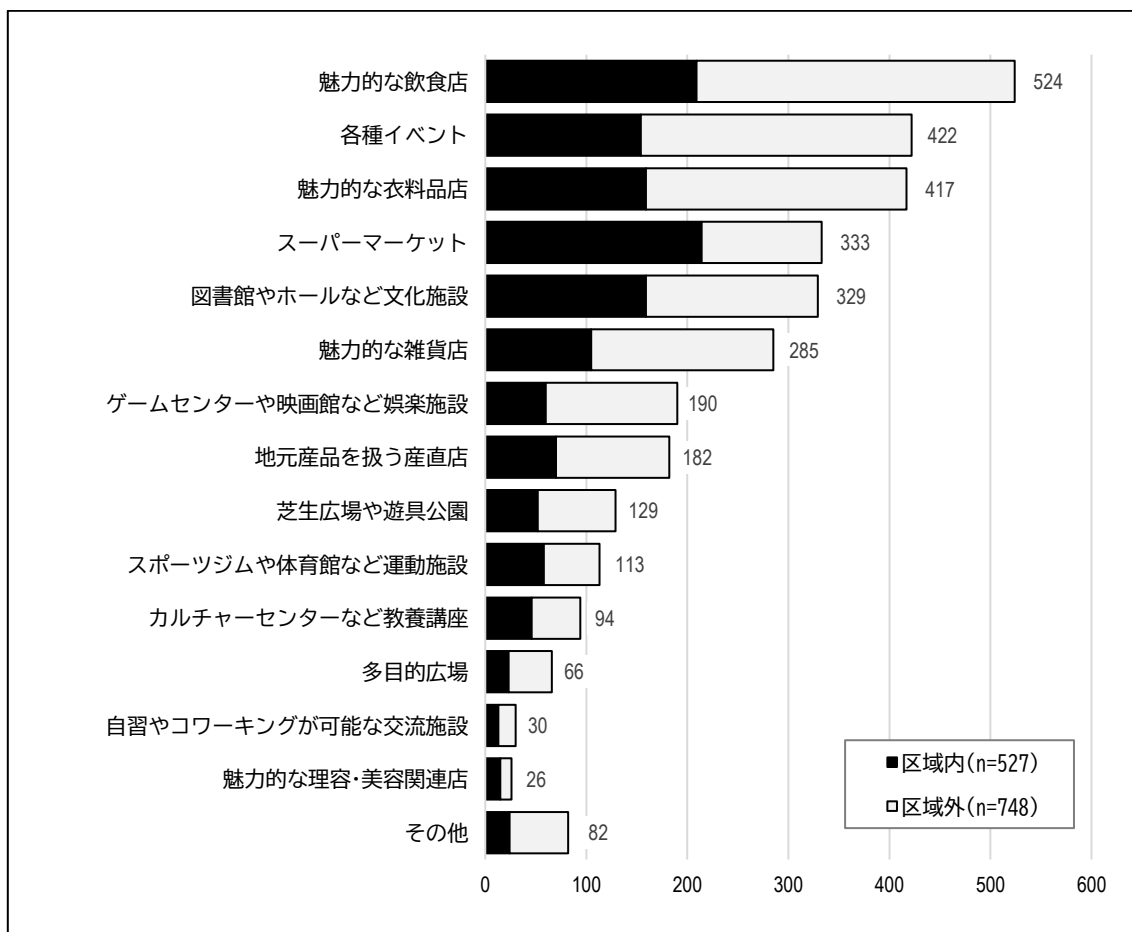


⑤ 中心市街地へ求める機能

ア 中心市街地への来訪目的〔3つまで選択〕

中心市街地への来訪目的は「魅力的な飲食店」が最も高い割合を占めており、「各種イベント」「魅力的な衣料品店」と続いている。

なお、区域内住民については「スーパーマーケット」も高い割合を占めており、生活に必要な機能として求められている状況がうかがえる。

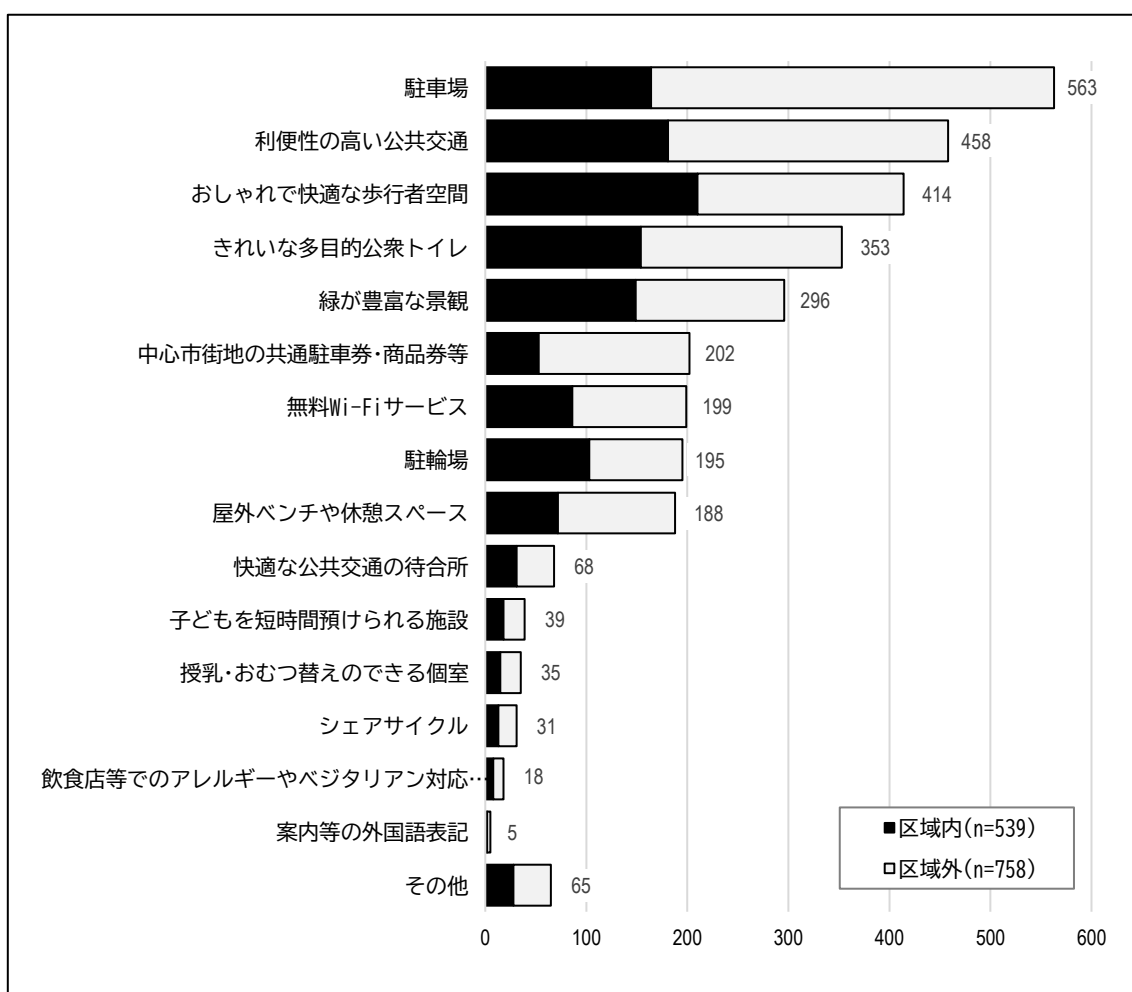


イ 中心市街地への来訪に必要なもの [3つまで選択]

中心市街地への来訪に必要なものとしては「駐車場」が最も高い割合を占めており、「利便性の高い公共交通」が続いていることなどから見て、交通手段の確保が重要であることがうかがえる。

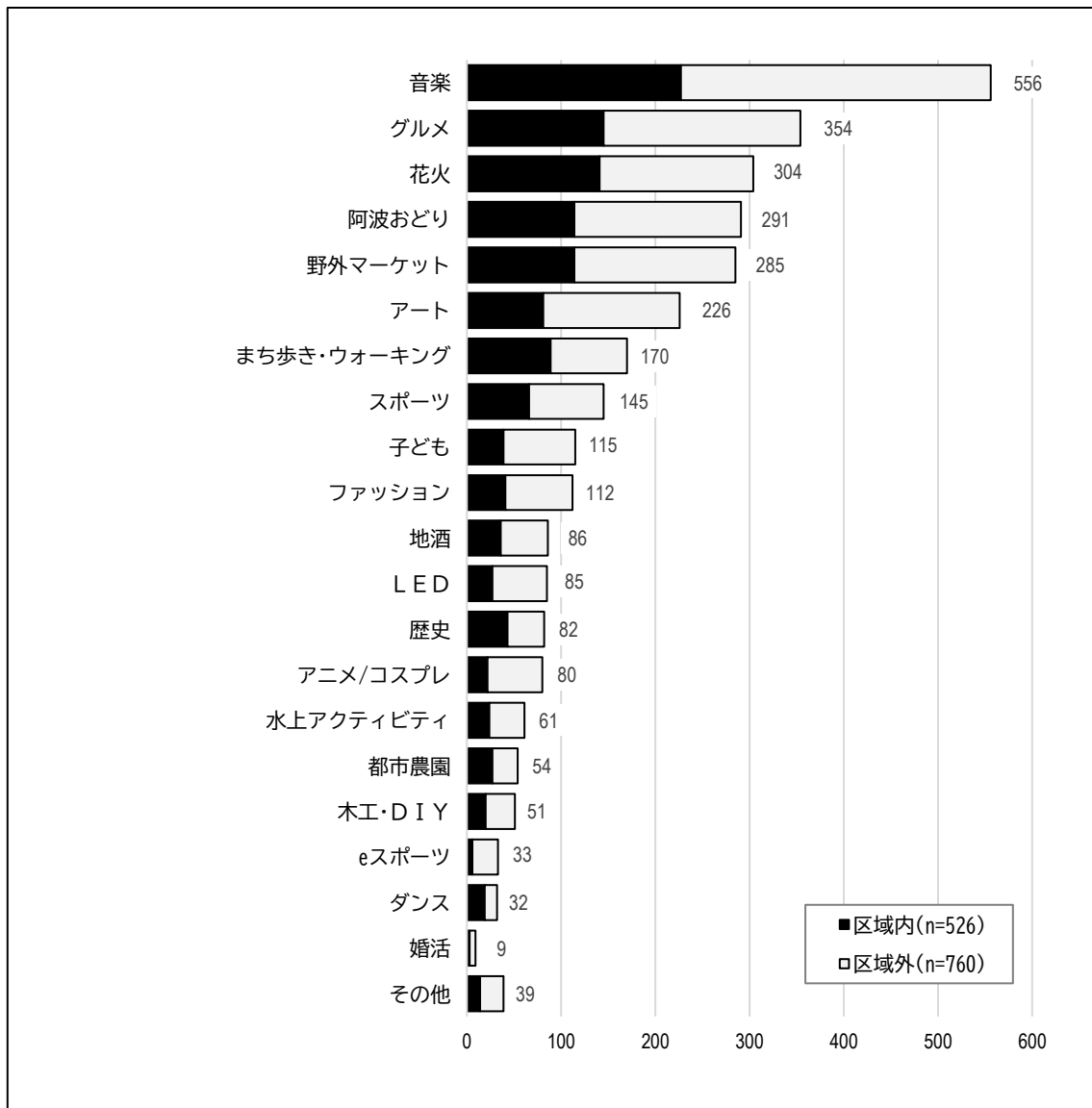
45 ページ「④-エ 中心市街地で活動しない（訪れない）理由」の1番目は「郊外に魅力的な店舗・施設がある」、2番目は「駐車場代がかかる」となっていることから、無料駐車場を備えた郊外型大規模集客施設との比較の中で、駐車場代が中心市街地への来訪の足かせとなっている状況にあることが分かる。

中心市街地には公営駐車場のほか、数多くの民営駐車場が整備されており、駐車場の総量は概ね充足していると考えられるため、駐車場代負担の軽減や公共交通機関・自転車による来街環境の向上、駐車場代を払ってでも行きたいと思える価値の提供などが重要である。



ウ 興味のあるイベントや取組のテーマ [3つまで選択]

最も興味の高いイベントのテーマは「音楽」で、続いて「グルメ」「花火」「阿波おどり」「野外マーケット」などの人気が高くなっている。



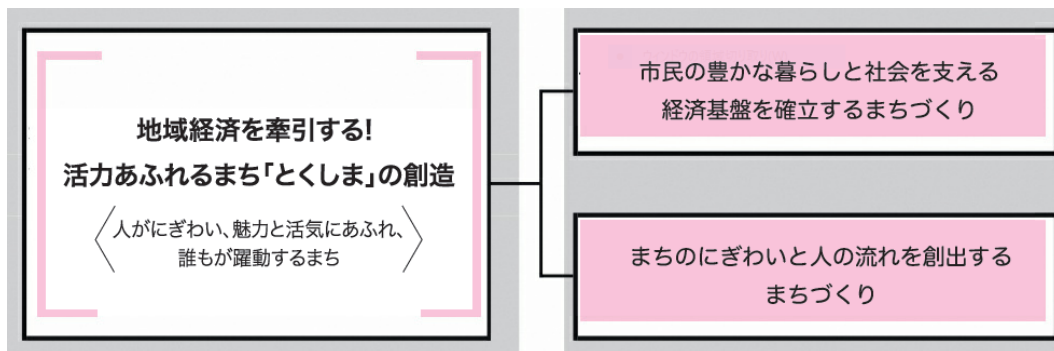
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組

(1) 市町村独自の計画や直近の認定基本計画等の概要

① 徳島市総合計画 2021（令和3年度～令和12年度）

上位計画である「徳島市総合計画 2021」においては、目指すべき将来像として「わくわく実感！水都とくしま」を掲げ、その下に4つの基本目標を設定し政策・施策を体系化している。

中心市街地の活性化は、基本目標“地域経済を牽引する！活力あふれるまち「とくしま」の創造”の施策として位置付けており、都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、徳島駅周辺のまちづくりの方策やにぎわい交流軸として位置付けたシンボルゾーン周辺の新たなにぎわいづくりに加え、ひょうたん島周辺を含む中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めることとしている。



② 第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年度～令和6年度）

関連計画である「第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略」においては、「人口減少社会」という重要課題に対応するため4つの目標を掲げ、施策を体系化している。

中心市街地の活性化は、基本目標“「誰もが活躍でき安心して暮らせる、持続可能で安全なまち」の実現”の施策として位置付けている。

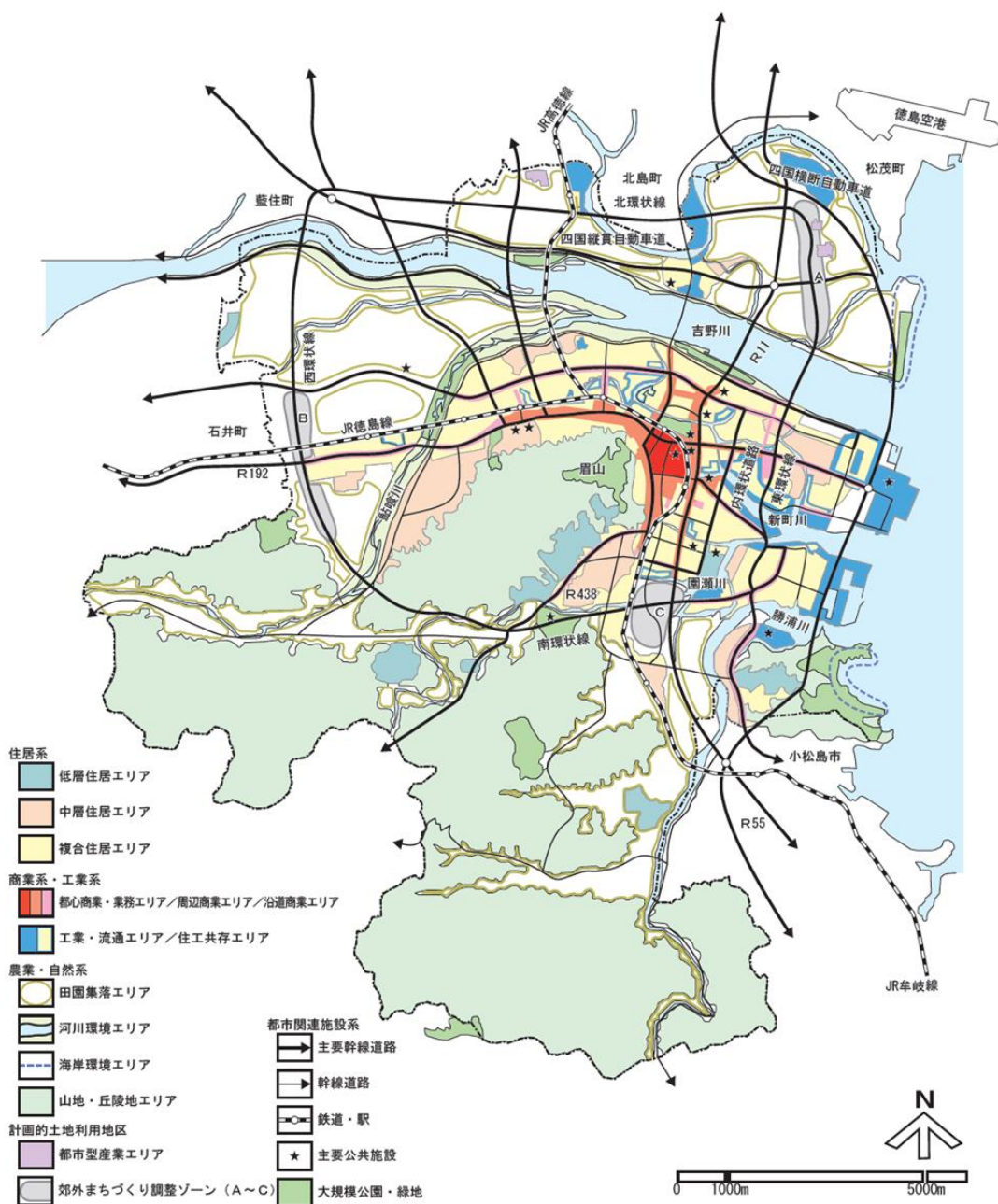
基本目標	「誰もが活躍でき安心して暮らせる、持続可能で安全なまち」の実現
施策方針	個性豊かな活力あるまちづくり
施策	特性を生かしたコンパクトで魅力的な都市の形成
	集約型都市構造の構築や地域公共交通ネットワークの形成など持続可能な都市づくりの推進に取り組み、本市の特性（全国の県庁所在都市で面積が2番目に小さな都市など）を活かしたコンパクトで魅力的な都市の形成を図ります。

③ 徳島市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

関連計画である「徳島市都市計画マスタープラン」においては、住居、商業・業務等の新たな立地は都市的土地利用地域に誘導することを基本とし、コンパクトな市街地の維持と都市機能の集約を図る方針を掲げている。

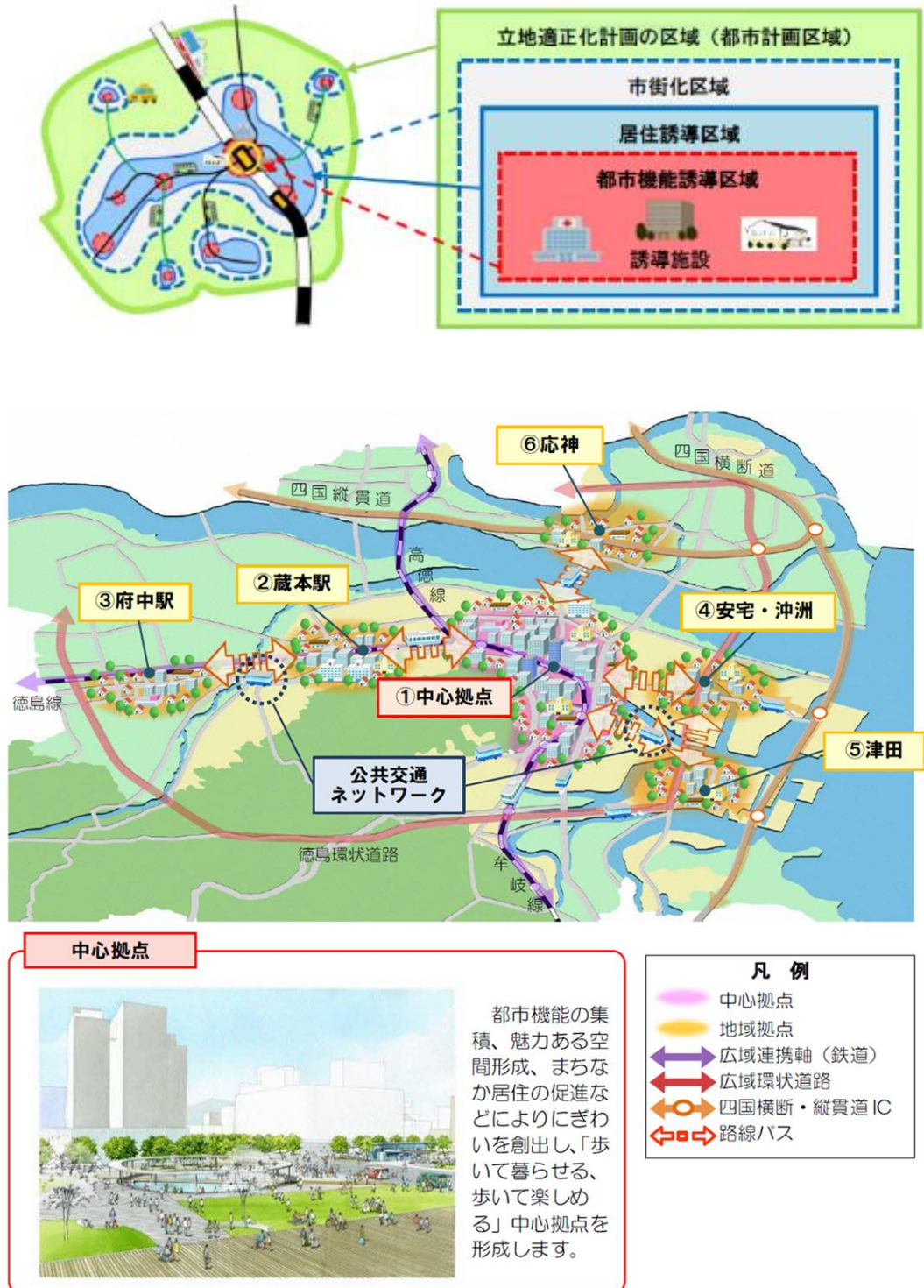
また、JR 徳島駅を中心とする都心については、本市の顔として文化施設などの高次な都市機能の充実を図るとともに、既存の都市機能の集積を活用し、まちなか観光やまちなか居住を促進するなど、活力ある都市圏の形成をけん引することとしている。

図 徳島市都市計画マスタープラン「土地利用方針図」



④ 徳島市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）

関連計画である「徳島市立地適正化計画」においては、「徳島市総合計画」や「徳島市都市計画マスタープラン」に即しつつ、JR 徳島駅を中心とする区域を「中心拠点」と定め、教育・文化や商業など都市機能の集積と魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などを通じてにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指すこととしている。



⑤ 徳島駅周辺まちづくり計画（令和元年6月策定）

関連計画である「徳島駅周辺まちづくり計画」においては、現在、検討を進めている徳島市内鉄道高架事業に合わせて一体的なまちづくりを行うため、徳島の玄関口にふさわしい拠点の形成に向けた方針や施策を定め、その他の分野別計画と連携しながら、徳島駅周辺のにぎわい創出等に取り組むこととしている。

徳島中央公園から駅前広場を経て眉山に至るルートを「にぎわい交流軸」に設定し、人々にとって上質で居心地のよい空間に再編するとともに、都市機能の誘導やオープンスペースの整備、歩行者や公共交通優先の空間づくりを集中的に行うこととしている。

図 まちづくりのコンセプト図



(2) 事業等の進捗状況

① 市街地の体系的整備に関する事業

ア 新町西地区市街地再開発事業（見直し）

本事業は、JR 徳島駅から阿波おどり会館を結ぶ中間に位置する新町西地区において、音楽・芸術ホールの整備と一体的な市街地再開発事業を予定していたものである。

平成 17 年 12 月に実施を表明して以降、紆余曲折を経て平成 24 年 11 月に都市計画決定に至ったが、平成 28 年 3 月に当選した新市長の公約により事業が白紙撤回となった。

音楽・芸術ホールについては、旧市立文化センター跡地等において県立施設として整備する旨の方針転換が行われるとともに、新町西地区においては集合住宅・宿泊施設・商業施設・川の駅等を整備する新たな再開発事業に取り組むこととしている。

イ 水辺徳島の魅力づくり

◎ ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業（実施中：H26～）

当初の構想策定時（平成 26 年 3 月）、新町橋河畔に整備する「拠点となる川の駅（新町橋河畔棧橋）」は、新町西再開発事業と一体的に整備する予定であったが、平成 28 年 6 月、本市が同事業から撤退する方針としたことから、構想に掲げた川の駅の必要性や機能、新たな川の駅の候補地やその利活用などについて見直しを行った。

川の駅の内、ひょうたん島周遊船の発着拠点となっている新町川・阿波製紙水際公園のボートハウスについて、運航を行う NPO 法人が中心となって新たな棧橋の整備などを行った。

また、平成 29 年 3 月に新たな構想を策定し、水都徳島の魅力を感じられる川の駅の設置に取り組んでいるところであり、令和 2 年度には両国と南末広・万代中央ふ頭などのベイエリアを結ぶ航路で社会実験・試験運行などを実施している。

◎ LED を活用した景観整備（実施中：H19～）

夜のまちの魅力アップを図るため、中心市街地を流れる新町川及び助任川に架かる橋を、地域資源の LED を活用した光のアート作品で彩る取組を進めている。

新町川及び助任川には計 17 の橋（人が通行可能な橋のみ）が架かっているが、この内、平成 22 年に「ふれあい橋」と「両国橋」を、平成 25 年に「新町橋」を、平成 28 年に「春日橋」を整備し、現在は 5 橋目となる富田橋の整備を行っている。

ウ 徳島市交通バリアフリー基本構想の推進

◎ 自転車・歩行者道の整備（完了：H17～H22）

交通バリアフリー法に基づき、平成 17 年 6 月に JR 徳島駅を中心とした半径約 1km の範囲を重点整備地区に設定した移動円滑化基本構想「徳島市交通バリアフリー基本構想」を作成し、本構想に基づく自転車・歩行者道の整備など、JR 徳島駅周辺における歩行空間の環境改善に取り組んだ。

エ アミコビルの活性化

◎ 徳島市立図書館の移転（完了：H23）

JR 徳島駅前への人の流れを創出するため、平成 24 年 4 月 1 日に徳島市中央公民館から徳島駅前に立地するアミコビル 5～6 階へと移転した。

移転に伴って 27 万冊から 50 万冊へ蔵書能力を大幅に増やすとともに、テラス席やラウンジスペースを備えた憩いの場として整備したことで、毎年約 100 万冊の貸出があるなど多くの人々に利用されるまちなか図書館として定着している。

◎ シビックセンターのリニューアル（完了：H23）

徳島市立図書館の移転に伴い、アミコビル内に設置されていた複合文化施設「シビックセンター」の大幅リニューアルを実施した。

リニューアルオープンは市立図書館の開館に合わせた平成 24 年 4 月 1 日で、文化活動に使用できるホールやギャラリーを整備した。

◎ 徳島市広域観光案内ステーション「旅づくりネット」の開設（完了：H24）

徳島市及び周辺 11 市町村で締結した「徳島東部地域定住自立圏形成協定」に基づき、徳島東部圏域の観光情報を幅広く集約、発信する拠点施設として徳島市広域観光案内ステーション「旅づくりネット」をアミコビル地下に開設した。

② 経済の活性化に関する事業

ア インバウンドを見据えたまち歩き観光の環境整備

◎ 公衆無線 LAN の整備（完了：H28～R2）

訪日外国人をはじめとした観光客やビジネス客、また市民等の利便性や満足度向上を目的として、徳島市中心部において、本市独自の公衆無線 LAN「TOKUSHIMA CITY Wi-Fi」の整備に取り組んできた。

平成 28 年度に行った徳島駅から阿波おどり会館までのシンボルゾーンにおける整備を皮切りに、中心市街地の商店街を結ぶ動線の整備を行っており、令和 2 年度には一番町商店街、両国本町商店街、両国橋南商店街での整備を行ったことで、シームレスに Wi-Fi を利用できる環境が整った。

◎ 公衆トイレの洋式化（完了：R1～R3）

訪日外国人が利用しやすいよう、これまで和式便器を設置していた中心市街地内の公衆トイレについて洋式便器への更新を行い、また、清潔を維持しやすい仕様へと順次変更を行っている。

令和 3 年度に新町川水際公園及び徳島中央公園内の公衆トイレについては洋式化が完了する。

◎ 阿波おどり文化多言語案内板の整備（完了：R2）

訪日外国人が地域を訪れた際、観光資源の解説文の乱立や、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、外国人観光客の周遊性を高め、満足度の向上を図ることを目的として、中心市街地の4か所に「阿波おどり」の歴史や魅力などを記載した多言語案内看板を設置した。

イ 商店街の活性化

◎ 中心市街地出店支援事業（実施中：R2～）

そごう徳島店の閉店に伴う地域経済の影響を緩和し、中心市街地における活力を維持するため、空き店舗に出店する場合に必要な改装費等を支援している。

本事業を活用して、令和2年度には飲食や服飾、美容など幅広い業種の10店舗が、アミコビルや周辺商店街などの中心市街地に出店した。

◎ 中心市街地賑わい創出事業（実施中：H30～）

若者等の市民が企画した地域活性化イベントに対する補助を実施。中心市街地のにぎわいづくりへの市民参加を促進し、中心市街地への愛着を醸成するため、イベント開催に要する費用の一部を補助する。

◎ 商店街活性化支援事業（実施中：R1～）

地域商店街活性化支援事業費補助により、商店街が知名度向上のための情報発信と売上向上を目的としてイベント開催に要する費用の一部を補助する。

ウ 新規創業の支援

◎ 徳島市産業支援交流センターの整備（完了：R2）

木工や藍染めなどの地域資源を活用した産業をはじめとする起業家、事業者等への支援を通じて新たな事業を創出し、産業を育成するとともに、利用者相互の交流を促進することにより、本市の経済発展を図ることを目的とした施設「徳島市産業支援交流センター」を、令和2年7月1日、JR徳島駅前のアミコビル1階及び9階に開設した。

◎ 中小企業に対する相談業務（実施中：H26～）

中小企業販路拡大支援事業として、専門家による経営相談を定期的にアミコビル9階の徳島市産業交流支援センターにおいて実施している。

◎ 創業促進事業（実施中：H25～）

産業競争力強化法に基づき創業支援等事業計画を策定し、認定連携創業支援等事業者協力のもと、起業のためのセミナーや相談会の開催及び創業に係る経費の一部を補助することで年間65人の創業者の創出を目標としている。また、市内の高校生や大学生を対象に出前講座を開催し、創業機運の醸成にも力を入れている。

コロナ禍であるが、令和3年度の創業補助金については、例年以上の申請があった。

エ 各種イベントの開催

◎ 阿波おどりの開催（実施中：S21～）

徳島が世界に誇る伝統芸能「阿波おどり」を、お盆の8月12日～15日の4日間、JR徳島駅前をはじめとする中心市街地一帯で開催しており、国内外から100万人を超える観光客が訪れるなど、経済面でも大きな役割を果たしている。

◎ 徳島ひょうたん島水都祭の開催（実施中：H25～）

本市の中心市街地は、河川に囲まれた地の利を生かして城下町が形成されたことが都市の始まりであり、他都市に類を見ない水とともに発展してきた都市である。

この水都徳島の魅力を体感し、広く発信するイベントとして「徳島ひょうたん島水都祭」を中心市街地の川沿いに整備された公園などで開催している。

◎ とくしまマルシェの開催（実施中：H22～）

水都徳島のおしゃれな水辺空間を生かして、新町川沿いのしんまちボードウォークで毎月最終日曜日に産直市「とくしまマルシェ」が開催されている。

オ 眉山山頂広場の整備（完了：R2）

徳島市のシンボルである眉山とその山頂の魅力を向上させ、様々なイベントで活用できるよう眉山山頂広場を整備した。

(3) 目標の達成状況

① 旧基本計画の概要

本市においては、平成 18 年 3 月に旧中心市街地活性化法に基づく「徳島市中心市街地活性化基本計画」を策定したが、改正法に基づく基本計画はこれまで策定していない。

なお、旧基本計画の概要は次のとおりである。

【計 画 期 間】 平成 18 年 4 月～平成 28 年 3 月

【区 域 面 積】 75ha

【基本テーマ】 にぎわいと豊かさが実感できる水緑都市

【活性化の目標】

目標 1

 訪れる人が増えていく街

目標 2

 居住する人が増えていく街

目標 3

 働く人が増えていく街

② 旧基本計画に掲げた事業の進捗状況

ア 中心市街地の整備改善に係わる事業

事業名	事業内容	状況
交通バリアフリー基本構想	特定経路の整備 総延長 約 5,440m	完了
鉄道高架事業	JR 高徳線・牟岐線 徳島駅西～文化の森駅付近 約 4.7km	未実施
新町西地区市街地再開発事業	商業、文化、住宅、公益等の複合機能を持った施設整備 地区面積 約 1.4ha（敷地面積 約 0.8ha）	見直し
新町橋西詰公園整備事業	新町西地区市街地再開発事業と併せて一体的に整備	見直し
高質空間整備事業	コミュニティ道路の整備 阿波おどりシンボルロードの整備	未実施
優良建築物等整備事業	開発規模に見合った実効性の高い事業の活用を図る。	未実施

イ 商業等の活性化に係わる事業

事業名	事業内容	状況
都心居住促進事業	都心居住の促進に向けた様々な施策を展開するとともに、中心市街地のすばらしさを PR することで中心市街地への居住を誘導する。	実施中

事業名	事業内容	状況
ウェルカムT事業	中心市街地に大型核店舗や業務・サービス機能等を誘致する。	実施中
地権者ネットワーク会議事業	地権者のネットワーク会議を開催し、家賃の抑制を図ることで、空き店舗への出店を誘導する。	未実施
空店舗情報発信事業	詳細な空き店舗情報をHPを通じて発信する。	未実施
テナントミックス推進事業	出店に係る改装費に対して支援することで、空き店舗への出店を誘導する。	完了
街角ミシュラン事業	地産地消の店を格付けすることで、商店街のイメージアップを図る。	未実施
農林水産展	地産地消のイベントによって、中心市街地のイメージアップを図る。	完了
スタンプカード事業	中心市街地共通のスタンプカードで固定客づくりを図る。	完了
共通商品券事業	共通商品券により、他都市への顧客流出を抑制する。	完了
パラソルショップ活性化事業	賑わい創出及びインキュベーター施設として活用する。	完了
街路市事業	朝市、夜市などを開催し、中心市街地に新たな魅力を作り出す。	実施中
商店街合同イベント事業	夏祭り、ハロウィーン、年末大売り出し等を合同で実施し、中心市街地の魅力を高める。	実施中
伝統文化活用事業	戎神社、天神社等と連携し、中心市街地に新たな魅力を作り出す。	未実施
水の都賑わい事業	中心市街地を流れる新町川を活用した交流拠点の整備やイベント等を実施し、中心市街地に新たな魅力を作り出す。	実施中
商店街情報等発信事業	イベントカレンダー等を作成するほか、IT等を活用し、商店街情報等を発信することで、中心市街地の魅力を高める。	完了
アーケード・カラー舗装整備事業	華やかで明るい中心市街地ならではの歩行者のための空間を整備する。	実施中
防犯カメラ設置事業	誰もが安全安心に歩けるまちづくりを進める。	実施中
案内サイン設置事業	誰もが歩きやすいまちづくりを進める。	完了
駐輪対策事業	自転車利用者及び歩行者が快適に駐輪や通行ができるようにする。	実施中
駐車場・駐輪場利便性向上事業	駐車場・駐輪場と連携して、来街しやすいまちづくりを進める。	実施中
まちづくりモニター事業	まちづくりモニターが、中心市街地を診断・助言することで、さらに魅力ある中心市街地づくりを目指す。	完了

③ 旧基本計画に掲げた指標の達成状況

旧基本計画に掲げた指標の達成状況は、次のとおりとなっている。

指標名	現状値 (H17)	目標値 (H27)	実績値 (H27)	達成率	備考
世帯数	1,694 世帯	1,900 世帯	1,798 世帯	94.6%	1月1日時点
人口数	3,800 人	4,200 人	3,509 人	83.5%	1月1日時点
商店街通行量（平日）	41,306 人	45,400 人	17,759 人	39.1%	
商店街通行量（休日）	55,888 人	61,500 人	19,748 人	32.1%	
周遊船利用者数	25,000 人	28,000 人	55,687 人	198.9%	
新町川公園利用日数	77 日	85 日	106 日	124.7%	
観光客入込数	2,185 千人	2,400 人	2,149 千人	89.5%	
年間商品販売額	731 億円	800 億円	399 億円	49.9%	実績値は H26
中心市街地占有率	22%	25%	17%	68.0%	実績値は H26
事業所数	2,170 社	2,400 社	1,726 社	71.9%	実績値は H27
従業者数	27,217 人	30,000 人	15,513 人	51.7%	実績値は H27
空き店舗数	53 件	0 件	62 件	—	H26 支援員調べ
固定資産税相当額	12.7 億円	14.0 億円	14.0 億円	100%	内町・新町

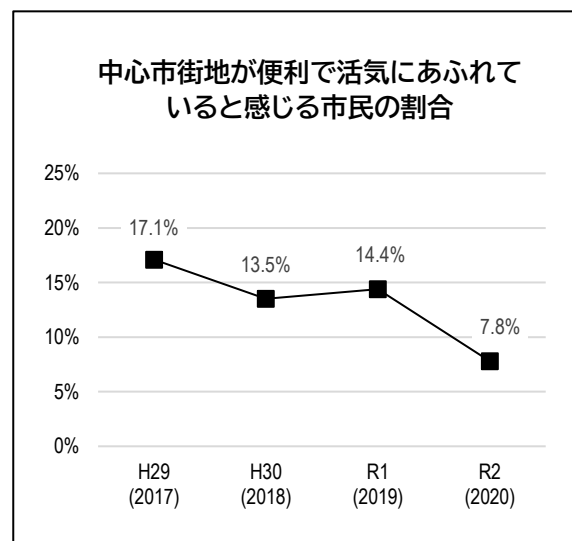
(4) 定性的評価

本市では、市民の意見を市政に反映させるため、総合計画の基本構想で施策大綱として定めている政策及び施策に対する満足度調査を毎年度実施している。

なお、令和 3 年度を開始年度とする新たな総合計画を策定したため、前総合計画に基づく調査結果ではあるが、「中心市街地が便利で活気にあふれていると感じる市民の割合」は年々低下している。

新町西地区市街地再開発事業が見直しとなったことや新たな文化ホールの建設が難航したことのほか、郊外型大規模店舗の出店により相対的に中心市街地の存在感が低下したことなどが要因であると考えられる。

特に令和 2 年度は、そごう徳島店の閉店や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中心市街地に活気があると感じる市民の割合が 7.8%まで低下した。



出典：徳島市市民満足度調査

[5] 中心市街地活性化の課題

課題1 都市のランドマークの喪失

商業施設や文化施設の閉館が相次いだことによって、本市の中心市街地では集客の核となるランドマーク施設が減少し、求心力のある魅力的な都心が形成されていない。

- とくしま CITYの閉店 (H25.7)
- 文化センターの利用中止 (H27.3)
- そごう徳島店の閉店 (R2.8)

課題2 商業需要を底上げする集客要素の必要性

かつての中心市街地は買い物をする場所としてにぎわっていたが、郊外に数多くの大型商業施設が立地する中、本市の特性を生かした商業需要を底上げする集客要素が求められている。

- 中心市街地の小売業年間販売額
575億円 (H19) → 399億円 (H26)
- 中心市街地の小売業売場面積
72,330㎡ (H19) → 54,110㎡ (H26)

課題3 まちなか労働人口の減少

本市の従業者の多くを占める卸売業・小売業について中心市街地での縮小が続いており、それに伴って中心市街地で働く人数も減少傾向にある。

- 中心市街地の従業者数（公務除く）
26,590人 (H21) → 21,801人 (H28)
- 中心市街地の卸売・小売従業者数
4,278人 (H21) → 3,449人 (H28)

課題4 面的な人の広がりへの欠如

中心市街地には観光施設などの集客拠点が点在しているが、拠点間を結ぶ動線上に散策を促す仕掛けが乏しく、まちのにぎわいづくりにつながっていない。

- 中心市街地の歩行者通行量（平日）
18,571人 (H22) → 12,358人 (R2)
- 中心市街地の歩行者通行量（休日）
18,194人 (H22) → 12,246人 (R2)

課題5 歩いて暮らせる環境の不十分さ

自家用車への依存度が高い本市においては、加速する少子高齢化の流れを踏まえて、歩いて暮らせるまちづくりの重要性がますます高まっている。

- 中心市街地の居住者数
8,192人 (H22) → 7,546人 (R2)
- 中心市街地の高齢化率
29.1% (H22) → 35.4% (R2)

[6] 中心市街地活性化の方針

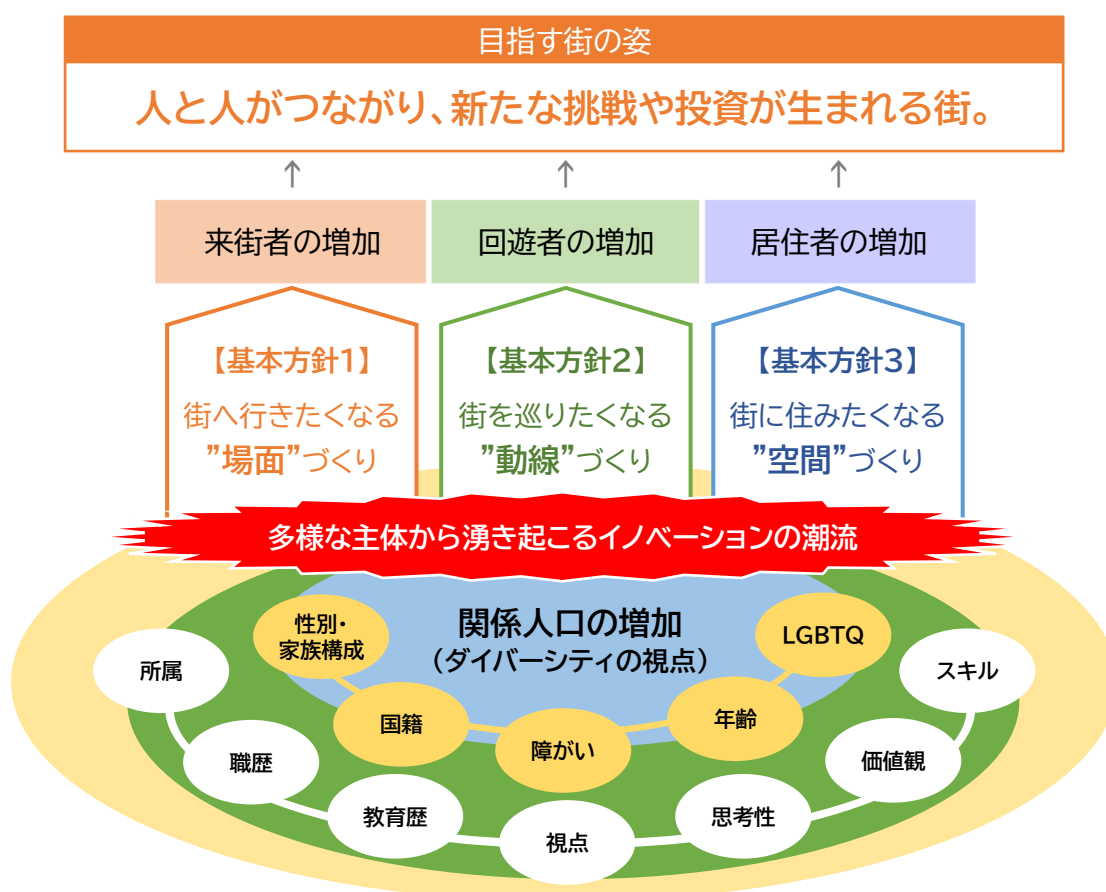
徳島藩の城下町として発展した歴史を持つ本市の中心市街地は、これまで行政、業務、商業、交通など高次都市機能の集積を図りながら、徳島経済を力強くけん引するエリアとして重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行やモータリゼーションの拡大による市街地の拡散、郊外における大規模集客施設の立地など、中心市街地を取り巻く環境が大きく変化する中、従来のような商業機能を核とする活性化だけではなく、本市の特性を生かした「わくわくする体験」ができる場面を増やすなど、商業需要を底上げする集客要素が求められている。

本市の中心市街地は、新町川と助任川という2つの河川に囲まれた区域が上空から見るとひょうたんの形に見えることから「ひょうたん島」の愛称で親しまれており、ひょうたん島周辺に整備された親水公園では、阿波おどりやとくしまマルシェといったイベントを開催するなど、本市ならではの景観を生かした、水辺に人が集まるまちづくりを進めてきている。

今後もこの特徴的な水辺環境を最大限に生かしつつ、人々が集い、楽しみながら回遊できるまちづくりを進めていかなければならないが、そのための取組を行政のみで進めるのではなく、様々な人と人がつながり、その中から新たな価値やサービスが創造される環境を作り上げていくことが今後は重要となってくる。

こうした考え方の下、「ダイバーシティ（多様性）」と「イノベーション（創造性）」を、本計画のキーコンセプトとし、集客の核となる施設を中心市街地に整備するとともに、ソフト施策も交えながら関係人口の増加を図ることで、人と人がつながり、その中から新たな挑戦や投資が継続的に生み出されるまちづくりを進めるものとする。



2 中心市街地の位置及び区域

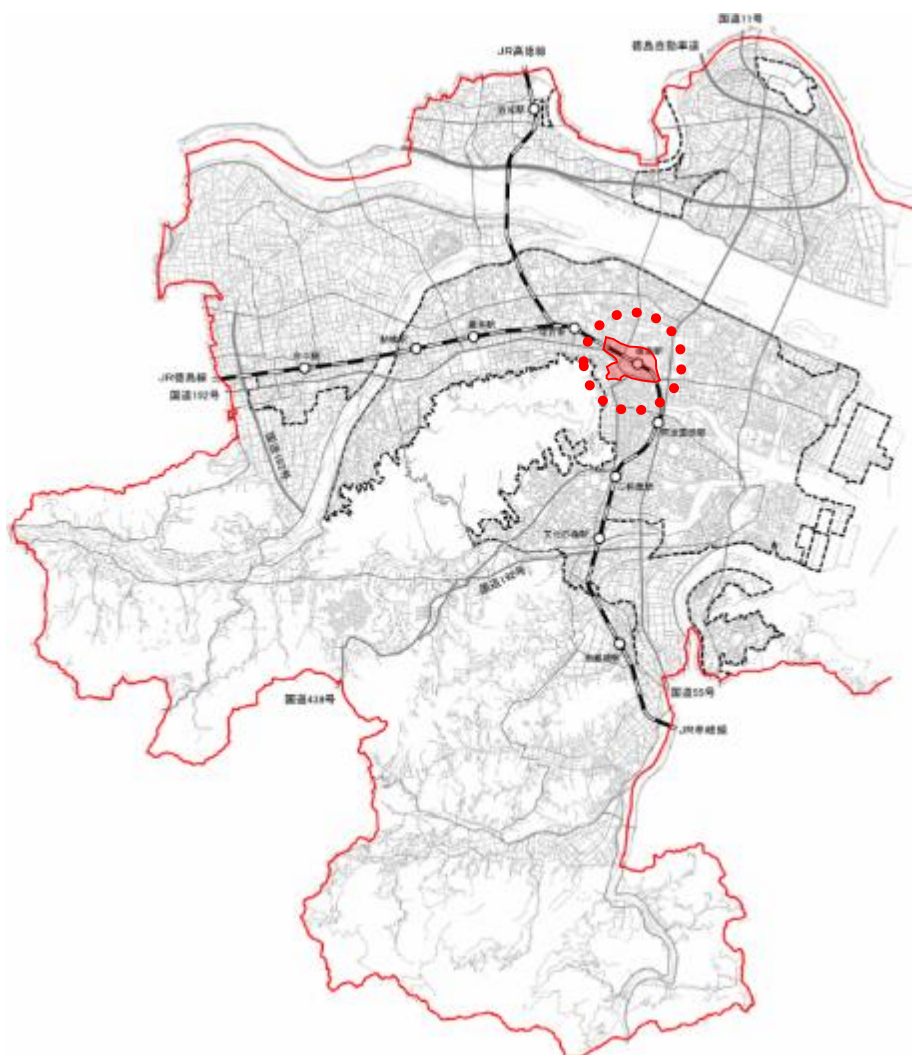
[1] 位置

JR 徳島駅が立地する内町地区には行政、業務、文化など多様な都市機能が集積しており、隣接する新町地区とともに数多くの商店街を形成するなど、徳島の経済の中心地としての役割を果たしている。

また、JR 徳島駅前にはバスターミナルも立地しており、関西圏をはじめとする全国各地とのネットワークを支える広域的な交通結節機能を有していることから、四国東部地域の物流や人の流れを支える上で欠かすことのできないエリアとなっている。

このように JR 徳島駅を中心としたエリアには高次都市機能が集積し、県都として徳島県内の中心地であるとともに、四国東部地域の中枢拠点都市としての役割を担っていることから、このエリアを本市の中心市街地とする。

図 中心市街地の位置図



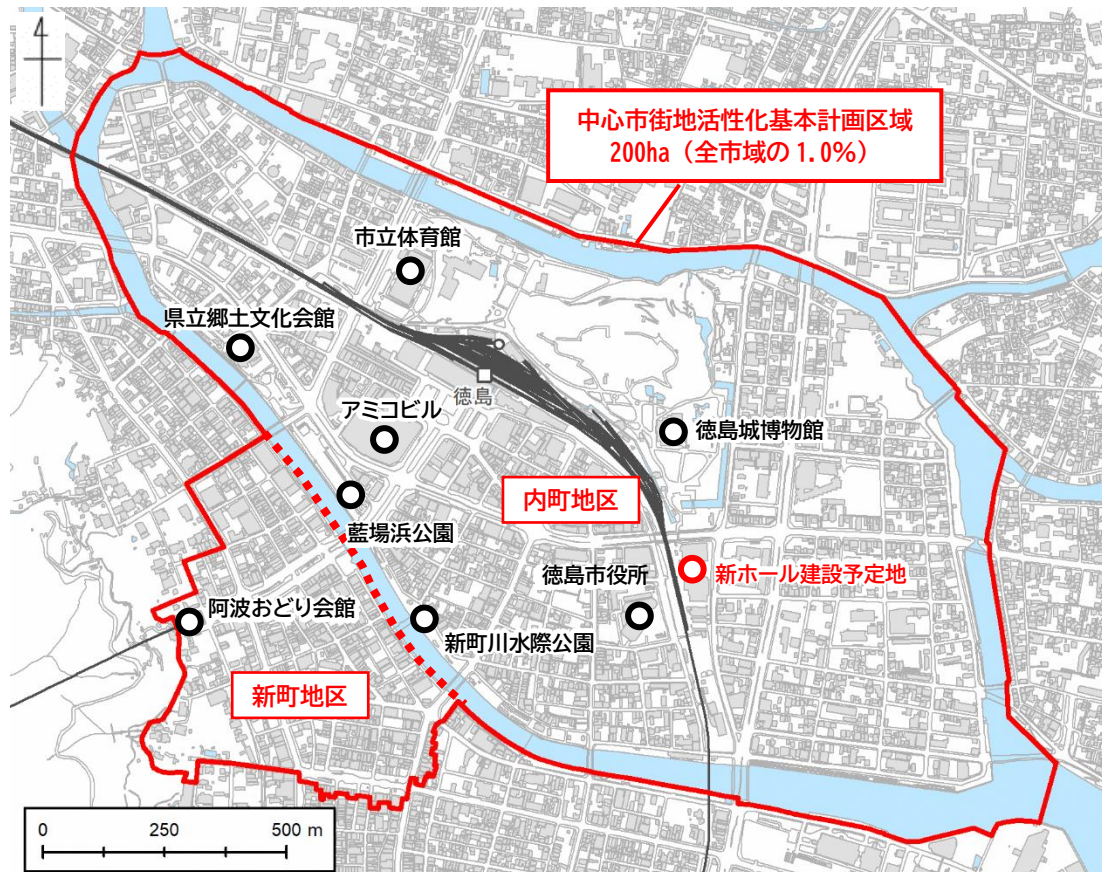
[2] 区域

本市の中心市街地は、新町川と助任川に囲まれ、ひょうたん島の愛称で親しまれている「内町地区」と、古くから本市における商業の中心地として、数多くの商店街や飲食店などが立地している「新町地区」の一部で構成する。

本エリアには、広域交通結節点である JR 徳島駅が立地しており、市役所や裁判所、警察署、郵便局、図書館などの公共施設が数多く集積しているほか、多くの商店街が立地するなど今でも本市の商業中心地としての役割を担っている。

また、大規模なホテルの大半は本エリア内に立地しており、阿波おどり会館をはじめとする観光資源と相まって、観光客を受け入れるエリアとしても大きな役割を果たすなど、区域面積は200haと全市域の1.0%に過ぎないにもかかわらず、多くの都市機能が集積している。

図 中心市街地の区域図



※ この地図は徳島市長の承認を得て、1/2500地形図を複製したものである (承認番号 令3徳島市指令都政12号)

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

(1) 第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

本市の中心市街地の面積は 200ha と全市域の 1.0%に過ぎないが、そのエリア内に約 20%の小売店舗が集積しているほか、市役所や裁判所、郵便局、図書館などの公共公益施設も数多く立地していることから、第1号要件に適合する。

【全産業の集積状況】

本市の全産業を見ると、事業所数では全市の 15.8%、従業者数では全市の 16.8%が中心市街地に集積している。

区分	中心市街地 (A)	徳島市全体 (B)	対市割合 (A/B)
事業所数 (事業所)	2,248	14,242	15.8%
従業者数 (人)	21,236	126,691	16.8%

出典：平成 28 年経済センサス「活動調査」

【小売商業者の集積状況】

本市の小売業を見ると、店舗数では全市の 18.6%、従業者数では全市の 14.0%が中心市街地に集積している。

区分	中心市街地 (A)	徳島市全体 (B)	対市割合 (A/B)
小売事業所数 (事業所)	464	2,495	18.6%
小売業従業者数 (人)	2,362	16,906	14.0%

出典：平成 28 年経済センサス「活動調査」

【宿泊業、飲食サービス業の集積状況】

本市の宿泊業、飲食サービス業を見ると、事業所数では全市の 24.0%、従業者数では全市の 26.4%が中心市街地に集積している。

区分	中心市街地 (A)	徳島市全体 (B)	対市割合 (A/B)
宿泊・飲食事業所数 (事業所)	508	2,119	24.0%
宿泊・飲食業従業者数 (人)	3,592	13,605	26.4%

出典：平成 28 年経済センサス「活動調査」

【都市機能の集積状況】

本市の中心市街地には、公共施設や学校、福祉施設、子育て施設などの都市機能が集積しており、公共施設は、法務局や裁判所など様々な国の出先機関や市役所などの主要な行政機関が立地しているほか、徳島県庁が近接している。

また、教育施設は、エリア内に立地する小学校や高等学校、専門学校をはじめ、近接する区域に徳島大学が立地している。

その他、地域包括支援センターやデイサービスセンター、介護付きマンションなど様々な福祉施設や保育所などに加え、NPO 法人が運営する子育て支援施設なども立地している。

(2) 第 2 号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

本市の中心市街地は市内の他エリアと比較しても高齢化がいち早く進行しており、歩いて暮らせるまちづくりが急務となっていることに加え、小売店舗数や従業者数も郊外型大規模集客施設の相次ぐ立地によって減少が続くなど、経済活力の維持に支障を生じるおそれがあることから、第 2 号要件に適合する。

【中心市街地の人口動向】

本市の中心市街地の人口は近年、減少傾向にあり、全市を上回るペースで人口減少が進んでいる。特に高齢化率が高く、全市平均と比較して約 6%、全国と比較すると約 9%も高い水準で高齢化が進んでいる状況にある。

区分		H22	H24	H26	H28	H30	R2
総人口（人）		8,192	8,200	8,050	7,906	7,796	7,546
65 歳以上人口（人）		2,386	2,482	2,613	2,690	2,708	2,672
高齢化率		29.1%	30.3%	32.5%	34.0%	34.7%	35.4%
(参考) 全市	総人口（人）	258,130	258,684	257,067	256,006	254,515	252,235
	高齢化率	23.3%	24.3%	26.3%	27.6%	28.4%	29.3%

出典：徳島市住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

【中心市街地の小売業の状況】

本市の中心市街地における小売業は年々縮小傾向にあり、平成 19 年から平成 26 年にかけての間に、中心市街地の年間小売商品販売額は約 30%、小売業売場面積は約 25%減少した。

これは、本市に隣接している藍住町に「ゆめタウン徳島（開業月：平成 23 年 11 月、売場面積：40,000 m²）」がオープンしたことなどが主な要因であると考えられるが、その後も徳島

市末広町に「イオンモール徳島（開業月：平成 29 年 4 月、売場面積：36,405 m²）」が開業するなど、郊外型大規模集客施設の立地が続いた。

こうした流れの中、令和 2 年 8 月には JR 徳島駅前立地していた県内唯一の百貨店・そごう徳島店が閉店し、中心市街地における小売機能のさらなる縮小が危惧されている。

区分	H14	H19	H26	H26/H19
小売業年間商品販売額（万円）	7,310,233	5,753,079	3,985,413	30.7%減
小売業売場面積（m ² ）	93,404	72,330	54,110	25.2%減

出典：商業統計調査

【中心市街地歩行者通行量の推移】

中心市街地の歩行者通行量については、平日、休日ともにこの 10 年間で 3 割以上の減少となっている。

休日については年によってバラつきが見受けられるが、これは中心市街地における各種イベント開催などを通じて休日のにぎわい創出を行った結果と考えられるものの、一過性の歩行者であるため前述した小売業の縮小に歯止めをかけるには至っていない。

区分		H22	H24	H26	H28	H30	R2	R2/H22
歩行者 （人）	平日	18,571	18,894	19,333	16,474	15,308	12,358	33.4%減
	休日	18,194	18,877	22,732	16,011	14,937	12,246	32.7%減

出典：中心市街地通行量調査

(3) 第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

徳島市総合計画 2021 で掲げた将来像を実現していくためには、総合戦略に基づく本市の特性を生かしたコンパクトで魅力的な都市の形成や都市計画マスタープランに基づく高次な都市機能の充実、立地適正化計画に基づく中心拠点の整備などを進めていくことが必須となる。

また、本市は徳島東部 12 市町村により形成している「徳島東部地域定住自立圏」の中心市でもあり、これら上位・関連計画の推進と中心市街地の活性化を通じて拠点性を高めることは本市の発展に寄与するだけでなく、生活圏を一体とする周辺市町村の発展にも有効かつ適切であり、第 3 号要件に適合する。

【徳島市総合計画 2021】

徳島市総合計画 2021 においては、目指すべき将来像として「わくわく実感！水都とくしま」を掲げ、その下に4つの基本目標を設定し、政策・施策を体系化している。

中心市街地活性化は、基本目標“地域経済を牽引する！活力あふれるまち「とくしま」の創造”の施策として位置付けており、都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、徳島駅周辺のまちづくりの方策やにぎわい交流軸として位置付けたシンボルゾーン周辺の新たなにぎわいづくりに加え、ひょうたん島周辺を含む中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めることとしている。

本計画に基づき中心市街地の活性化を進めることは、本市における総合的なまちづくりを進めるうえで有効かつ適切である。

【第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略】

第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略においては、特性を生かしたコンパクトで魅力的な都市の形成を進めるため、集約型都市構造の構築や地域公共交通ネットワークの形成など持続可能な都市づくりの推進に取り組み、本市の特性（全国の県庁所在都市で面積が2番目に小さな都市など）を活かしたコンパクトで魅力的な都市の形成を図る方針を掲げている。

本計画に基づく中心市街地活性化を図ることは、総合戦略全体の目標を達成するためにも重要であり、適切である。

【徳島市都市計画マスタープラン】

徳島市都市計画マスタープランにおいては、住居、商業・業務等の新たな立地は、都市的土地利用地域に誘導することを基本とし、コンパクトな市街地の維持と都市機能の集約を図る方針を掲げている。

JR 徳島駅を中心とする都心については、本市の顔として文化施設などの高次な都市機能の充実を図るとともに、既存の都市機能の集積を活用し、まちなか観光やまちなか居住を促進するなど、活力ある都市圏の形成をけん引することとしており、市域及び周辺地域の発展に有効性がある。

【徳島市立地適正化計画】

徳島市立地適正化計画においては、JR 徳島駅を中心とする区域を「中心拠点」と定めて教育・文化や商業など都市機能の集積と魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などを通じてにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指すこととしている。

本計画における中心市街地は、中心拠点の中でもさらに核となるエリアであり、当該エリアの活性化を図ることは中心拠点全体の発展にとっても必要であるため、適切である。

【徳島駅周辺まちづくり計画】

徳島駅周辺まちづくり計画においては、現在、検討を進めている鉄道高架事業に合わせて一体的なまちづくりを行うため、徳島の玄関口にふさわしい拠点の形成に向けた方針や施策を定め、その他の分野別計画と連携しながら駅周辺のにぎわい創出等に取り組むこととしている。

本計画に基づき中心市街地の活性化を進めることは、将来的な都市構造の変化を見据えた徳島駅周辺のまちづくりを進める上で有効かつ適切である。

【徳島市地域公共交通網形成計画】

徳島市地域公共交通網形成計画においては、基本方針1「選択と集中による拠点間を結ぶ幹線軸の形成」において、中心市街地へのアクセスにおける利便性と効率性を両立するため、まちの骨格を支える幹線軸を形成し、メリハリをつけて、利便性確保を図ることとしている。

本計画に基づきバス路線網の整理・再編やバス定時性の確保などに取り組むことは、中心市街地へのアクセス環境の向上にとって必要であるため、適切である。

【徳島市国土強靱化地域計画】

徳島市国土強靱化地域計画においては、いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護、社会基盤の維持、財産への被害の最小化及び迅速な復旧を進めることとしている。

本市では南海トラフ巨大地震の発生リスクが年々高まっており、本計画に基づき安心・安全な中心市街地の実現に向けて地域防災力の強化を図ることが必要であるため、適切である。

【徳島市産業振興ビジョン】

徳島市産業振興ビジョンにおいては、「新たな挑戦を地域で支える体制の構築」「地域経済循環による自立力の形成」「産業振興を支える人材育成・連携強化」を産業振興の将来像として掲げ、域外所得の増加や域内での経済循環の促進に取り組むこととしている。

本計画に基づき産業の振興を図ることは、中心市街地活性化基本計画のキーコンセプトとしているイノベーションの実現にとっても必要であるため、適切である。

【地域再生計画 ～人が集い新たな価値が生まれるにぎわい徳島推進事業～】

地域再生計画においては、中心市街地での定住・交流人口を増やすことにより、地域に根差したビジネスや地域活動など、新たな投資の活性化に取り組むこととしている。

本計画に基づき「リノベーションまちづくり推進事業」や「ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業」、「移住促進事業」などを進めることは、中心市街地の将来像である人とのつながりを通じて新たな投資を呼び起こす上で必要であるため、適切である。

【第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン】

第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンにおいては、圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、中心市である徳島市と近隣の小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町が連携して推進する具体的取組を定めている。

本ビジョンに基づき圏域内の市町村が取組を進めるとともに、中心市である本市においては、中心市街地を核としつつ拠点性を高めることが必要であり、適切である。

3 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標

徳島市総合計画 2021 に掲げた将来像「わくわく実感！水都とくしま」を肌で感じられる中心市街地の構築を目指して、次の方針に基づく取組を計画的に推進するとともに、方針ごとの目標及びその達成状況を図るための目標指標を設定し、定期的にフォローアップを行うことで確実な事業実施へとつなげる。

基本方針	目標	目標指標
1 街へ行きたくなる“場面”づくり	来街者数の増加	ランドマーク施設来館者数
2 街を巡りたくなる“動線”づくり	回遊者数の増加	まちなか歩行者通行量 (平日・休日平均)
3 街に住みたくなる“空間”づくり	居住者数の増加	まちなか居住者数

[2] 計画期間の考え方

本計画の期間は、令和4（2022）年4月から令和9（2027）年3月までの5年間とする。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画期間（5年間）				

[3] 基本方針ごとの目標指標及びフォローアップの考え方

(1) 基本方針1「街へ行きたくなる” 場面” づくり」

来街者数を増加させるには集客拠点となるランドマーク施設の来館者数を増やす必要があるため「ランドマーク施設来館者数」を目標指標とする。

目標指標名	基準値 (令和2年度)	推計値 (令和8年度)	目標値 (令和8年度)	事業による 増加数
ランドマーク施設来館者数	2,441千人	2,589千人	3,741千人	1,152千人

※ 本計画におけるランドマーク施設は、阿波おどり会館、アミコビル、新ホールの3施設とする。

① 数値の算出手順

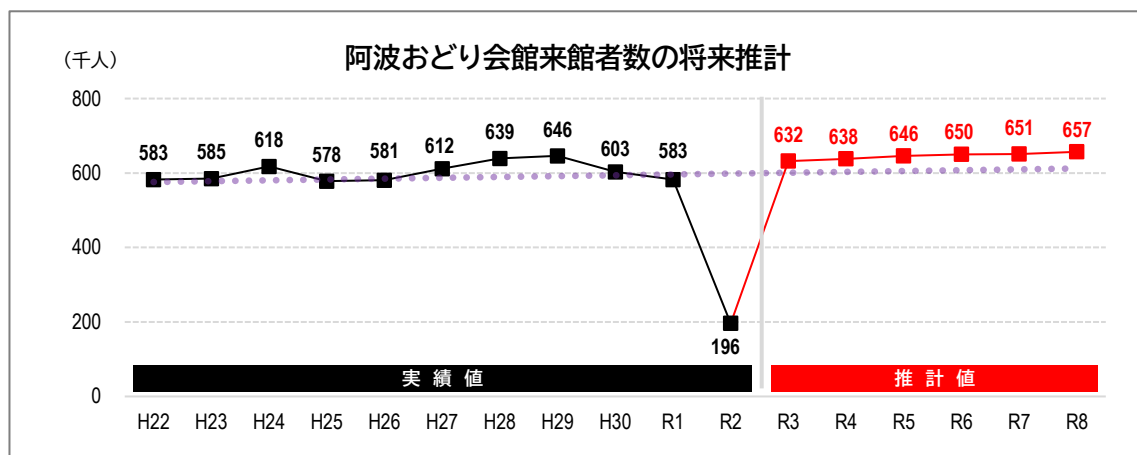
各ランドマーク施設が把握している過去10年間の実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて推計値を算出する。

なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残っているが、数年以内には終息するものとして、推計上は影響を考慮しないこととする。

② 推計値の算出

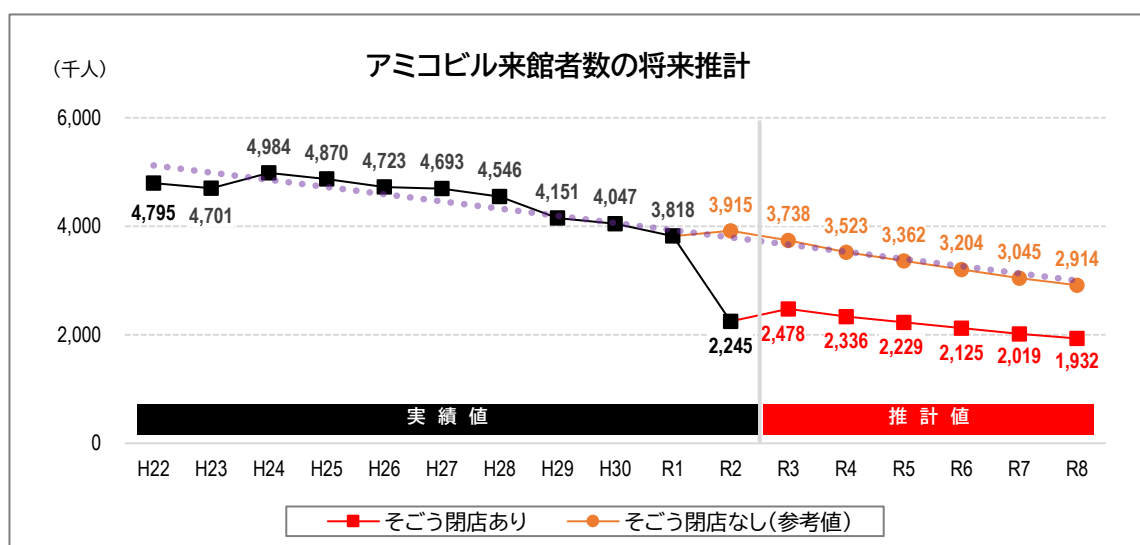
ア 阿波おどり会館（ミュージアム+ホール+ロープウェイ+あるでよ徳島の利用者）

- ・ 年度による上下はあるものの、近年におけるインバウンドの影響などもあって阿波おどり会館の来館者数は増加傾向にある。
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大半の公演が中止となるなど、推計の基礎数値に適さないと考えられるため、H22～R1の実績値を用いて推計を行った。



イ アミコビル（入口に設置されたセンサーにより測定）

- ・ 令和2年8月にそごう徳島店が閉店したが、それ以前からアミコビル来館者数は減少傾向にあり、仮にそごうが閉店していなかった場合でも来館者数の減少が見込まれた。
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、そごう徳島店が閉店するなど推計の基礎数値に適さないと考えられるため、H22～R1の実績値からそごうが閉店していなかった場合の推計値を求めた。
- ・ そごう閉店前の令和2年2月～令和2年8月までの来館者数が1,678千人、閉店後の令和2年9月～令和3年3月までの来館者数が1,112千人であるため、そごう閉店による増減率は $100\% \times \{ (1,112 \div 1,678) - 1 \} = \blacktriangle 33.7\%$ と見込まれる。
- ・ 以上を踏まえ、令和3年度以降は「そごう閉店なし」の推計値から33.7%を減じた値を推計値に設定した。



ウ 徳島文化芸術ホール（仮称）

ランドマーク施設のうち新ホールについては、令和9年度に開館予定であり実績値がないため、推計値を0人とする。

③ 目標値の設定

ア 阿波おどり会館の運営による効果

まちなか観光の拠点となる阿波おどり会館の運営を行う。

(実施時期：H18～、事業効果：推計値に含む、ソフト事業)

⇒ 阿波おどり会館の目標値については「②推計値の算出」に記載したとおり、過去10年間の実績値からトレンド推計を行い、令和元年度の583千人から令和8年度には657千人に増加するものと見込んだ。

イ 徳島駅前再生事業による効果

そごう徳島店の閉店後におけるアミコビルの再生に向けた支援を行う。

(実施時期：R2～R4、事業効果：772千人増加、ハード事業)

⇒ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により来館者が大幅に減少したため、そごう閉店を理由とする来館者減少数を3,818千人(令和元年度実績)×33.7%(そごう閉店による増減率)=1,287千人と見込む。

そごう徳島店の専有面積は約37,000㎡であったが、閉店後も営業を続けている商業面積が12,000㎡あるため、現在稼働していない面積は約25,000㎡である。

本事業による商業施設の再整備面積は15,000㎡であるため、 $1,287 \text{千人} \times 15,000 \text{㎡}$ (再整備面積) $\div 25,000 \text{㎡}$ (非稼働面積) = 772千人を本事業の効果と見込む。

ウ 広域観光案内ステーションの運営による効果

中心市街地への観光客を増加させるため、現在、アミコビル地下に入居している広域観光案内ステーションをアミコビル1階に移転し、まちのインフォメーションとしての機能強化を図る。

(実施時期：R4、事業効果：30千人増加、ハード事業)

⇒ 令和元年度の案内件数は15千件であるため、地上階に引き上げるとともに、街のインフォメーション施設としての機能を強化することで利用者数が増加すると見込んだ。

エ 徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業による効果

中心市街地のランドマークとなる新ホールを県市協調で整備する。

(実施時期：R2～R8、事業効果：350千人、ハード事業)

⇒ 年間利用者数は「開館日数×稼働率×平均利用人数」により算定する。

なお、開館日数、稼働率は令和元年文化庁調査を、平均利用人数は類似の施設規模、人口規模である県立ホールを参考に設定した。

④ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、各施設管理者からの報告数値（毎年度末締め）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 阿波おどり会館の運営	年間利用者数(当該年度の累計)
イ) 徳島駅前再生事業	年間利用者数(当該年度の累計)
ウ) 広域観光案内ステーションの運営	年間来館者数(当該年度の累計)
エ) 徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業	年間来館者数(当該年度の累計)

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(2) 基本方針2「街を巡りたくなる”動線”づくり」

中心市街地がにぎわっている場所と認識されるには、まちなかを歩いて回遊している人口を増やす必要があるため「まちなか歩行者通行量」を目標指標とする。

目標指標名	基準値 (令和2年度)	推計値 (令和8年度)	目標値 (令和8年度)	事業による 増加数
まちなか歩行者通行量 (平日・休日平均)	15,697人	16,494人	20,807人	4,313人

① 数値の算出手順

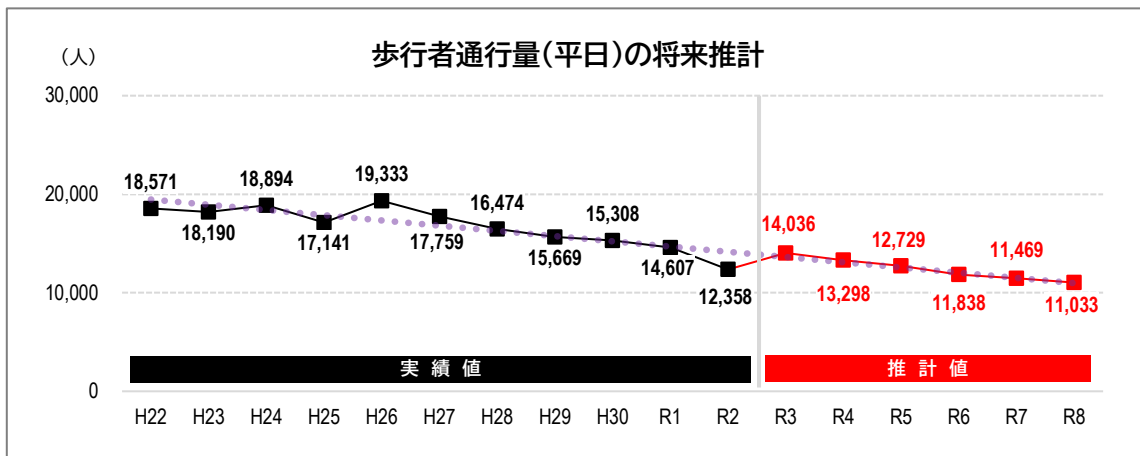
本指標については、次の手順で基準値、推計値及び目標値を算出する。

手順1	<p>既存データを用いて前年度変化率を算出</p> <hr/> <p>徳島市中心商店街通行量調査（以下「通行量調査」という。）における過去10年間の実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて前年度変化率を算出する。</p> <p>なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残っているが、数年以内には終息するものとして、推計上はその影響を考慮しないこととする。</p> <p>【既存データの計測内容（徳島市中心商店街通行量調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期 毎年10月の金曜、日曜の2日間 ・調査時間 各日10時～19時（9時間） ・調査地点 中心商店街17地点
手順2	<p>基準値をビッグデータに置換して推計値を算出</p> <hr/> <p>基準値をスマートフォンのGPS機能を活用した人流測定システムから得られるビッグデータに置き換え、手順1で求めた前年度変化率から推計値を算出する。 (※ ビッグデータが2年前までしか遡って取得できないため。)</p> <p>【データの抽出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出時期 年間の全平日及び全休日の平均 ・抽出時間 全日6時～24時（18時間） ・抽出地点 中心商店街17地点+新ホール動線上の2地点=19地点 ・抽出条件 各地点に0～120分滞在した者
手順3	<p>掲載事業による成果を積み上げて目標値を設定</p> <hr/> <p>計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。</p>

② 既存データによる前年度変化率の算出

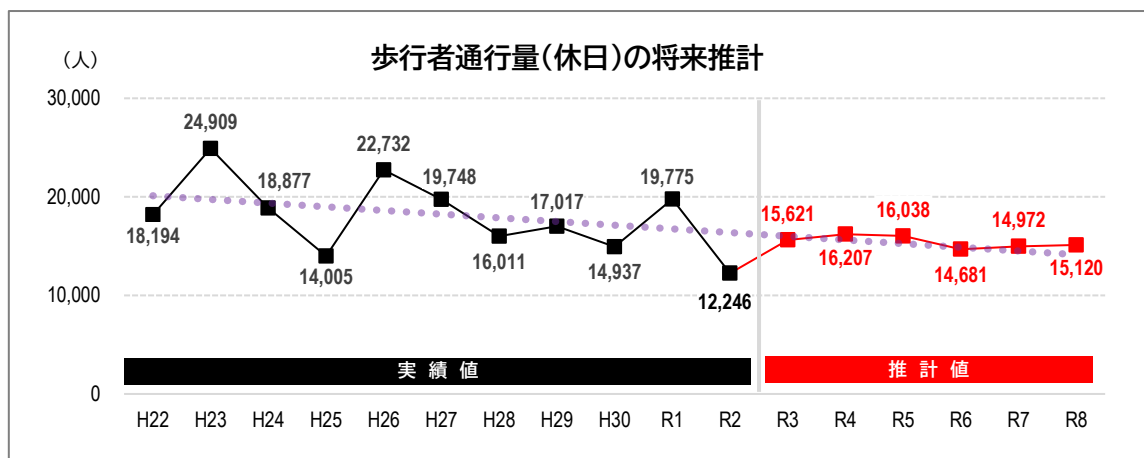
ア 歩行者通行量（平日）

- ・ 平日の歩行者通行量は一貫して減少傾向にあり、この10年間でも30%以上の減少となっている。
- ・ 過去10年間で中心市街地の従業者数も20%以上減少しているため、特に平日の歩行者通行量については、まちなか労働人口の減少も少なからず影響していると想定される。
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛が求められており、推計の基礎数値に適さないと考えられるため、H22～R1の実績値から推計を行った。



イ 歩行者通行量（休日）

- ・ 休日の歩行者通行量はイベント開催の有無などによる変動が大きく傾向をつかみづらいが、大きくは平日同様に減少傾向にある。
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛が求められており、平日と同様に推計の基礎数値に適さないと考えられるため、H22～R1の実績値から推計を行った。



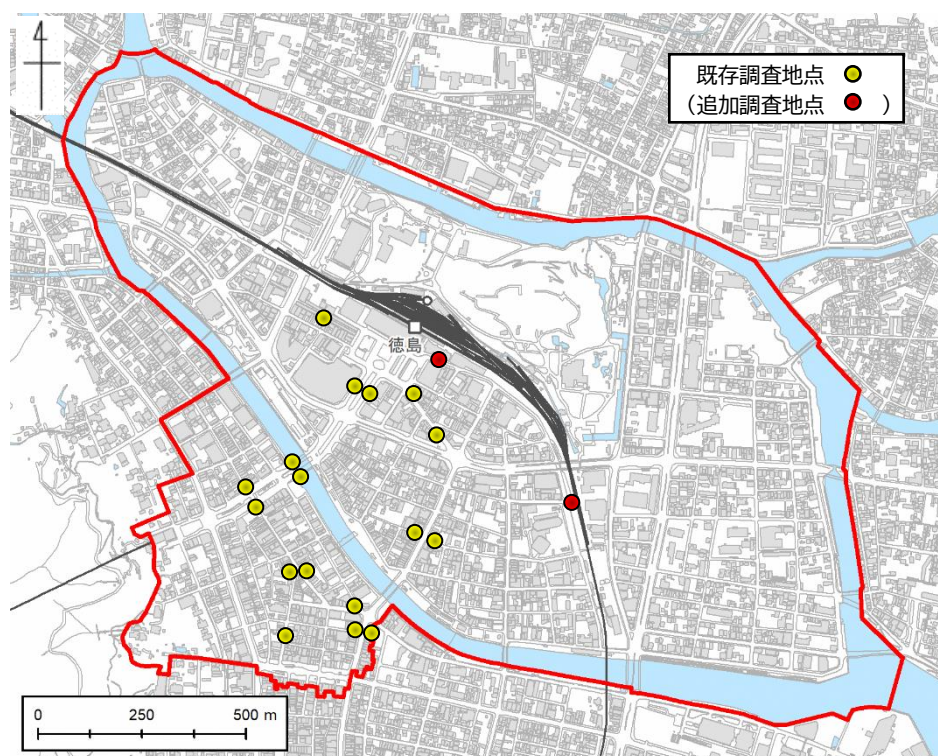
③ ビッグデータによる推計値の算出

調査時間の追加

通行量調査の時間帯は10時～19時の9時間であるが、早朝及び夜間の人流を測定するため、ビッグデータの抽出時間は6時～24時の18時間とする。

調査地点の追加

徳島文化芸術ホール（仮称）への回遊者数を測定するため、通行量調査の17地点に加え、ビッグデータの抽出箇所徳島駅東側と徳島市役所前の2地点を追加し、計19地点における回遊者数を本指標の数値とする。



ア 歩行者通行量（平日）

- 歩行者通行量（平日）について、令和2年度の既存データは12,358人、ビッグデータの基準値は16,883人で乖離率36.6%となっている。これは、ビッグデータの抽出条件に6～10時の通勤時間帯を含めたことが影響していると想定される。
- 基準値をビッグデータに置換した上で既存データから求められる前年度変化率を掛け合わせると、令和8年度における歩行者通行量（平日）の推計値は15,072人となる。

項目	基準値	推計値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
既存データ（人）	12,358	14,036	13,298	12,729	11,838	11,469	11,033
前年度変化率		113.6%	94.7%	95.7%	93.0%	96.9%	96.2%
ビッグデータ（人）	16,883	19,175	18,167	17,389	16,172	15,668	15,072

イ 歩行者通行量（休日）

- 歩行者通行量（休日）について、令和2年度の既存データは12,246人、ビッグデータの基準値は14,511人で乖離率18.5%となっている。
- 基準値をビッグデータに置換した上で既存データから求められる前年度変化率を掛け合わせると、令和8年度における歩行者通行量（休日）の推計値は17,917人となる。

項目	基準値	推計値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
既存データ（人）	12,246	15,621	16,207	16,038	14,681	14,972	15,120
前年度変化率		127.6%	103.8%	99.0%	91.5%	102.0%	101.0%
ビッグデータ（人）	14,511	18,510	19,205	19,004	17,396	17,741	17,917

令和8年度における推計値

15,072人 (平日)	+	17,917人 (休日)	÷	2	=	16,494人
-----------------	---	-----------------	---	---	---	---------

④ 目標値の設定

ア ひょうたん島周遊船運航事業による効果

中心市街地を流れる新町川及び助任川を巡る周遊船を運航する。

（実施時期：H8～、事業効果：51人増加、ソフト事業）

⇒ 58,164人（R8推計値）－48,737人（R1実績）＝9,427人（増加見込）

9,427人÷365日×2往復＝51人

イ 中心市街地出店支援事業による効果

空き店舗に出店する場合に必要な改装費等を支援する。

(実施時期：R2～、事業効果：500人増加、ソフト事業)

⇒ 計画期間中の新規出店件数が35件、1店舗当たりの新規獲得顧客数が10人と仮定すると、 $35 \text{ 件} \times 10 \text{ 人} \times 5/7$ (年間開店日数割合) $\times 2$ 往復 = 500人の増加となる。

ウ フィールドアトラクション発掘・発信事業

中心市街地に存在する地域資源の磨き上げを通じて阿波文化を体験できるプログラムを提供する事業。

(実施時期：R4～、事業効果：110人増加、ソフト事業)

⇒ 体験プログラムを20コンテンツ開発し、1コンテンツ当たりの年間開催回数が100回、1回当たりの参加人数が10人と仮定すると、 $20 \text{ コンテンツ} \times 100 \text{ 回} \times 10 \text{ 人} = 20,000$ 人の参加人数見込みとなり、 $20,000 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 2$ 往復 = 110人となる。

エ 徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業による効果

中心市街地のランドマークとなる新ホールを県市協調で整備する。

(実施時期：R2～R8、事業効果：1,373人、ハード事業)

⇒ 新ホール基本計画の策定にあたって実施したアンケートによると、ホールへの来場手段で「自家用車(駐車場)」を選択した者は922人中524人で56.8%であった。

このうち半数がホールの併設駐車場を利用した場合、ホール周辺を徒歩で移動する者の割合は $100\% - (56.8\% \div 2) = 71.6\%$ となる。

よって、年間来館見込数350千人 $\times 71.6\%$ の年間歩行者数増が見込まれ、1日当たりの増加数は $250,600 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 2$ 往復 = 1,373人となる。

オ 徳島駅前再生事業による効果

そごう徳島店の閉店後におけるアミコビルの再生に向けた支援を行う。

(実施時期：R2～R4、事業効果：2,115人増加、ハード事業)

⇒ アミコビルの来館者増加数として772千人を見込んでおり、来館者の半数がアミコビルに隣接する駐車場利用者であると仮定すると、その他の場所から歩いて来る者の数は $772 \text{ 千人} \div 2 \div 365 \text{ 日} \times 2$ 往復 = 2,115人となる。

カ 広域観光案内ステーションの運営による効果

中心市街地への観光客を増加させるため、現在、アミコビル地下に入居している広域観光案内ステーションをアミコビル1階に移転し、まちのインフォメーションとしての機能強化を図る。

(実施時期：R4～、事業効果：164人増加、ハード事業)

⇒ アミコビルの前を通過して案内所に訪れるため、来館増加見込数の30千人 $\div 365 \text{ 日} \times 2$ 往復 = 164人の歩行者通行量の増加が見込まれる。

⑤ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、スマートフォンのGPS機能を活用したビッグデータを実績値（毎年度4月1日から3月31日までの測定結果により算出されるまちなか歩行者通行量：19地点の平日・休日平均の合算）とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の4～5月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) ひょうたん島周遊船運航事業	年間利用者数(当該年度の累計)
イ) 中心市街地出店支援事業	新規出店件数(計画期間の累計)
ウ) フィールドアトラクション発掘・発信事業	年間参加人数(当該年度の累計)
エ) 徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業	年間来館者数(当該年度の累計)
オ) 徳島駅前再生事業	年間来館者数(当該年度の累計)
カ) 広域観光案内ステーションの運営	年間来館者数(当該年度の累計)

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(3) 基本方針3「街に住みたくなる”空間”づくり」

まちなかの居住者数を増やすことが、中心市街地における消費の拡大や労働人口の増加につながるため「まちなか居住者数」を目標指標とする。

目標指標名	基準値 (令和2年)	推計値 (令和8年)	目標値 (令和8年)	事業による 増加数
まちなか居住者数	7,546人	7,158人	7,567人	409人

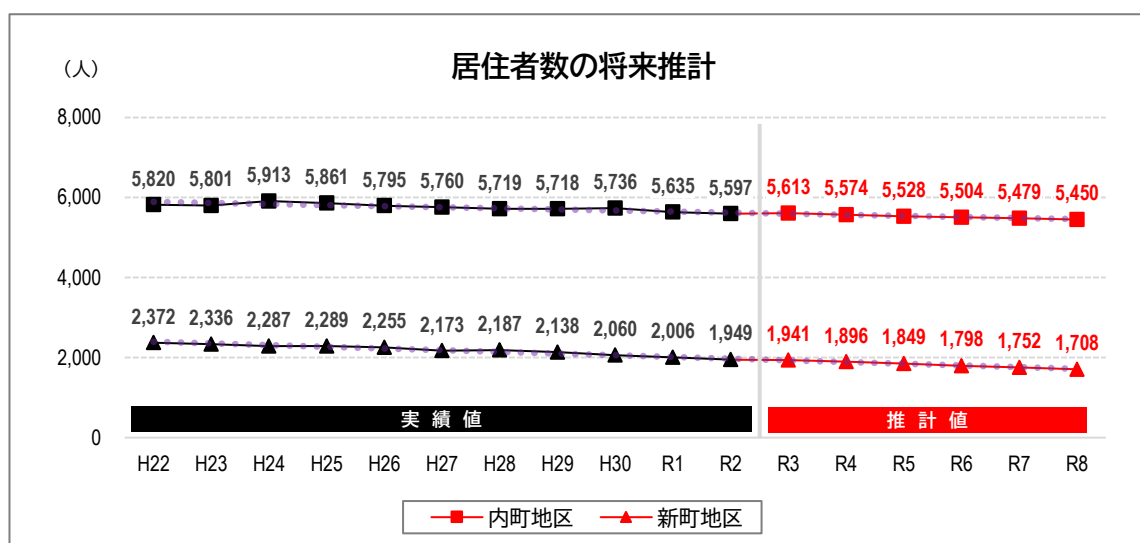
※ 各年10月1日時点の住民基本台帳人口とする。

① 数値の算出手順

本指標については、内町地区と新町地区の行政区域ごとに徳島市住民基本台帳人口における過去11年間の実績値から、中心的な分布傾向を基に回帰直線を描くトレンド関数を用いて推計値を算出し、計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。

② 推計値の算出

- ・ 内町地区の居住者数は平成24年度をピークに増加傾向を示していたが、近年は再び減少傾向に転じており、令和8年度の居住者数は5,450人になると見込まれる。
- ・ 新町地区の居住者数は一貫して減少傾向にあり、令和8年度の居住者数は1,708人になると見込まれる。



③ 目標値の設定

ア 移住促進事業による効果

移住交流支援センターにおいて、移住希望者に対する PR や移住相談などを実施し、中心市街地への UIJ ターンを促進する。

(実施時期：R 元～、事業効果：19 人増加、ソフト事業)

⇒ 1.9 人 (平均世帯人員) × 2 世帯 (R2 までの事業実績による推計) × 5 年 = 19 人

イ 新町西地区市街地再開発事業による効果

JR 徳島駅と阿波おどり会館を結ぶ中間に位置する新町西地区において、集合住宅・宿泊施設・商業施設・川の駅等を整備する新たな再開発事業に取り組む。

(実施時期：R3～8、事業効果：390 人増加、ハード事業)

⇒ 3 人 (1 世帯当たり人数※) × 130 戸 (建設予定戸数の中間値) = 390 人

※ 1 世帯当たり人数 = 平成 30 年度住宅市場動向調査 (国土交通省住宅局) による分譲マンションの平均居住人数。

④ フォローアップの時期及び方法

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、毎年 10 月 1 日時点の徳島市住民基本台帳人口とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度の 4～5 月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析する。

また、目標設定に用いた各事業の計測値を元に、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

【事業ごとの計測値】

事業名	計測値
ア) 移住促進事業	本事業による移住者数
イ) 新町西地区市街地再開発事業	本事業による住宅供給戸数

【フォローアップに基づく対応】

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、JR 徳島駅を中心に多くの商業施設や行政機関などが立地しているとともに、県内の交通機関はもとより、関西方面や中国方面との重要交通結節点として、多くの人々が行き交うエリアとなっている。

昭和 20 年 7 月の徳島大空襲により市街地の大半を焼失したが、戦後復興に伴う抜本的な都市計画により、中心市街地を流れる河川沿いには数多くの親水公園が整備され、市民の憩いの場として、また、多くの観光客も訪れるイベントの場として活用されている。

中心市街地には、高度経済成長期を中心に様々なインフラが整備されてきたが、平成から令和へと時代が移り変わる中で老朽化も目立つようになり、計画的な更新が必要とされている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

これまで続けてきた親水空間におけるにぎわいづくりを進めつつ、集客の核となる新たな施設整備などを通じて、中心市街地を訪れる明確な目的を創造するとともに、実際に集まることができる場を作ることが必要である。

特に、徳島中央公園から JR 徳島駅前を抜け、眉山麓の阿波おどり会館に至るルートは、本市の玄関口であることから、徳島駅周辺まちづくり計画において「にぎわい交流軸」として位置付けられており、重点的に人の流れを生み出すことが求められる。

徳島中央公園に隣接する場所には新たな県立文化ホールの整備が予定されており、にぎわい交流軸の出発点として多くの人々が集うようになると見込まれることから、この人の集まりを確実な線へと変えていくため、にぎわい交流軸における新たな魅力の創出や自転車の利用促進、歩道空間の整備など、市街地の整備改善に取り組む必要がある。

また、インフラの更新に当たっては、人口減少時代を踏まえた持続可能な管理計画を十分検討するとともに、来るべき南海トラフ巨大地震に備えた地域防災力の強化が求められる。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 徳島駅前再生事業</p> <p>【内容】 JR 徳島駅前のアミコビルについてテナント誘致に向けた施設改修などに対する補助金を支出</p> <p>【実施時期】 令和 2~4 年度</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 アミコビルは本市商業の中核的施設として、JR 徳島駅前を中心とするにぎわいづくりに大きな役割を果たしてきた。 そごう徳島店の閉店に伴って失われた商業機能の再生を図るため、テナント誘致に向けた施設改修など徳島駅前の再生に向けた支援を行う。 本事業は基本方針①「街へ行きたくなる場面づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 商業の核となる本施設の再生を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（徳島駅前地区））</p> <p>【実施時期】 令和 4 年度</p>	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 下水道管渠改築事業</p> <p>【内容】 老朽化の進む下水道管渠の改築工事を順次実施 ・ L=1123m ・ Φ=700～1350mm</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地における生活環境の維持・向上を図るため、既に整備が完了している下水道管渠の定期的な調査やリスク評価を行い、老朽化が進む管渠の改築を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 快適な生活環境整備は「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 下水道設備改築更新事業</p> <p>【内容】 内町ポンプ場について耐震・耐津波化を実施 ・ 内町ポンプ場 ・ RC造 ・ 南内町1-7</p> <p>【実施時期】 令和4～5年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地における生活環境の維持・向上を図るため、新町川沿いの内町ポンプ場について耐震・耐津波化（建築部分）を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 快適な生活環境整備は「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（下水道事業）</p> <p>【実施時期】 令和4～5年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業</p> <p>【内容】 ひょうたん島周辺に川の駅や川の停留所を整備</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 「ひょうたん島」を中心に水を生かしたまちづくりを進めるため、人が乗り降りすることができる栈橋などの機能を持った川の駅や川の停留所を整備することで中心部へ人々を誘導し、にぎわいづくりにつなげる。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 川のネットワークを活かした動線を確保することで他のエリアへの回遊が促され「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 ①地方創生推進交付金 ②社会資本整備総合交付金（新町西地区市街地再開発事業と一体の効果促進事業）</p> <p>【実施時期】 ①令和4年度 ②令和5～7年度</p>	
<p>【事業名】 狭あい道路整備事業</p> <p>【内容】 建築基準法42条2項の市道に接した土地に建築物を建築する際、道路後退部分の測量・分筆登記費の全額助成を行うとともに、市が道路後退部分を舗装整備</p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図る。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 生活基盤となる安全な生活道路を確保することは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）</p> <p>【実施時期】 令和4～5年度</p>	
<p>【事業名】 道路メンテナンス事業</p> <p>【内容】 ひょうたん島に架かる橋梁や新たなホールへの動線となる跨線橋について長寿命化及び耐震化対策を実施</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 歩いて暮らせる安心・安全な道路環境を構築するため、橋梁長寿命化修繕計画及び耐震化計画に基づき、中心市街地にかかる橋梁や新たなホールへの動線となる跨線橋について長寿命化及び耐震化対策を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 生活基盤となる安全な生活道路を確保することは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 道路メンテナンス事業補助</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 すいすいサイクル事業</p> <p>【内容】 自転車ネットワーク路線のうち優先整備路線から自転車通行空間整備を実施</p> <p>【実施時期】 令和3～10年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地の区域内移動には徒歩に加えて自転車も重要な交通手段であるため、徳島市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク路線のうち優先整備路線から自転車通行空間整備を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 自転車と歩行者の双方にとって安心安全な道路空間を整備することは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 老朽管更新事業</p> <p>【内容】 更新優先順位等に従い計画的に経年管を更新し管路の耐震化を実施</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地における生活環境の維持・向上を図るため、既に整備が完了している上水道管の定期的な調査やリスク評価を行い、老朽化が進む管路の耐震化を含めた更新を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 快適な生活環境整備は「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 生活基盤施設耐震化等交付金</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 LED が魅せるまち・とくしま推進事業</p> <p>【内容】 光に彩られた水都を創造するため LED を用いた景観整備・維持を実施</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 本市の中心市街地を流れる新町川に架かる橋に LED アート作品を設置し、夜のまち歩きを楽しめる環境づくりに取り組んでいる。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 夜間に街を巡る楽しさを創造することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 道路照明 LED 化事業</p> <p>【内容】 道路灯を環境負荷やランニングコストの低減、性能向上のため LED 灯に変更</p> <p>【実施時期】 令和 3～4 年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 市内の道路灯を環境負荷やランニングコストの低減、性能向上のため、LED 灯に変更する。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 快適な生活環境整備は「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 とくしままちなか花ロード project「花植え会」</p> <p>【内容】 市民から参加ボランティアを募り植樹帯や花壇への花の苗植えを実施する活動に対して支援を実施</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 NPO 法人が中心となって市民からボランティアを募り、徳島市内中心部の道路沿いの植樹帯や花壇に花の苗を植える活動を実施する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 花に彩られた道路を回遊する楽しみを創造することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 みち花ふれあい事業</p> <p>【内容】 市道沿いの花壇や利用されていない道路用地に草花等の植栽を行う活動に対して支援を実施</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	<p>民間事業者 (徳島市)</p>	<p>【位置づけ】 地域住民団体や企業、学生などの道路愛護団体が、市道沿いの花壇や利用されていない道路用地に草花等を植栽し、維持管理することにより、まちの美化を図る。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 花に彩られた道路を回遊する楽しみを創造することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 みちピカ事業</p> <p>【内容】 道路愛護団体が実施する市道の清掃活動に対して支援を実施</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>民間事業者 (徳島市)</p>	<p>【位置づけ】 地域住民団体や企業、学生などの道路愛護団体が、市道における清掃ボランティア活動を行うことにより、まちの美化を図る。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 美しい道路空間の維持は「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地では全市を上回るペースで高齢化が進行しており、65歳以上の高齢者が区域内人口に占める割合は35.4%と全市平均より6%も高い値となっている一方で、15歳未満の年少人口割合は大きく変動していない。

なお、中心市街地を構成する行政地区別に見ると差があり、内町地区では子どもの数は変わらずに高齢者が増え、新町地区では高齢者の数は変わらずに子どもが減っているという状況が見取れる。

また、少子化の進行や共働き家庭の増加などを背景に、これまで中心市街地に立地していた2つの市立幼稚園（内町、新町）が平成29年度末で児童数の減少を理由に閉園している。

文化面においても、平成27年3月に市立文化センターの利用を中止して以降、県都に1,000席を超える公共ホールがない状況が続いていたが、令和2年9月に県市協調でのホール整備を要望し、県立ホールとしての整備が動き出している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

前述したとおり本市の中心市街地では全市を超えるペースで高齢社会が進行しており、まちなか居住の推進に当たって医療や福祉などの都市福利施設の整備は欠かせない。

また、エリアの将来的な発展のためには新たな世代が移り住むことも重要であり、そのための子育て機能を整えていくことも必要である。

さらに、中心市街地はそこに住む者だけをターゲットとするのではなく、より広域的な視点をもって都市機能を集積していく必要があるため、文化施設の整備や福祉施策の充実などを通じて、様々な人々が集い、交流できる環境を整えていく必要がある。

特に文化施設については、計画策定にあたって実施した市民アンケートにおいてもホールなどの文化施設を求める声が多く寄せられており、また、中心市街地で開催されるイベントで最も興味・関心の高いテーマが「音楽」であったことから、ホール整備が中心市街地活性化に向けた大きな要素になることが期待される。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 徳島文化芸術ホール (仮称) 整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地のランドマークとなる文化ホールを県市協調により整備するとともに既存構造物を解体撤去</p> <p>【実施時期】 令和2～8年度</p>	<p>徳島県</p> <p>徳島市</p>	<p>【位置づけ】 平成26年度末に市文化センターが閉館して以降、本市の中心市街地には文化による集客拠点施設がない状態が続いていた。 そのため、中心市街地への集客の核となるランドマーク施設として、県と市の協調により新たな文化ホールを整備するとともに、既存構造物の解体撤去を行う。 本事業は基本方針①「街へ行きたくなる場面づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 文化の拠点となるホールを整備することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（徳島文化芸術ホール（仮称）整備地区））</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民参加交流事業</p> <p>【内容】 シビックセンターで開催するワークショップと成果発表会に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 アミコビル内に開設しているシビックセンターを会場として、歌唱、演劇、ダンス、人形浄瑠璃のワークショップを開催し、成果発表として「シビック・パフォーミング・アーツ」を開催する。 本事業は基本方針①「街を巡りたくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 シビックセンターの来館者数を増やすことは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内
<p>【事業名】 徳島市芸術祭などの開催</p> <p>【内容】 郷土文化会館やシビックセンターで開催する文化芸術イベントに対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 昭和 47 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 文化芸術に対する市民の関心を高め、自主的な文化活動を活性化させるため、郷土文化会館で芸能祭、シビックセンターで子ども文化フェスティバルや美術展を開催する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内
<p>【事業名】 野外彫刻展の開催</p> <p>【内容】 文化芸術と触れ合う機会を創出する「野外彫刻展」に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 昭和 38 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 国指定史跡である徳島城跡を背景にした徳島中央公園の環境を生かし、日本文化を交えた展示を行い、多くの人々が文化芸術と触れ合える「野外彫刻展」を開催する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 徳島文化芸術ホール（仮称）周辺対策事業</p> <p>【内容】 新ホールの整備に伴う周辺整備として既存構造物の移設を実施</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地への集客の核となるランドマーク施設として、県と市の協調により新たな文化ホールを整備するにあたり、周辺整備として電線類の地中化など既存構造物の移設を行う。 本事業は基本方針①「街へ行きたくなる場面づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 文化の拠点となるホールの整備は「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	
<p>【事業名】 徳島文化芸術ホール（仮称）アクセス環境整備事業</p> <p>【内容】 新たに整備するホールへのアクセス環境を向上させるための跨線橋及び市道を整備</p> <p>【実施時期】 令和4～7年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 新ホールはJR徳島駅前エリアと線路を隔てた立地となっているため、ホールが隣接するJR牟岐線上に新たな跨線橋を整備する。 また、ホールの建設に合わせて既存市道の付け替えを行い、徳島駅前からホールへのアクセス環境を向上させる。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 新ホールへのアクセス環境向上は「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～7年度</p>	
<p>【事業名】 寺島公園の再整備</p> <p>【内容】 徳島文化芸術ホール（仮称）に隣接する寺島公園について新ホールと一体となった空間づくりを目指して再整備</p> <p>【実施時期】 令和5～7年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 新ホールに隣接する寺島公園の魅力アップを図ることで、ホールと一体となった公共空間として幅広い活用が可能となる。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 新ホールを含むエリアを統一的な空間として再整備することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和5～7年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 子育て安心ステーションの運営</p> <p>【内容】 乳幼児やその保護者を対象とする「子育て安心ステーション」を運営</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 子育て安心ステーションはアミコビル 5 階に設けられた子育て支援拠点施設で、中心市街地に買い物に訪れた子育て家庭が子育て支援情報の提供や子育て相談、託児サービスなどの子育て支援サービスを受けられるようにする。 本事業は基本方針①「街へ行きたくなる場面づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 子育て支援施設をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施時期】 令和 4～8 年度</p>	
<p>【事業名】 生活支援体制整備事業</p> <p>【内容】 生活支援コーディネーターの配置を行うことにより、多様な主体が連携しながら地域での支え合い体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、住民による支え合いづくりや関係者間のネットワークづくりを行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 高齢者が安心して暮らせる環境を整えることは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 地域支援事業交付金</p> <p>【実施時期】 令和 4～8 年度</p>	
<p>【事業名】 国指定史跡徳島城跡保存整備活用事業</p> <p>【内容】 国指定史跡の徳島城跡について石垣や城山などの保存・整備・活用を実施</p> <p>【実施時期】 令和 4 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 徳島中央公園には史跡徳島城跡や徳島城博物館などの歴史資源が集中しており、これらの歴史的・文化的資源を保存活用し、城下町として発展した本市の中心市街地の魅力づくりを推進する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 アミコビルと新ホールの間位置する徳島城跡の保存整備を図ることは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存活用事業費補助金（文化庁）</p> <p>【実施時期】 令和 4～8 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民活力開発センターの移転</p> <p>【内容】 市民活動の拠点となる市民活力開発センターをアミコビル地下に移転</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 市民活動の拠点となる市民活力開発センターをアミコビルに移転することで、若者を含めた多様な人々が街に訪れるきっかけを生み出す。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 買い物以外の目的でアミコビルを訪れる人々を増やすことは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 市民活力開発センターの運営</p> <p>【内容】 NPO 法人をはじめ市民活動の拠点となる「徳島市市民活力開発センター」を運営</p> <p>【実施時期】 平成15年度～</p>	指定管理者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 市民活力開発センターには NPO 法人や学生など幅広い層が集い、中心市街地のまちづくりにおいても様々な活動を生み出す拠点となることが期待される。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 市民活動の拠点となる本施設をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 シビックセンターの運営</p> <p>【内容】 展示ギャラリーやホール、会議室などを備えた「シビックセンター」を運営</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	指定管理者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 シビックセンターはアミコビル3・4階に設けられた複合文化施設で、ギャラリーやホールなどを備えたシビックセンターをアミコビルに開設し、文化的目的で街を訪れる人々を増やす。 本事業は基本方針①「街へ行きたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 文化活動に利用できる施設をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 徳島市立図書館の運営</p> <p>【内容】 「人と文化が出会う駅前図書館」を基本コンセプトとする徳島市立図書館を運営</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>指定管理者 (徳島市)</p>	<p>【位置づけ】 徳島市立図書館はアミコビル 5～6 階に設けられたまちなか図書館で、50 万冊以上の蔵書数を誇り、テラス席や食事ができるラウンジなども備え、買い物中の休憩スペースとしても活用されている。 本事業は基本方針①「街へ行きたくなる場面づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 読書や休憩に利用できる図書館をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 内町児童館の運営</p> <p>【内容】 児童の遊びの場として児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に内町児童館を運営</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	<p>徳島市</p>	<p>【位置づけ】 児童館は、児童の遊びの場として児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で中心市街内には内町児童館が整備されている。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 安心して子どもを育てるための施設として児童館を運営することは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地では全市を上回るペースで人口減少が進んでおり、過去 10 年間における増減率は全市のマイナス 2.3%に対して、中心市街地はマイナス 7.9%となっている。

また、高齢化の進行スピードも速く、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合は 35.4%と、全市平均より 6%も高い値となっている。

本市の中心市街地は内町地区と新町地区で構成されているが、地区別に見ると過去 10 年間の人口増減率は内町地区がマイナス 3.8%に留まる一方で、新町地区はマイナス 17.8%と大幅に減少しており、高齢者割合も内町地区の 33.7%に対して新町地区は 40.2%に達するなど、新町地区の人口減少・少子高齢がさらに深刻な状況にあることがうかがえる。

なお、内町地区の人口が大きく減少していない大きな要因は、ファミリー向けの分譲マンションの立地が相次いだことにあると推察され、その証左として、内町地区における 15 歳未満の年少人口は過去 10 年間でむしろ増加傾向にある。

計画策定にあたって実施した市民アンケートにおいても、多くの市民が中心市街地に対して自然環境や医療・福祉環境が充実しているというイメージを持っており、区域内住民の 90%が現在の場所に住み続けたいと回答し、区域外住民も 34%が街なかへ転居したいと回答するなど、本市の中心市街地は居住の場として高い評価を得ている。

(2) まちなか居住の推進の必要性

本市の中心市街地は古くは城下町として栄えたエリアであり、中心市街地に居住することが一つのステータスであったが、モータリゼーションの進展により自動車交通の利便性が向上するとともに、郊外型大規模集客施設の立地などにより郊外での生活利便性が大幅に向上していく中で、居住の場としての中心市街地の価値が相対的に低下してきた。

しかしながら、郊外部における公共交通網が十分整備されていない本市においては、高齢者の増加に伴って免許返納の動きも加速しており、車移動中心の社会から、歩いて暮らせるまちづくりへのシフトがより強く求められるようになっている。

人口減少が進む現代において、郊外における公共交通網の充実や都市機能の整備は行政コストの面から考えても持続困難であるため、限られた資源を集中的に投資していく観点から、まちなか居住の推進に取り組む必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新町西地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 新町西地区において取り組む再開発事業に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 令和3～8年度</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 JR 徳島駅と阿波おどり会館を結ぶシンボルゾーンの中間に位置する新町西地区において、集合住宅・宿泊施設・商業施設・川の駅等を整備する新たな再開発事業に取り組む。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 再開発事業の中で集合住宅の建設を行うことは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>【実施時期】 令和4～7年度</p>	
<p>【事業名】 移住促進事業</p> <p>【内容】 移住交流支援センターの運営や移住希望者に対する相談、移住支援金の助成を実施</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 移住交流支援センターの運営や移住希望者に対するPR等を実施するとともに、ワーキングホリデーや本市の地域資源を生かした関係人口創出事業を展開することで、移住促進に取り組む。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 居住の場として徳島市を全国にPRすることは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 既存木造住宅耐震化促進事業</p> <p>【内容】 木造住宅の耐震診断費の助成及び改修費用等の一部を助成</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 平成12年以前に建築された木造住宅の耐震診断費の助成及び改修費用等の一部を助成することで、災害に強いまちづくりを進める。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 災害に強い街として安心感が高まることにより「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 危険廃屋解体支援事業</p> <p>【内容】 長年放置された危険な廃屋に対し解体費の一部を助成</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 住環境及び良好な景観の促進のため、長年放置された危険な廃屋に対し解体費の一部を助成する。 災害に強いまちづくりの推進は居住者数の増加に資するものであり、中心市街地の活性化に必要である。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 災害に強い街として安心感が高まることにより「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和 4～8 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 徳島市内一斉清掃</p> <p>【内容】 徳島市内一斉清掃を毎年 5 月の第 2・第 4 日曜日に実施</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 排水路を重点に道路側溝の清掃をする「徳島市内一斉清掃」を毎年 5 月第 2・第 4 日曜日に実施し、市民と行政が連携して河川水路排水施設の適切な維持管理を行う。 本事業は基本方針③「街に住みたくなる空間づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 美しい空間づくりを行うことは「まちなか居住者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は古くから多くの商店街が立ち並び、全国規模の百貨店も軒を連ねるなど非常に多くの商業機能が集積するエリアであった。

しかしながら、高速道路の延伸による関西圏への顧客の流出や郊外への大規模集客施設の相次ぐ出店などによって中心市街地の小売機能は大幅に低下しており、過去 25 年間で小売店舗数、小売従業者数、年間小売商品販売額のいずれも 3 分の 1 程度まで減少している。

さらに、令和 2 年 8 月には県内唯一の百貨店であった「そごう徳島店」が閉店し、中心市街地の商業機能のさらなる空洞化が懸念されている。

(2) 経済活力の向上の必要性

本市の中心市街地における商業機能は年々縮小傾向にあるが、それでも依然として全市の約 2 割に当たる小売店舗が集積しており、今後も徳島の商業拠点としての役割を果たすことが求められる。

特に、新たに整備を予定している徳島文化芸術ホール（仮称）や機能強化を図る徳島駅前のアミコビル、観光客の集客拠点である阿波おどり会館などを結ぶ動線上には、回遊を促す動機付けとして商業機能の充実を欠かすことができない。

なお、周辺部には駐車場が無料の大規模商業施設が多数立地していることから、商業施設の集積のみを目指すのではなく、エリアごとに集客のメインターゲットを定めたたまり場づくりやプロモーション展開を行うなど、郊外型大規模商業施設と差別化された集客を目指すことでにぎわいを創出し、経済活力の向上に取り組む必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ひょうたん島周遊船運航事業</p> <p>【内容】 中心市街地を流れる河川を巡る周遊船の運航に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成 8 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 中心市街地を流れる新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の周囲約 6km を巡る周遊船を、原則毎日 11 時から 40 分ごと、また、7・8 月は夜間にも運航する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 周遊船乗り場はアミコビルと阿波おどり会館の中間にあり、他のエリアを回遊する動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内
<p>【事業名】 阿波おどりの開催</p> <p>【内容】 徳島最大のイベント「阿波おどり」に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 昭和 21 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 徳島が世界に誇る伝統文化である「阿波おどり」を中心市街地一帯のエリアで開催する。毎年お盆の 4 日間に開催される阿波おどりには国内外から 100 万人を超える観光客が訪れるなど、来街者の増加に大きく寄与している。 本事業は基本方針①「街を訪れたくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 徳島最大の観光資源として高い集客力を誇る本イベントを開催することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 商店街活性化支援事業</p> <p>【内容】 地域商業団体等が中心商店街の活性化につながる事業を実施する場合に助成</p> <p>【実施時期】 令和元年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 地域商業団体又はその推薦事業者が実施する、中心商店街の活性化につながるイベント開催や店舗改修などの事業を支援する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和4年4月～ 令和9年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 はな・はる・フェスタの開催</p> <p>【内容】 春の一大イベント「はな・はる・フェスタ」に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成10年度～</p>	実行委員会 (徳島市)	<p>【位置づけ】 阿波おどりに次ぐ春のイベント「はな・はる・フェスタ」を中心市街地で開催する。 県外からの観光客を呼び込むために開始したイベントで、春の阿波おどりとして定着している。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和4年4月～ 令和9年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 Retra 水都祭の開催</p> <p>【内容】 水都徳島の魅力を体感できるイベント「Retra 水都祭」に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	実行委員会 (徳島市)	<p>【位置づけ】 水都徳島の魅力を体感してもらうため、ウォーターアクティビティなど川に親しむプログラムや水辺での花火大会を楽しめる「Retra 水都祭」を、中心市街地の藍場浜公園などで開催する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和4年4月～ 令和9年3月</p>	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿波の狸まつりの開催</p> <p>【内容】 阿波の狸伝説をモチーフとしたイベント「阿波の狸まつり」に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 昭和 53 年度～</p>	<p>実行委員会 (徳島市)</p>	<p>【位置づけ】 古くから多くの伝説が残る阿波の狸をモチーフとしたイベント「阿波の狸まつり」を、中心市街地の商店街などとも連携しながら開催する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 とくしま消防フェスティバルの開催</p> <p>【内容】 春の火災予防運動週間中の新たな行事として「とくしま消防フェスティバル」を開催</p> <p>【実施時期】 令和 4 年度～</p>	<p>徳島市</p>	<p>【位置づけ】 春の火災予防運動週間中の新たな行事として、徳島中央公園など中心市街地において「とくしま消防フェスティバル」を開催し、消防の体験や写生大会などのほか、協賛企業による官民連携イベントなどを実施する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>【事業名】 コンベンション誘致支援事業</p> <p>【内容】 市内のホールやホテルなどへ全国規模のコンベンション等を誘致するための補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成 20 年～</p>	<p>民間事業者 (徳島市)</p>	<p>【位置づけ】 中心市街地への来街者数を増加させるためには、学会など全国規模のコンベンションを誘致することが有効である。 中心市街地には会場となるホテルが集積しており、新たに整備するホールも活用しながらコンベンションを誘致するとともに、アフターコンベンションの充実を図る。 本事業は基本方針①「街を訪れたくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 大規模コンベンションを誘致することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 企業誘致・雇用拡大等推進事業</p> <p>【内容】 産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため新たな企業が立地する場合に固定資産税の減免や雇用奨励金の交付、事業所賃料・移転費の補助などを実施</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 中心市街地に多くの企業が立地することで街を巡る動機付けが行われるとともに、まちなか労働人口の増加にも寄与する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 企業誘致を通じてまちなかの労働人口を増やすことは特に平日における「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内
<p>【事業名】 とくしまマラソンの開催</p> <p>【内容】 中心市街地をコースに含むマラソン大会を開催するにあたって負担金を支出</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	実行委員会 (徳島市)	<p>【位置づけ】 中心市街地を含む県庁前～吉野川～徳島市陸上競技場をコースとしたマラソン大会を毎年開催することで、参加者や観覧者などの人の流れを生み出す。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和 4 年 4 月～ 令和 9 年 3 月</p>	区域内外

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 城下町徳島まるごと博物館事業</p> <p>【内容】 徳島の城下町をテーマとしたイベント「城下町徳島まるごと博物館」を開催</p> <p>【実施時期】 令和4年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 城下町として発展した中心市街地の魅力を知ってもらうため、街全体を博物館に見立てたイベント「城下町徳島まるごと博物館」を開催し、城下町として発展した歴史をアピールするとともに、徳島市の中心市街地らしさの創造につなげる。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地賑わい創出事業</p> <p>【内容】 若者等の市民が企画した地域活性化イベントに対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 中心市街地のにぎわいを創出するため、市民が企画した地域活性化イベントに対して補助を行う。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地でイベントを開催し、回遊の動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地出店支援事業</p> <p>【内容】 空き店舗に出店する場合に必要な改装費等に係る補助金を支出</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 そごう徳島店の閉店に伴う駅前のにぎわい喪失を防ぐため、中心市街地の空き店舗に出店する場合に必要な改装費等を支援する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 魅力的な店舗の出店を支援することで回遊の楽しみを生み出すことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 キッチンカー支援事業</p> <p>【内容】 まちなかへのキッチンカーの出店事業者に対して補助金を支出</p> <p>【実施時期】 令和4年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地に点在しているランドマーク施設を結ぶ動線上のにぎわいを創出するため、施設周辺の道路や公園などでキッチンカーによる出店を支援する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 エリア内を散策する食の楽しみを創出することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 リノベーションまちづくり推進事業</p> <p>【内容】 リノベーションまちづくりに関する講演会やリノベーションスクールを開催</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 空き家や空き店舗、空き地などの資産を活用してまちの課題解決を図る「リノベーションまちづくり」の考え方を普及啓発する講演会や実際の物件を対象としたリノベーションスクールを開催する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 遊休不動産のリノベーションを通じて新たな魅力が感じられるエリアを創造することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 ①地方創生推進交付金 ②都市構造再編集中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 ①令和4年度 ②令和5～8年度</p>	
<p>【事業名】 ビッグデータを用いた人流データ分析</p> <p>【内容】 スマートフォンのGPS機能を活用した人流測定システムから得られるビッグデータにより来街者や回遊者の分析を行う</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 ビッグデータを用いることによってまちなかの人流を柔軟に把握できるようになり、数字に裏打ちされた戦略を講じられるようになることが期待される。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 まちなかの人流を適切に把握し、データに基づく改善策を講じることは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 (徳島都心地区)</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ナイトタイムエコノミー促進事業</p> <p>【内容】 外国人観光客等の受入環境を整備する市中心部の飲食店等を支援</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 近年増加を続けている外国人観光客を夜の観光消費につなげるため、中心市街地の飲食店等における外国人受入体制の強化を支援する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 訪日外国人による夜間消費を活性化することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	
<p>【事業名】 創業促進事業</p> <p>【内容】 起業や創業、コミュニティビジネスに関するセミナーなどに要する経費を補助</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	民間事業者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 本計画のコンセプトである「イノベーション」を実現するため、中心市街地で新たな投資を行う起業家の育成を支援する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 起業家の育成を通じて中心市街地で新たな店舗やサービスを増加させることは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	
<p>【事業名】 ひょうたん島 SUMMER TAXI の運航</p> <p>【内容】 スマホでひょうたん島周遊船を呼ぶことができる「ひょうたん島 SUMMER TAXI」を運航</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	民間事業者	<p>【位置づけ】 水都徳島ならではの交通手段として、ひょうたん島クルーズの定期便とは別に、周遊船をタクシーとして利用できるようにすることで川を使った動線を生み出す。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 周遊船乗り場はアミコビルと阿波おどり会館の中間にあり、他のエリアを回遊する動機づけを行うことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業補助金</p> <p>【実施時期】 令和4～6年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 フィールドアトラクション発掘・発信事業</p> <p>【内容】 中心市街地の楽しみ方を発掘・発信するため地域資源を活用した着地型観光商品を造成</p> <p>【実施時期】 令和4年度～</p>	まちづくり会社	<p>【位置づけ】 中心市街地をテーマパークのように「遊びに行く場所」として活性化するため、地域資源の磨き上げを通じた着地型観光商品の造成やまち歩きイベントの実施に取り組む。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地を訪れる具体的な目的を作ることは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 公民連携プラットフォームの運用</p> <p>【内容】 公民連携に向けた市役所のワンストップ窓口を設置</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 民間企業との「連携協定の締結」や「共同事業の推進」に向けた市役所のワンストップ窓口を設置し、公民連携の取組を活性化する。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地活性化には民による取組が必要不可欠であり、公民が連携して新たなサービスを展開することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 規制緩和による市民広場の利活用</p> <p>【内容】 市役所庁舎前の市民広場を民間事業者も利活用できるよう規制緩和</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 新ホールと線路を挟んだ向かい側にある市役所庁舎前の市民広場について、貸出基準を見直し、民間事業者による中心市街地活性化事業などに利活用できるようにする。 本事業は基本方針②「街を巡りたくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 ランドマーク施設周辺のにぎわいを創出することは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 広域観光案内ステーションの運営</p> <p>【内容】 着地型観光の促進を図る拠点となる「広域観光案内ステーション」を運営</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 広域観光案内ステーションはアミコビルに設けられた観光案内施設であり、徳島市のみならず、徳島東部地域の観光情報を幅広く提供するなど、観光客をおもてなしする拠点として運営している。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 観光案内所をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 阿波おどりが会館の運営</p> <p>【内容】 阿波おどりの保存、伝承、発展を目的とする「阿波おどりが会館」を運営</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	指定管理者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 本市の中心市街地は観光客を迎え入れるエリアとしての役割も果たしており、阿波おどりが会館はその中核施設である。阿波おどりが会館は指定管理者制度により運営しているため、管理者と連携しながら施設の魅力アップに取り組む。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 観光の核となる本施設の活性化を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 産業支援交流センターの運営</p> <p>【内容】 本市の産業育成、新たな事業創出、利用者相互の交流等の促進を目的とする「産業支援交流センター」を運営</p> <p>【実施時期】 令和 2 年度～</p>	指定管理者 (徳島市)	<p>【位置づけ】 産業支援交流センターはアミコビル1階・9階に設けられた産業振興施設であり、産業育成や新たな事業創出、利用者相互の交流促進等を目的としている。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 産業振興施設をアミコビルで運営することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中小企業販路拡大支援事業（専門家相談事業）</p> <p>【内容】 産業支援交流センターにおいて経営相談窓口を開設</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>民間事業者 徳島市</p>	<p>【位置づけ】 経営相談窓口をアミコビルの産業支援交流センターに設け、中小企業に対する販路拡大や経営課題等の相談に応じる。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 アミコビル内の産業支援交流センターにおいて事業者や起業家などを対象とした相談事業を実施することは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 とくしまマルシェの開催</p> <p>【内容】 しんまちボードウォークにおいて毎月最終日曜日に地元農産品などを販売する産直市「とくしまマルシェ」を開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>【位置づけ】 とくしまマルシェは、水都徳島の風景を楽しみながら地元農産品を購入できるなど、市民はもとより、観光客にとっても大きな周遊の目玉となるコンテンツである。 本事業は基本方針②「街を巡りたいくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地を訪れる具体的な目的を作ることは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

8 事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

JR 徳島駅前にはバスターミナルも立地するなど、広域的な交通結節機能を有しており、四国東部地域のモノや人の流れを考える上で欠かすことのできない重要なエリアである。

過去 10 年間における JR 徳島駅利用者は大きく変動していないものの、市内を走る路線バスの利用者は減少傾向にある。

また、徳島市民の一人当たり乗用車保有台数は 0.58 台で全国平均を大きく上回っており、特に郊外部では環状道路や高速道路など高規格道路の整備に伴って自動車移動の利便性が年々高まる中で、ここ 10 年間の伸び率も +0.06 台を記録するなど車社会がさらに進んでいる。

高齢者の増加により免許返納の動きも加速しているが、車を手放すと生活が困難なエリアもあることから、車を保有していなくても生活を営める環境づくりが必要である。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

本市は道路網が整備された自動車移動の利便性が高い都市であるが、今後、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていくためには、公共交通網や自転車の利用環境整備を進めることが求められている。

特に、新たに整備を予定している徳島文化芸術ホール（仮称）には市内外から多くの来場が見込まれることから、駐車場や駐輪場整備などの対策を進めるとともに、ホール近辺への JR 新駅の設置について検討を行う。

また、エリア内での回遊人口を増加させるためには、集客拠点から広がる域内交通の充実が必要不可欠であるため、自転車の利用促進や歩道空間の整備といった 4 章での取組に加えて、新たな交通手段の確保など公共交通機関の利便性の増進に取り組む必要がある。

特に、本市における公共交通機関の核となる路線バスについては、路線網の整理・再編やダイヤの見直し、デジタル化やバリアフリー化の推進などを通じて利便性向上を図ることが求められている。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 バス路線網の整理・再編事業</p> <p>【内容】 路線バスの利便性と効率性を両立するためバス路線網の整理・再編を実施</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 徳島市	<p>【位置づけ】 路線バスの利便性と効率性を両立するため、バス路線網の整理・再編に取り組む。 本事業は基本方針①「街へ訪れたくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 区域外から訪れる公共交通手段として路線バスの利便性向上を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 路線バス魅力度向上事業</p> <p>【内容】 ルート・ダイヤの検討や様々な企画・イベントなど路線バスの魅力を向上</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 徳島市	<p>【位置づけ】 快適に回遊できるルート・ダイヤの検討や様々な企画・イベントを実施することで、路線バスの魅力向上を図る。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 区域外から訪れる公共交通手段として路線バスの魅力アップを図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 運輸事業振興助成交付金</p> <p>【実施時期】 令和4～8年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 多様な主体との連携によるバス利用者拡大事業</p> <p>【内容】 企画切符の販売など公共交通の利用と沿線商業施設等の活性化の両立を推進</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 徳島市	<p>【位置づけ】 中心市街地のイベントや商業施設等と連携した企画切符を販売し、公共交通の利用と沿線商業施設等の活性化の両立を図る。 本事業は基本方針②「街を巡りたいくなる動線づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 路線バス利用者による周辺店舗での買い回りを促すことは「まちなか歩行者通行量」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 路線バスデジタル推進事業</p> <p>【内容】 オンライン決済の充実やオープンデータ化など路線バスのデジタル化を推進</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 徳島市	<p>【位置づけ】 運賃等の支払いにおけるオンライン決済の充実やオープンデータ化など、将来的な MaaS への参画に向けた路線バスの環境整備を進める。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 区域外から訪れる公共交通手段として路線バスの利便性向上を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 路線バスバリアフリー化推進事業</p> <p>【内容】 子どもから高齢者まで利用しやすいよう路線バスのバリアフリー化を推進</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	民間事業者 徳島市	<p>【位置づけ】 子どもから高齢者までが日常の移動手段として利用する機会の多い路線バスについて、ノンステップバスの導入などバリアフリー化を進める。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 区域外から訪れる公共交通手段として路線バスの利便性向上を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 高齢者バス無料乗車助成事業</p> <p>【内容】 対象の高齢者に市バス無料乗車証等を交付</p> <p>【実施時期】 昭和49年度～</p>	徳島市	<p>【位置づけ】 近年における高齢ドライバーの運転免許証の自主返納の流れも踏まえ、高齢者の移動手段としても路線バスの果たす役割は重要性を増していることから、対象の高齢者に市バス無料乗車証等を交付する。 本事業は基本方針①「街へ訪れたいくなる場面づくり」に資する事業として位置付けられる。</p> <p>【必要性】 区域外から訪れる公共交通手段として路線バスの利用促進を図ることは「ランドマーク施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

9 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市は、中心市街地活性化を統括する組織として「中心市街地活性化推進室」を設置し、庁内関係部局との調整・連携を図りながら中心市街地活性化基本計画の作成を担当している。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、「徳島市中心市街地活性化基本計画策定会議」を組織し、関係部局の連携・総合調整を行っている。

本計画認定後は、年度毎に事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図っていくこととする。

開催日	会議名	議題
令和2年 12月21日	基本計画策定会議	・基本計画策定会議設置要綱について ・中心市街地活性化基本計画の概要について ・事業の調査について
令和3年 3月23日	基本計画策定会議	・基本計画策定会議設置要綱の改正について ・中心市街地活性化協議会の設立について ・中心市街地活性化基本計画の概要について
令和3年 5月10日	基本計画策定会議	・中心市街地活性化基本計画について (基本方針、ビジョン、目標値、公民連携など)
令和3年 8月2日	基本計画策定会議	・中心市街地活性化基本計画(素案)について
令和3年 11月1日	基本計画策定会議	・パブリックコメント手続の実施結果について ・中心市街地活性化基本計画について

(3) 徳島市中心市街地活性化基本計画策定会議委員名簿

	職名
会長	市長
副会長	第一副市長
副会長	第二副市長
委員	企画政策部長
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民文化部長
委員	環境部長
委員	健康福祉部長
委員	子ども未来部長
委員	経済部長
委員	都市建設部長
委員	危機管理局長
委員	政策調整監
委員	消防局長
委員	上下水道局長
委員	交通局長
委員	教育長

(4) 徳島市議会における中心市街地活性化の審議

開催日	会議名	主な審議内容
令和2年 11月30日	令和2年第6回定例会	中心市街地活性化基本計画の策定に向けて準備室を設置する旨を説明
令和3年 1月26日	令和3年第1回臨時会	中心市街地活性化基本計画の策定に係る補正予算案を提示
令和3年 3月4日	令和3年第2回定例会	推進室を設置し、令和3年度末の計画認定を目指して策定作業に取り組む旨を市長より所信表明
令和3年 3月8日	令和3年第2回定例会	中心市街地活性化基本計画の概要や活性化の核となるアミコビル再生などの計画掲載事業について審議
令和3年 3月9日	令和3年第2回定例会	計画掲載事業である新町西地区市街地再開発事業やアミコビル再生などについて審議
令和3年 3月18日	令和3年第2回定例会	計画掲載事業であるアミコビル再生、新町西地区市街地再開発事業、新ホール整備などについて審議
令和3年 6月10日	令和3年第3回定例会	計画コンセプト及びひょうたん島フィールドテーマパーク構想について市長より説明
令和3年 6月14日	令和3年第3回定例会	計画掲載事業であるアミコビル再生について審議
令和3年 6月15日	令和3年第3回定例会	計画掲載事業である新町西地区市街地再開発事業、アミコビル再生などについて審議
令和3年 9月10日	令和3年第4回定例会	ひょうたん島フィールドテーマパーク構想について審議

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、徳島商工会議所が設立者となり、令和 3 年 3 月 23 日に徳島市中心市街地活性化協議会を設置した。

(2) 構成員

中心市街地の市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO 法人などの主体を構成員とする。

所属	役職	氏名
徳島商工会議所	会頭	寺内 カツコ
徳島都市開発株式会社	代表取締役社長	鈴江 祥宏
JR徳島駅ビル開発株式会社	代表取締役社長	大島 雅緒
阿波女あきんど塾	キャスト	高木 博代
内町まちづくり協議会	会長	宮澤 武志
新町コミュニティ協議会	会長	前川 佳弘
NPO 法人新町川を守る会	理事長	中村 英雄
NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長	松崎 美穂子
一般社団法人イーストとくしま観光推進機構	専務理事	渡辺 隆仁
四国旅客鉄道株式会社	徳島企画部長	山本 仁志
徳島バス株式会社	運輸部課長	泉 雅仁
徳島大学	理工学部教授	小川 宏樹
四国大学	経営情報学部准教授	稲倉 典子
徳島文理大学	人間生活学部准教授	岡山 千賀子
株式会社阿波銀行	営業推進部副部長	片山 哲也
株式会社徳島大正銀行	法人推進部次長	麻植 順資
徳島県商店街振興組合連合会	理事長	杉原 正伸
徳島県商店街振興組合連合会 東新町1丁目商店街振興組合	代表理事	原田 吾朗
徳島県商店街振興組合連合会 元町商店街振興組合	代表理事	逢坂 昭雄
徳島商工会議所まちづくり検討委員会	委員長	安藤 正博
徳島県	企業支援課長	宮内 計典
徳島市	企画政策部長	飯田 博司
徳島市	経済部長	鈴田 善美
徳島市	交通局長	角 元和彦

(3) 開催状況

会議回数	開催日	議題
第1回	令和3年3月22日	・ 中心市街地活性化協議会の設立について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画の概要について
第2回	令和3年6月10日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画について (基本方針、ビジョン、目標値、公民連携など)
第3回	令和3年8月17日	・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回	令和3年11月15日	・ パブリックコメント手続の実施結果について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 徳島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

(4) 法第15条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「徳島都市開発株式会社」を組織の構成員としている(本市の出資比率は53.72%)。
- 第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、徳島商工会議所を組織の構成員としている。
- 第3項の規定に基づき、徳島商工会議所ホームページにおいて公表を行っている。
- 第4項及び第5項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を構成員として加えている。
- 第5項の規定に基づき、参加申出があった者は委員に追加、若しくは随時オブザーバーとしての参加を要請している。
- 第6項の規定については、協議会規約第7条第1項で参加を要請することができる。
- 第7項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めている。
- 第8項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えている。
- 第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- 第10項の規定に基づき、会議で協議が整った結果については各構成員が尊重している。
- 第11項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めている。

(5) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

(6) 徳島市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 徳島商工会議所及び徳島都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、徳島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、徳島市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により徳島市が策定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項について協議し、または、法第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議を行うこととする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画の策定に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 認定基本計画の実施に関し必要な事項についての意見提出
- (3) 中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、その総数を25名以内とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、徳島商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(構成員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 徳島商工会議所
- (2) 徳島都市開発株式会社
- (3) 徳島市
- (4) 商業、都市機能、公共交通、観光、金融、教育、地域住民、特定非営利活動法人及び行政の関係者など
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

(委員)

第8条 委員は、前条の各号に掲げる者の長もしくは所属員をもって充てる。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 任期中の委員が欠けた場合は、必要に応じ会長が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長もしくは会長が指名したものが議長となる。

- 2 会議は、委員（代理を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の説明を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、徳島商工会議所が処理する。
- 3 徳島市の関係部局は本事務局と連携し、協議会の運営に最大限の協力をするものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和3年3月22日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計データより地域の現状を把握し、分析を行っている。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズ客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握」において、アンケート結果より分析を行っている。

③ 前基本計画に基づく取組の把握・分析

本市において、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化計画は初の策定であるため、旧法に基づく基本計画の実施状況を、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組」にて分析している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 徳島市中心市街地活性化協議会の開催

徳島商工会議所及び徳島都市開発株式会社と連携し、中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進や事業主体間の相互連携、活性化に向けた目標達成のための調整などを行っている。

② ワークショップの開催

本計画に基づく取組を市民、事業者、行政が連携して進めるため、民間事業者や NPO 法人、大学生など幅広い事業主体の参画により、中心市街地活性化に係るワークショップを開催した。

ア 開催概要

回	開催日	テーマ	参加人数
第1回	令和3年7月9日(金)	ひょうたん島の楽しみ方の発掘	23人
第2回	令和3年7月30日(金)	ひょうたん島の楽しみ方の発信	19人

イ 開催結果

第1回



- 各グループのグループワークでは、阿波おどり、眉山などの誰もが知っている阿波文化からイベントや店舗などの盛り上がりつつある阿波文化まで、様々な資源が出された。
- 特に、各グループとも、川・水辺・海・島に関する意見が多く、これらの資源が徳島のまちなかの象徴的な資源として認識されているといえる。
- また、まちなかの資源は、中心市街地活性化基本計画区域内の広い範囲で確認されたが、特に、中央公園周辺、駅南側～新町川周辺に集中しており、まちなかの活性化に資する重要なエリアであるといえる。
- さらに、それぞれの資源に触れられる場面としては、「活動・イベント」、「場所」、「モニュメント・デザイン・もの」に関するものが多いが、それらの資源をより印象付けたり、資源をつなげる要素として「人」に着目する意見も多く挙げられていた。
- 各グループにおいて、議論を踏まえまちなかの方向性をとりまとめた結果を踏まえ、フィールドテーマパーク構想について考えるキーワードを次のとおり整理した。

- ☞ 自転車で、歩いて、まちなかをめぐる楽しみ
- ☞ 拠点をつなぐ、魅力をつなぐ
- ☞ 観光ではない、日常やちょっとした余暇時間を過ごす仕掛けづくり
- ☞ イベントのにぎわいを増やし、まちに広げる
- ☞ 今ある良いところを活かす、おすすめを PR・情報発信する
- ☞ 今できることから始め、ターゲット・戦略を練って思い切ったことにもチャレンジする

第2回



- 前回ワークショップの内容に加え、参加者が日頃感じている問題意識等から、多様な事業アイデアが出された。各グループでは、まちなかの資源を活用した事業アイデアについて次のキーワードを整理した。

Aグループ

- ・まちのスキマ（公共空間）を使う

Bグループ

- ・水上タクシーをキーにした交通ネットワーク
- ・子どもはまちなかキッズニア、親御さんはリバーフロントワーク
- ・まちや川辺を健康づくりの場に
- ・遊休不動産の活用
- ・ひょうたん島（川）を軸にまちを楽しむ

Cグループ

- ・いまある資源を学びの場として活用・ネットワーク化
- ・ターゲットを設定し特化した取組

Dグループ

- ・「藍」をキーワードに、まちなかをまちの資源を「身近に感じられる」場所に

- 全体交流・ディスカッションでは、意見交換を通じて各自のアイデアがブラッシュアップされるだけでなく、郊外との対比によるまちなかの価値の創出、資源とニーズをマッチングする人材等、まちなかのあり方や事業を実現するために必要な要素等についても意見が出された。
- また、事後アンケートでは、交流機会の継続、計画策定のためのワークショップだけで終わらせないための取組・市の支援等について意見が寄せられており、今後対応を検討する必要があるといえる。

③ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民等の意見を聴取するため、令和3年10月1日から10月31日までの間、パブリックコメントを実施した。

【意見の提出状況】

提出方法	人数	団体	件数
直接提出	0 人	0 団体	0 件
郵送	1 人	0 団体	5 件
ファクシミリ	1 人	0 団体	0 件
E-mail	1 人	1 団体	7 件
電子申請	11 人	0 団体	26 件
合計	14 人	1 団体	38 件

④ SDGs 実現に向けた公民連携プラットフォーム

徳島市 SDGs
公民連携
プラットフォーム

徳島市は 持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています



本市においては、限られた経営資源の中で「複雑・多様化する市民ニーズ」にしっかりと対応していくため、新たに「SDGs 実現に向けた公民連携プラットフォーム」を創設した。

今後、こうした枠組みを活用しながら、本計画に記載された取組を中心に、幅広い公民連携による中心市街地活性化を推進していく。

10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

徳島市の都市形成については、徳島市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月策定）において、住居、商業・業務等の新たな立地は、都市的土地利用地域に誘導することを基本とし、コンパクトな市街地の維持と都市機能の集約を図る方針を掲げている。

さらに、平成 31 年 3 月に策定した徳島市立地適正化計画においては、都市の居住者に対する生活サービスの効率的な提供を図るため、医療、福祉、商業などの都市機能の誘導を図るべき区域として「都市機能誘導区域」を設定している。

特に、JR 徳島駅を中心とする 1km 圏内は都市機能誘導区域の中でも、大学、高等学校、小・中学校が立地する文教エリア、徳島駅から阿波おどり会館までのシンボルゾーン、市民病院などの高次都市機能の集積するエリアを「中心都市機能誘導区域」として位置付けている。

中心都市機能誘導区域へ都市機能の集積を進めるため、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画に基づく各種施策を展開する。

〔2〕 都市計画手法の活用

本市においては、徳島市都市計画マスタープランにおいてコンパクトな市街地の維持と都市機能の集約を図る中で、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場などで床面積が 1 万㎡を超える大規模集客施設の準工業地域内（約 462ha）への立地を制限するため、令和 3 年 12 月に「特別用途地区」を定める都市計画決定を行う。

また、令和 3 年第 5 回徳島市議会定例会（12 月開会）の議決を経て「徳島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を制定し、令和 4 年 1 月 1 日に施行する。

【法手続等の経緯】

令和 3 年	6 月	住民説明会
	8 月	都市計画案の縦覧
	9 月	徳島市都市計画審議会
	12 月	都市計画決定 告示
令和 4 年	1 月	徳島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の公布、施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

JR 徳島駅が立地する内町地区には様々な行政機関のほか、全国規模の企業の支店なども進出していることから、多くのオフィスビルが立地している。

また、駅ビルを構成するクレメントプラザや駅前に立地するアミコビルをはじめ、古くから本市における商業の中心地として栄えた新町地区にかけて数多くの商店街が連なるなど、商業機能の一大集積地となっている。

ホテルも JR 徳島駅前をはじめとする中心市街地に集積しており、観光客はもとより、ビジネス客の滞在場所としても大きな役割を果たしている。

さらに、近年では中心市街地及びその周辺部への分譲マンション建設が相次いでおり、内町小学校区の見童数が過去 10 年間で 50% 増となるなど、まちなか居住の流れが進んでいる。

(2) 庁舎などの行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

JR 徳島駅が立地する内町地区には市役所や警察、裁判所、税務署、法務局など様々な行政機関が集中している。

また、「1-[2]-(2)-⑧ 中心市街地における主な都市機能の集積状況」に記載したとおり、本市の中心市街地には非常に多くの民間病院が立地しており、高齢者がまちなかへ移り住む大きな動機の一つとなっている。

教育施設については、区域内に2つの小学校、区域に隣接する場所に中学校が立地しているほか、高校や専門学校、さらには徳島大学など、数多くの教育施設が集積している。

ほかにもデイサービスセンターや介護付きマンション、保育所などに加え、買い物のついでに子育て支援サービスを受けられる子育て支援拠点施設なども立地している。

(3) 市及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

大規模小売店舗立地法による大型小売店（店舗面積 3,000 ㎡以上）の同一商圏内での出店状況を、「1-[2]-(2)-④-エ 大規模商業施設の立地状況」に掲載している。

中心市街地内にはアミコビルや徳島ターミナルビルが立地しているが、アミコビル内に出店していたそごう徳島店が令和 2 年 8 月に閉店することとなり、令和 4 年 10 月のアミコビルのグラウンドオープンに向けて新たなテナント誘致などを進めている。

なお、郊外の準工業地域に大手ショッピングモールが出店しているが、いずれの施設についても現時点で拡張の予定は把握していない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

分類	事業名
4 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島駅前再生事業 ● 下水道管渠改築事業 ● 下水道設備改築更新事業 ● ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業 ● 狭あい道路整備事業 ● 道路メンテナンス事業 ● すいすいサイクル事業 ● 老朽管更新事業 ● LED が魅せるまち・とくしま推進事業 ● 道路照明 LED 化事業
5 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業 ● 徳島文化芸術ホール（仮称）周辺対策事業 ● 徳島文化芸術ホール（仮称）アクセス環境整備事業 ● 寺島公園の再整備 ● 子育て安心ステーションの運営 ● 国指定史跡徳島城跡保存整備活用事業 ● 市民活力開発センターの移転 ● 市民活力開発センターの運営 ● シビックセンターの運営 ● 徳島市立図書館の運営 ● 内町児童館の運営
6 まちなか居住の推進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新町西地区市街地再開発事業 ● 既存木造住宅耐震化促進事業 ● 危険廃屋解体支援事業
7 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ひょうたん島周遊船運航事業 ● 商店街等活性化支援事業 ● 企業誘致・雇用拡大等推進事業 ● 中心市街地出店支援事業 ● リノベーションまちづくり推進事業 ● ナイトタイムエコノミー促進事業 ● 創業促進事業 ● ひょうたん島 SUMMER TAXI の運航 ● フィールドアトラクション発掘・発信事業 ● 広域観光案内ステーションの運営 ● 阿波おどり会館の運営 ● 産業支援交流センターの運営 ● 中小企業販路拡大支援事業（専門家相談事業）
8 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ● バス路線網の整理・再編事業 ● 多様な主体との連携によるバス利用者拡大事業 ● 路線バスデジタル推進事業

11 その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) ひょうたん島フィールドテーマパーク構想の推進

① 構想の概要

中心市街地活性化基本計画は5年間の計画であるが、さらに長期的なビジョンを関係者や市民が共有した上でまちづくりに取り組むことが重要であるため、本市では、中心市街地の将来ビジョンとして「ひょうたん島フィールドテーマパーク構想」を掲げ、街全体を一つのテーマパークと見立てた統一的な世界観を創造するまちづくりに取り組むこととしている。

これは、中心市街地をこれまでのように「買い物に行く場所」としてではなく、「遊びに行く場所」として捉え直そうとする試みであり、基本計画のキーコンセプトである「ダイバーシティ」と「イノベーション」の実践例として国内を代表するテーマパークを想定することで、まちづくりの目標や評価軸を明確化するものである。

徳島市の中心市街地は、城下町として発展した歴史を有することから、その中で育まれた阿波おどり、水都、藍、浄瑠璃、食文化などの阿波の文化をテーマとし、「わくわくする体験」を提供できるまちづくりに取り組む。

ひょうたん島フィールドテーマパーク構想

中心市街地を一つのテーマパークと見立てて統一的な世界観を創造するまちづくり。

徳島市の中心市街地が提供する価値

わくわくする体験

徳島市の中心市街地におけるテーマ設定

城下町で育まれた阿波文化(阿波おどり、水都、藍、浄瑠璃、食文化 etc.)

テーマパークの主な構成要素

ショー/ アトラクション	食事処/ レストラン	ショップ	ホテル	移動手段
統一的な空間	インフォ メーション	バリアフリー	広報/ プロモーション	キャスト



② 構想と中心市街地活性化基本計画の関連性

ひょうたん島フィールドテーマパーク構想の実現に向けた、各構成要素に係る目指す方向性と中心市街地活性化基本計画に位置付けた主な事業は次のとおりである。

今後も官民の事業主体が目指す方向性を共有しながら、それぞれの役割に応じた新たな挑戦や投資が継続的に生み出されるよう、取り組むものとする。

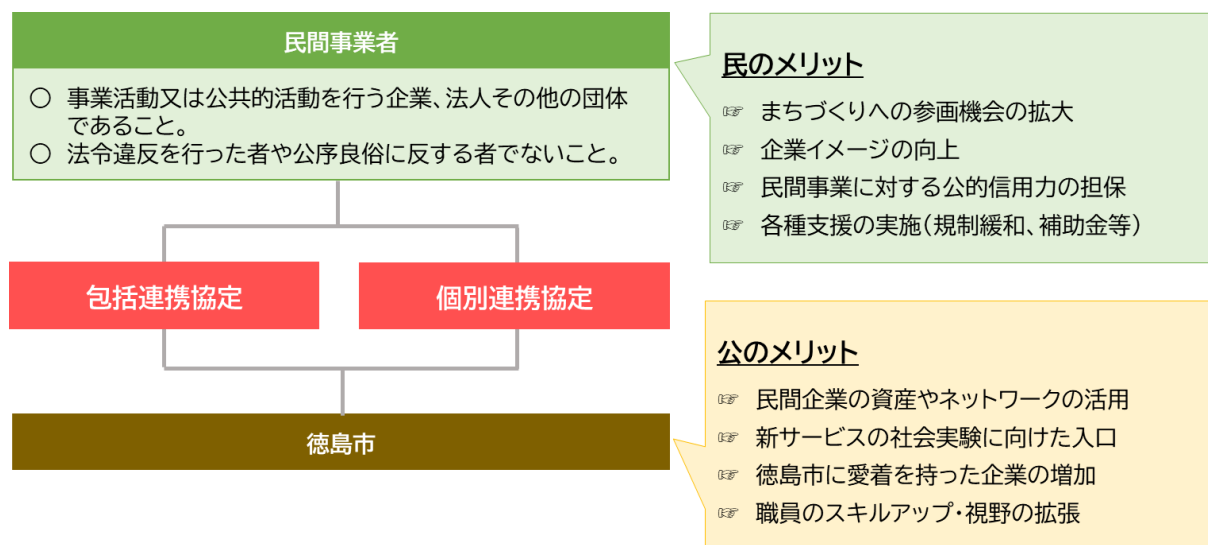
構成要素	目指す方向性	計画に位置付けた主な事業
ショー／アトラクション	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマーク施設の整備 ・イベントや体験プログラム数の増加 ・公演自体の質の向上 ・有効活用されていない場所の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業 ☞ フィールドアトラクション発掘・発信事業 ☞ ひょうたん島周遊船運航事業 ☞ 阿波おどり会館の運営
食事処／レストラン	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島の食材を有効活用する ・アレルギー対応情報などの提供 ・料理の見せ方や演出の工夫 ・まち歩きフードの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ キッチンカー支援事業 ☞ ナイトタイムエコノミー促進事業
ショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島ならではの商品開発 ・入りやすいオープンな雰囲気 ・新しい店舗の出店 ・商店街やエリアごとのカラー 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 徳島駅前再生事業 ☞ 中心市街地出店支援事業 ☞ 商店街活性化支援事業 ☞ リノベーションまちづくり推進事業
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺店舗などと連携したプラン開発 ・徳島ならではの雰囲気を感じる空間 ・ホテル自体の集客力アップ 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 新町西地区市街地再開発事業
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場や駐車場の整備・情報提供 ・区域内の動線の明確化 ・新たな交通手段の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ すいすいサイクル事業 ☞ ひょうたん島 SUMMER TAXI の運航 ☞ 多様な主体との関係によるバス利用者拡大事業
統一的な空間	<ul style="list-style-type: none"> ・川に囲まれた景観特性の活用 ・阿波おどりや藍の活用 ・店舗の統一的な景観形成 ・植栽などによる癒しの空間 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業 ☞ LED が魅せるまち・とくしま推進事業 ☞ とくしままちなか花ロード project
インフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や障がい者への対応強化 ・AI やロボットなどの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 広域観光案内ステーションの運営
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの導入 ・赤ちゃんの駅の有効活用 ・LGBTQ などへの配慮 ・車いすでも移動しやすい動線 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 子育て安心ステーションの運営
広報／プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・共通したメッセージの発信 ・情報発信のプラットフォーム構築 ・継続した情報発信の体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 公民連携プラットフォームの運用
キャスト	<ul style="list-style-type: none"> ・接客マナーの向上 ・外国人や障がい者も利用しやすい対応 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 市民活力開発センターの運営 ☞ 産業支援交流センターの運営

(2) 公民連携によるまちづくり

中心市街地活性化に向けた取組は行政が中心となつて行うのではなく、将来ビジョンを共有した中で、公民が連携して取り組んでいくことが重要であるため、次のような役割分担に沿った公民連携の取組を推進する。

「公」の主な役割	「民」の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりのコンセプトワーク ● 大規模ランドマーク施設の整備 ● 基盤となる生活インフラの整備 ● 公共交通の維持・確保 ● 新たな社会実験の募集 ● 公共空間の開放・規制緩和 ● 公共施設のユニバーサル化 ● その他公共・公益性の高い事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各店舗の魅力アップ ● 徳島ならではの商品・サービスの提供 ● 新たな商品・サービスの開発 ● 各種イベントの定期的な開催 ● 従業員の接客スキルアップ ● 統一コンセプトに基づくプロモーション ● 各店舗へのユニバーサルデザイン導入 ● その他民間ノウハウを生かした事業 など

また、本市では「SDGs 実現に向けた公民連携プラットフォーム」を創設しており、連携協定の締結に向けたワンストップ窓口を設けるなど、スピード感のある公民連携の推進に取り組んでいる。



[2] 都市計画等との調和

◎ 徳島市総合計画 2021（令和3年度～令和12年度）

目指すべき将来像として「わくわく実感！水都とくしま」を設定し、そのもとに4つの基本目標を掲げて政策・施策を体系化している。

中心市街地の活性化は、基本目標“地域経済を牽引する！活力あふれるまち「とくしま」の創造”の施策として位置付けており、都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、徳島駅周辺のまちづくりの方策やにぎわい交流軸として位置付けたシンボルゾーン周辺の新たなにぎわいづくりに加え、ひょうたん島周辺を含む中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めることとしている。

◎ 第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年度～令和6年度）

人口減少社会という重要課題に対応するため4つの目標を掲げ、施策を体系化している。

中心市街地の活性化は、基本目標“「誰もが活躍でき安心して暮らせる、持続可能で安全なまち」の実現”の施策として位置付けている。

◎ 徳島市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

住居、商業・業務等の新たな立地は、都市的土地利用地域に誘導することを基本とし、コンパクトな市街地の維持と都市機能の集約を図る方針を掲げている。

JR 徳島駅を中心とする都心については、本市の顔として文化施設などの高次な都市機能の充実を図るとともに、既存の都市機能の集積を活用し、まちなか観光やまちなか居住を促進するなど、活力ある都市圏の形成をけん引することとしている。

◎ 徳島市立地適正化計画（平成31年3月策定）

「徳島市総合計画」や「徳島市都市計画マスタープラン」に即すとともに、JR 徳島駅を中心とする区域を「中心拠点」と定め、教育・文化や商業など都市機能の集積と魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などを通じてにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指すこととしている。

◎ 徳島駅周辺まちづくり計画（令和元年6月策定）

現在、検討を進めている徳島市内鉄道高架事業に合わせて一体的なまちづくりを行うため、徳島の玄関口にふさわしい拠点の形成に向けた方針や施策を定め、その他の分野別計画と連携しながら、徳島駅周辺のにぎわい創出等に取り組むものである。

徳島中央公園から徳島駅前広場を経て眉山に至るルートを「にぎわい交流軸」に設定し、人々にとって上質で居心地のよい空間に再編するとともに、都市機能の誘導やオープンスペースの整備、歩行者や公共交通優先の空間づくりを集中的に行うこととしている。

◎ **徳島市地域公共交通網形成計画（令和 2 年度～令和 11 年度）**

基本方針 1「選択と集中による拠点間を結ぶ幹線軸の形成」において、中心市街地へのアクセスにおける利便性と効率性を両立するため、まちの骨格を支える幹線軸を形成し、メリハリをつけて、利便性確保を図ることとしている。

本計画に基づきバス路線網の整理・再編やバス定時性の確保などに取り組むことにより、中心市街地へのアクセス環境の向上を図る。

◎ **徳島市国土強靱化地域計画（令和 2 年 3 月策定）**

本計画は、近年多発する大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るために策定された計画で、徳島市総合計画との整合性を図りながら、本市が有する様々な計画等の指針となるものである。

本計画においては、いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護、社会基盤の維持、財産への被害の最小化及び迅速な復旧を進めることとしている。

本市では南海トラフ巨大地震の発生リスクが年々高まっており、本計画に基づき、安心・安全な中心市街地の実現に向けて地域防災力の強化を図る。

◎ **徳島市産業振興ビジョン（平成 27 年度～令和 6 年度）**

産業振興の将来像として「新たな挑戦を地域で支える体制の構築」「地域経済循環による自立力の形成」「産業振興を支える人材育成・連携強化」を掲げ、域外所得の増加や域内での経済循環の促進に取り組むこととしている。

本計画に基づき産業の振興を図ることにより、中心市街地活性化基本計画のキーコンセプトとしているイノベーションの実現につなげる。

◎ **地域再生計画 ～人が集い新たな価値が生まれるにぎわい徳島推進事業～
（令和 2 年度～令和 4 年度）**

地域再生計画においては、中心市街地での定住・交流人口を増やすことにより、地域に根差したビジネスや地域活動など、新たな投資の活性化に取り組むこととしている。

本計画に基づき「リノベーションまちづくり推進事業」や「ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業」、「移住促進事業」などを進めることにより、中心市街地の将来像である人とのつながりを通じて新たな投資を呼び起こす。

◎ **第 3 次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン（令和 3 年度～令和 7 年度）**

第 3 次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンにおいては、圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、中心市である徳島市と近隣の小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町が連携して推進する具体的取組を定めている。

本ビジョンに基づき圏域内の市町村が取組を進めるとともに、中心市である本市においては、中心市街地を核としつつ拠点性を高める。

12 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11 その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8 事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	事業等の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載

徳島市中心市街地活性化基本計画

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5111（代表）

